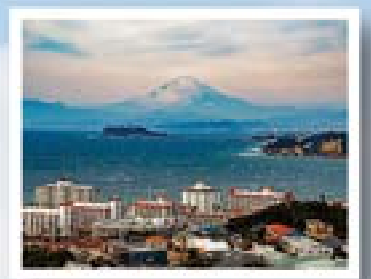


逗子市緑の基本計画



令和5年3月



目 次

計画の前提	1
(1) 緑の基本計画とは	2
(2) 計画改定の背景と目的	2
(3) 計画の位置づけ	3
(4) 計画の構成	4
(5) 計画の期間	4
(6) みどりの概況	5
【第1部】 基本構想	26
1. 基本理念	27
2. みどりの将来像	27
3. 基本方針	28
4. 目標水準	29
(1) 計画のフレーム	29
(2) 計画の目標水準	30
5. みどりの将来構造	31
【第2部】 みどりづくり施策	37
6. みどりづくり施策	38
6-1 みもりを守る	39
(1) 身近なみもりを守る	39
(2) みもりを維持管理する	40
(3) 歴史的なみもりを守る	41
(4) 水辺の環境を守る	42
(5) みもりを復元する	43
6-2 みもりを増やす	44
(1) 公共施設にみもりを増やす	44
(2) 民有地緑化を推進する	45

6-3	みどりを活用する	46
(1)	公園のみどりを活かす	46
(2)	市街地内の樹林地等や空き地のみどりを活用する	47
6-4	みどりをつなぐ	48
(1)	生物多様性を確保する	48
(2)	歩行者のネットワークを形成する	49
6-5	市民との協働	50
(1)	協力体制をつくる	50
(2)	PRを充実する	51
(3)	市の推進体制を強化する	52
7.	都市公園等の方針	53
8.	緑地の保全を重点的に進める地区の方針	59
9.	緑化推進を重点的に進める地区の方針	65
10.	市民協働を重点的に進める方針	71



計画の前提

計画の前提

(1) 緑の基本計画とは

逗子市緑の基本計画は、都市緑地法第4条に規定される計画であり、緑地の適正な保全、緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

(2) 計画改定の背景と目的

逗子市（以下、「本市」という。）は、青い海に面し、三方をみどり豊かな丘陵に囲まれた美しい都市です。

本市では1996年（平成8年）に逗子市緑の基本計画を策定し、その後、2006年（平成18年）及び2018年（平成30年）に計画を改定し現在に至っています。この中で示す計画の見直し時期が到来したことから、第2部みどりづくり施策及び第3部事業進行管理の部について見直しするものです。

みどりは本市の大きな魅力のひとつであり、これまでこの逗子市緑の基本計画に基づき、樹林地の維持管理のための制度の充実や池子の森自然公園などにおける自然とのふれあいなどの市民協働の取り組み、まちづくりや景観づくりと連動したまちなかの緑化など、様々な取り組みを進めてきました。

一方で、近年の地球温暖化の進行や激甚化する地震・豪雨・台風への防災・減災対応、少子高齢化の進行など社会情勢の大きな変化とともに、生物多様性の保全やみどりに対する市民ニーズの変化など、みどりを取り巻く状況は大きく変化しています。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大による影響から、みどりやオープンスペースの柔軟な活用が提言されるなど、様々な場面においてみどりの重要性は益々増大し、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとするグリーンインフラの取り組みが進められています。

さらに、カーボンニュートラルへの取り組みやSDGsの達成へ貢献する持続可能なまちづくりの推進にも、みどりは重要な役割が期待されています。

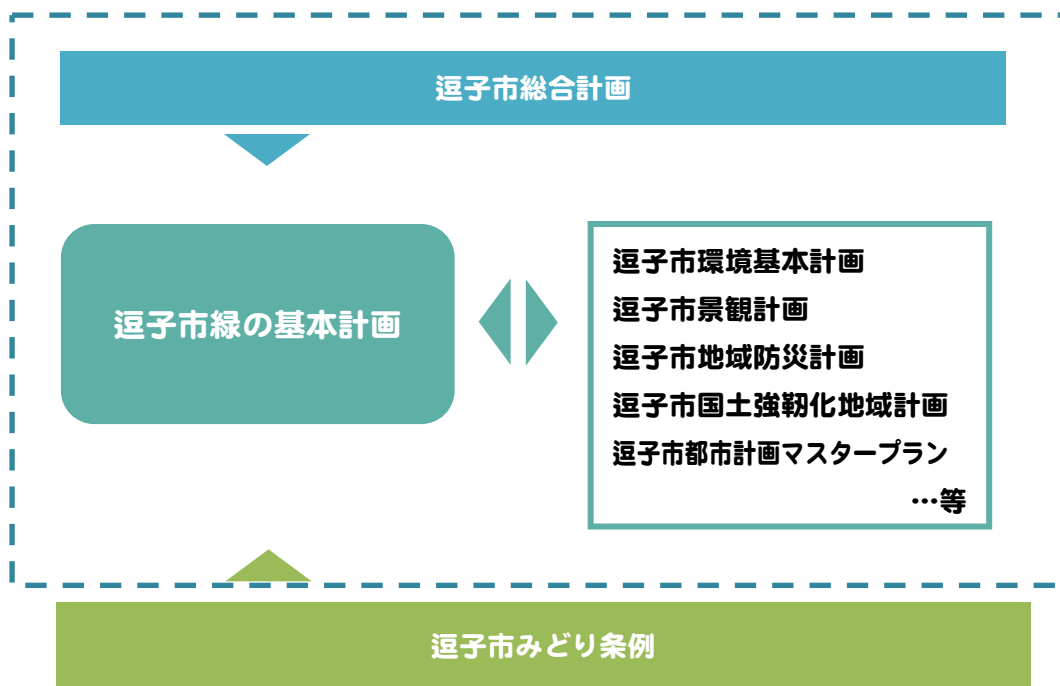
このような中で、これまでの計画の成果を活かしつつ、新たな状況に適確に対応し、本市のみどり施策を総合的・計画的に展開するため、逗子市緑の基本計画を改定します。



(3) 計画の位置づけ

逗子市緑の基本計画は、都市緑地法第4条及び逗子市みどり条例第3条に基づき策定するとともに、「逗子市総合計画」に掲げる理想像、将来像を実現するための「自然を大切にすまち」と基本理念を同じくしています。また、理念に基づき上位・関連計画と整合を図ります。緑の基本計画は、みどりの将来像、基本方針、みどりづくり施策、重点施策などで構成し総合的にみどりの保全、緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める計画です。

計画の位置付け



(4) 計画の構成

逗子市緑の基本計画は、3部構成とします。

第1部基本構想については、本計画の目指すべき方向性を示す項目となっており、上位・関連計画と連動した基本理念を設定し、これに基づき将来像、基本方針、目標水準、将来構造を定めています。

第2部みどりづくり施策は、本計画の中核となるみどりづくり施策を示すとともに、都市公園等の方針、緑地の保全を重点的に進める地区の方針、緑化推進を重点的に進める地区の方針、市民協働を重点的に進める方針を定めています。

第3部事業進行管理の部については、第2部みどりづくり施策の中で、特に重要な施策であるみどりづくりの重点施策について、その進行管理の方策を示します。

(5) 計画の期間

逗子市緑の基本計画は、2038年度（令和20年度）を目標とし、第1部基本構想は2018年度（平成30年度）から2038年度（令和20年度）までの21年間を計画期間としています。

第1部基本構想に示す将来像等を目指し、取り組みの具現化を図るため、第2部みどりづくり施策は、前期5年、中期8年、後期8年で見直しを進めます。また、第3部事業進行管理の部においては、4～5年間の事業計画を定め、4～5年ごとに見直しを進めます。

なお、上位・関連計画を含め、今後の社会情勢の変化や国・県の新たな施策等に柔軟に対応するため、今回は第2部みどりづくり施策は2023年度から2030年度までの中期8年、また、第3部事業進行管理の部は、2023年度から2026年度までの第2期の計画を見直します。

逗子市緑の基本計画

第1部 基本構想 (21年間 2018年度-2038年度)

第2部 みどりづくり施策

前期5年

中期8年

2023~2030

後期8年

第3部 事業進行管理

第1期5年

第2期4年

第3期4年

第4期4年

第5期4年

(6) みどりの概況

① 逗子市の位置と概要

本市は、神奈川県東部の三浦半島の付け根に位置し、鎌倉市、横浜市、横須賀市、葉山町と境を接し、北、東、南の三方をみどり豊かな丘陵に囲まれ、西は青い海に向かって開けた形をしています。

東西 6.96km、南北 4.46km、周囲 21.20km で面積が 17.28km² と、県内の市で最もコンパクトな市域に、JR 横須賀線の駅が 2 つ、京浜急行線の駅が 2 つ、横浜横須賀道路逗子インターチェンジがあります。

東京まで 1 時間と利便性が高いにもかかわらず、海と山が身近に、豊かな自然環境が暮らしの一部として感じられるまちです。

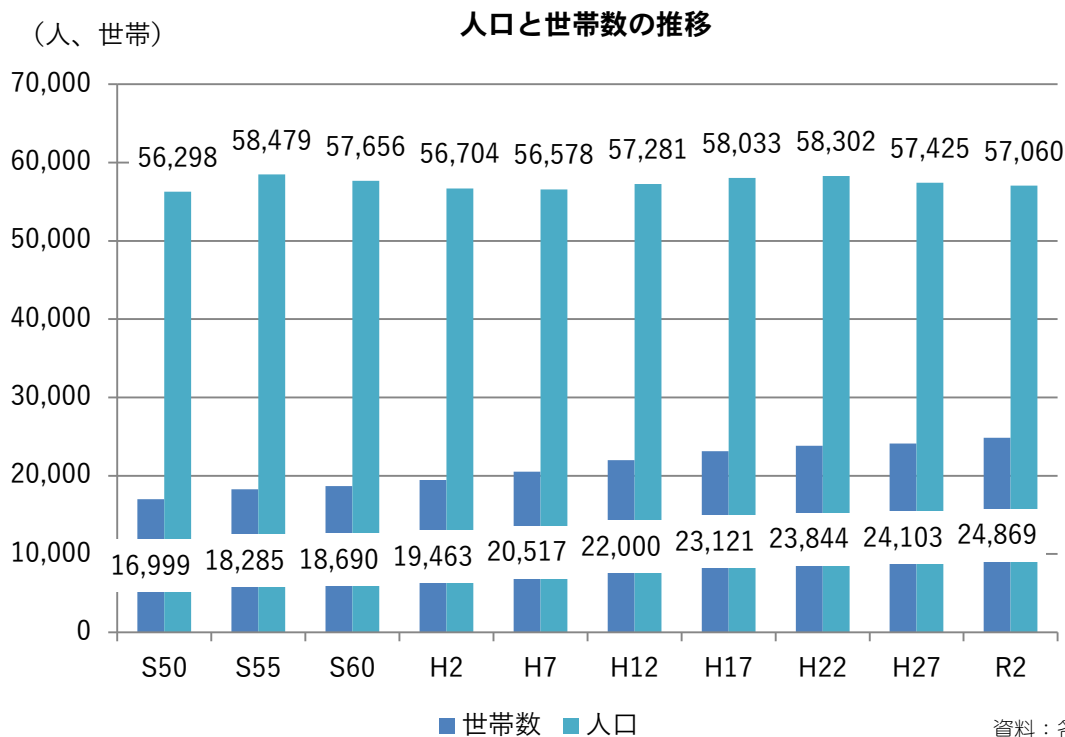
温暖な気候に加え、風光明媚な土地であることから、明治期から別荘地として栄え、現在も豊かな自然に囲まれた静かな住宅都市として歩んでいます。

逗子市の位置と概要

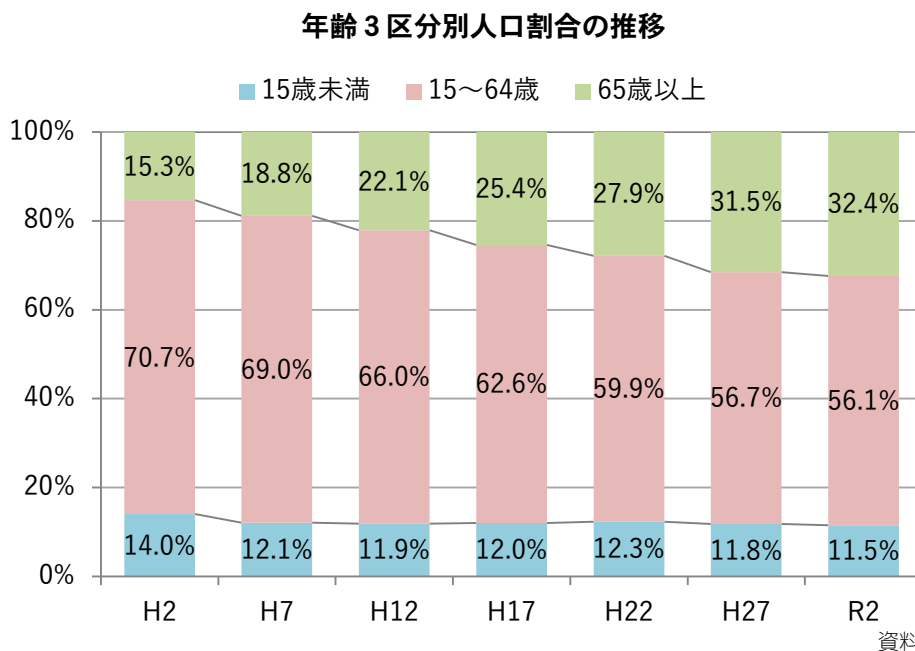


②人口・年齢構成

2020年（令和2年）の国勢調査では、本市の総人口は57,060人、世帯数は24,869世帯です。1975年（昭和50年）以降の、横ばい・ゆるやかな減少傾向から、2000年（平成12年）以降、再び少しずつ増加する傾向にありましたが、2010年（平成22年）をピークに減少に転じました。また、世帯数は、核家族化等を背景に現在も増加傾向にあります。



年齢3区分別人口では、15歳未満の若年人口が11.5%、15歳から64歳の生産年齢人口が56.1%、65歳以上の老年人口が32.4%となっています。高齢化率は年々高まり、30年前の1990年（平成2年）と比較して約2倍となり、ほぼ3人に1人が高齢者となっています。

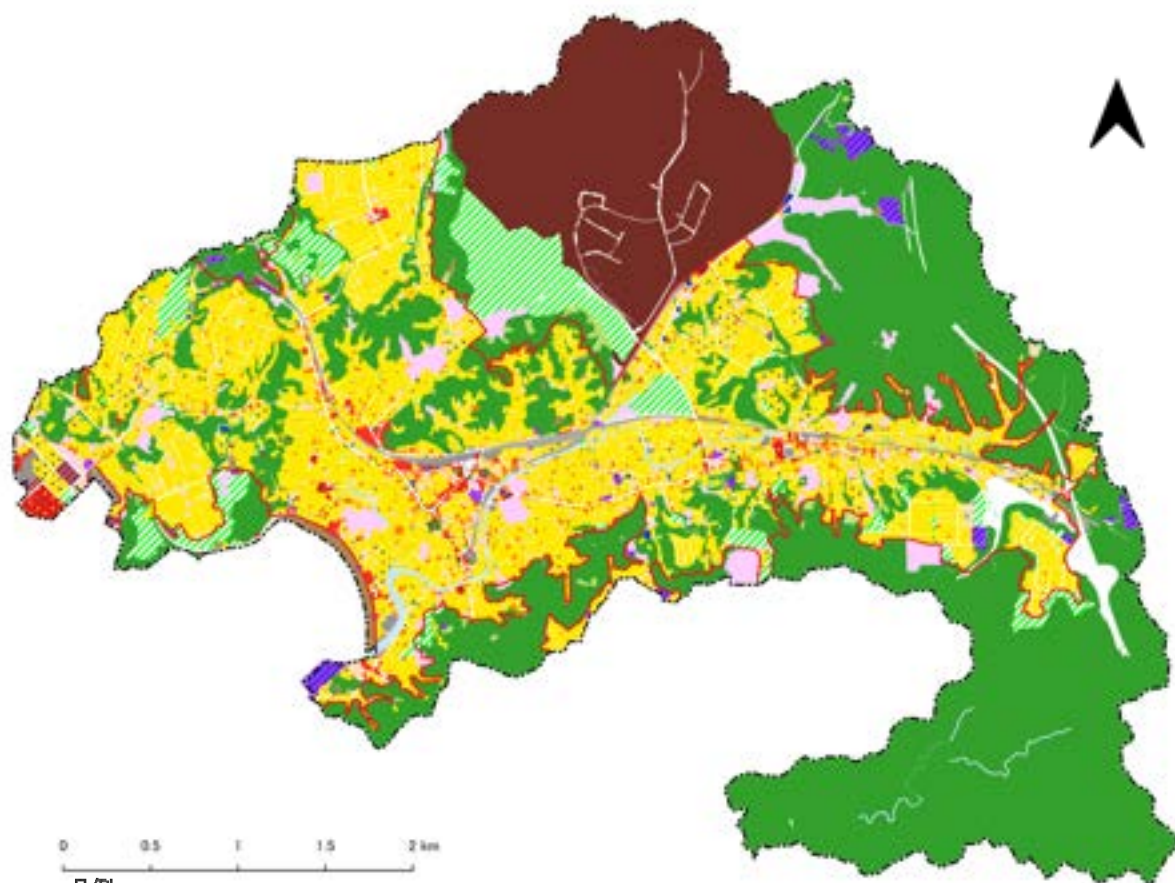


③土地利用

本市の都市計画区域面積（行政面積）は2021年（令和3年）現在1,728haであり、そのうち市街化区域が832ha、市街化調整区域が896haとなっています。自然的土地利用は735.5ha（42.6%）、都市的土地利用は992.5ha（57.4%）となっています。

自然的土地利用のうち大部分の706.2haは山林で、そのうちの99%が傾斜地山林となっています。また、市街化区域内に山林が142.1ha（17.1%）と多いこと、農地が全体で0.5%と極端に少ないことが本市の特徴です。都市的土地利用では住宅用地が最も多く、都市的土地利用の4割以上を占め、住宅主体の都市であることがうかがえます。

土地利用現況図



凡例

----- 行政界

——— 市街化区域

土地利用区分

自然的土地利用

- 農地
- 山林
- 河川、水路、水面
- 荒地、海浜、河川敷

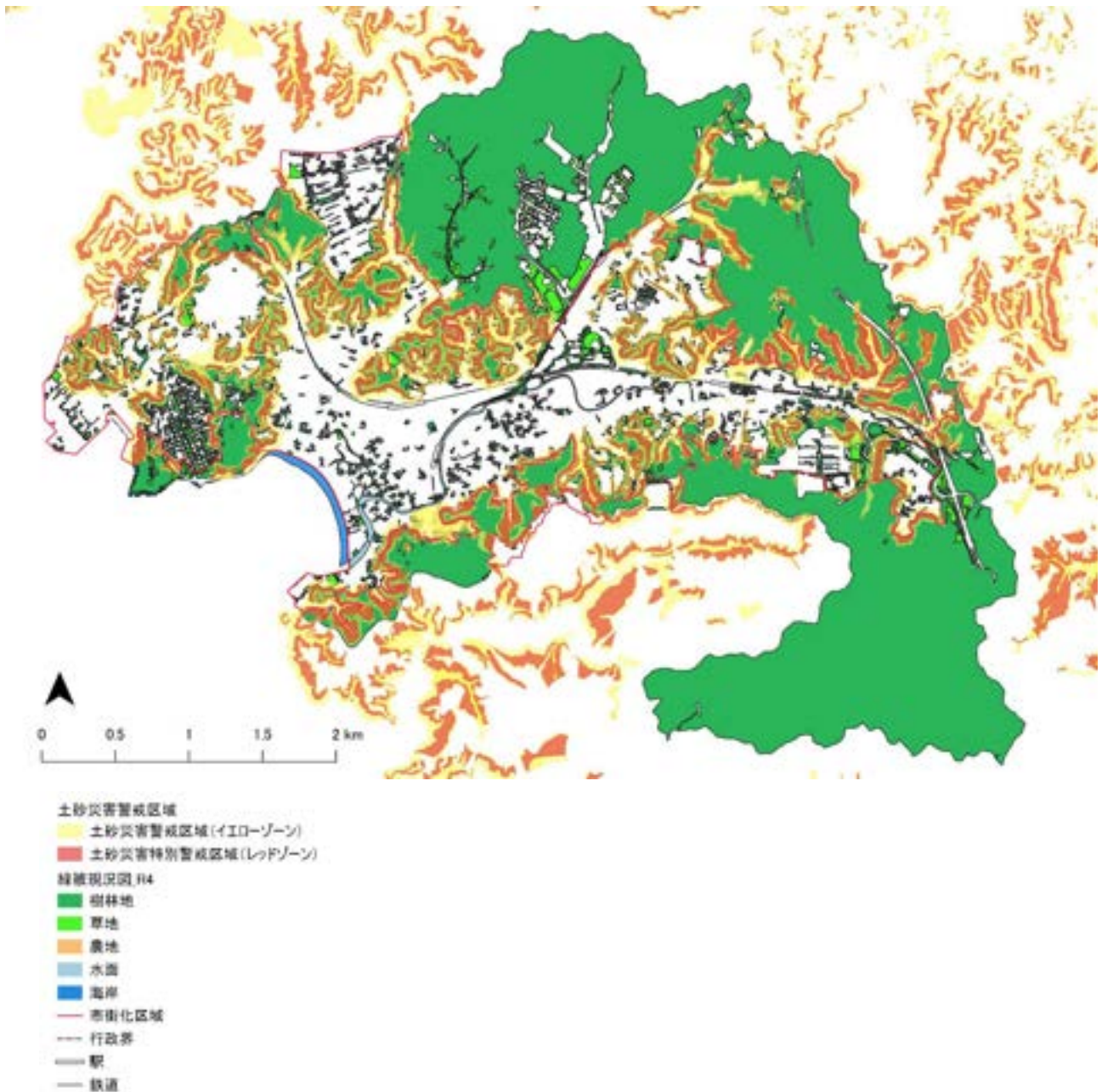
都市的土地利用

- | | | |
|--|--|--|
| 住宅用地 | 宿泊娯楽施設用地 | 文教・厚生用地 |
| 集合住宅用地 | 商業系用途複合施設用地 | 公共空地 |
| 店舗併用住宅用地 | 軽工業用地 | その他の空地 |
| 作業所併用住宅用地 | 運輸施設用地 | 防衛用地 |
| 併用集合住宅用地 | 公共用地 | 道路用地 |
| 業務施設用地 | 供給処理施設用地 | 鉄道用地 |
| 商業用地 | | |

資料：2021年(令和3年) 都市計画基礎調査

傾斜地山林は、土砂災害警戒区域及び同特別警戒区域に指定されているものが多くあります。崖地の崩落を防ぐため、市有地については樹林の伐採等の維持管理や法面防護工事などの予防保全を目的とした対策を進めています。

緑被現況と土砂災害警戒区域



④緑地現況

■みどりとは

逗子市緑の基本計画では、「みどり」を、樹林地や水辺地、草地、田畑、樹木及び良好な自然環境を形成している土地のこととし、広い概念を示す言葉とします。

「みどり」は多様な機能を持ち、人々が健康で文化的な生活をする上でも不可欠なものとなっています。「みどり」の機能のうち、代表的なものを以下に整理します。

環境保全機能・生物多様性の保全機能



二酸化炭素の吸収により気候変動へ対応します
ヒートアイランド現象を緩和します
大気を浄化し、騒音等を緩和し、快適な環境を創り出します
生物の生息の場となり、生物の多様性を支えます

防災機能



雨水の貯留・浸透により浸水被害を軽減します
公園等のオープンスペースが災害時の避難に役立ちます

レクリエーション機能



行楽、スポーツ、子どもたちの遊び場となります
人々の活動の場となり、コミュニケーションを生み出します。

景観形成機能



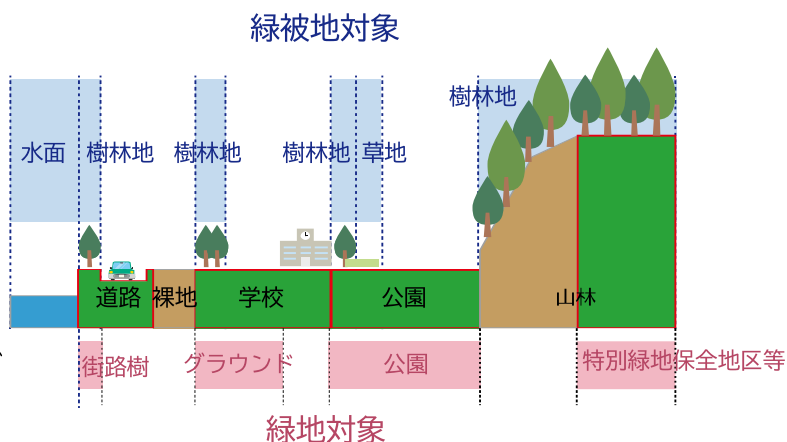
地域の個性や魅力を創り出します
季節を感じる美しい風景をつくります
都市の暮らしに安らぎや憩いを与えます

■逗子市緑の基本計画における「みどり」の捉え方

逗子市緑の基本計画では、こうした「みどり」を保全・活用していくため、その現状を量的に把握する緑地現況調査と緑被現況調査を実施しました。

緑地現況調査では、都市公園などの「施設緑地」や、土地利用コントロールで確保される「地域制緑地」等、一定の定義のもとで担保された土地のことを「緑地」とし、その面積等を把握しました。

緑被現況調査では、航空写真の判読を行い、上空からみた「みどり」の全体量を把握しました。



緑地現況調査と緑被現況調査の対象地の例

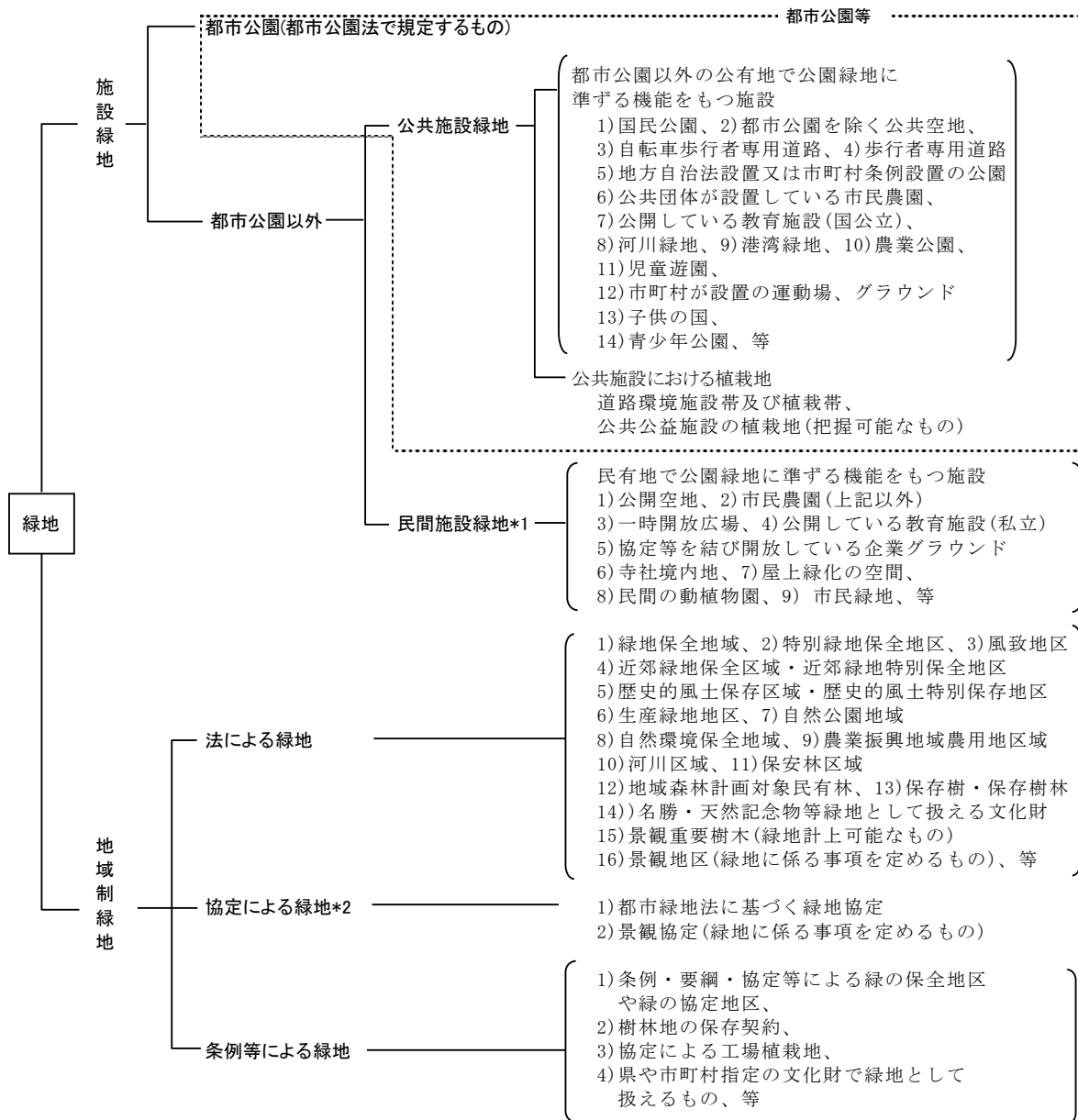
■緑地現況調査

逗子市緑の基本計画では、以下の緑地の分類に従い、緑地の現況を把握しました。

施設緑地とは、公園・緑地、広場等、主に市民が施設を利用することを前提とした緑地を位置づけます。都市公園とそれ以外のものがあり、都市公園以外で公園・緑地に準じた機能を持ち、公的に管理される緑地を公共施設緑地、また、私有地で公園・緑地に準じた機能を持つ緑地を民間施設緑地としています。

また、法や協定、条例等の法的な規制により、一定の区域のみどりを保全する緑地の制度を地域制緑地としています。

緑地の分類



注*1: 民間施設緑地は、公開しているもの、500㎡以上の一団となった土地で建ぺい率がおおむね20%以下のもの、永続性があるものとする。

注*2: 面積算定をする場合は、植栽地面積等(協定により担保される緑化面積)を対象とする。

資料: 「神奈川県緑の基本計画作成の手引き(神奈川県都市公園課、1995年(平成7年)1月)」による。

ただし、2004年(平成16年)以降の都市緑地法改正及び景観法の施行に合わせて、一部の名称の修正と緑地の追加をした。

計画の前提

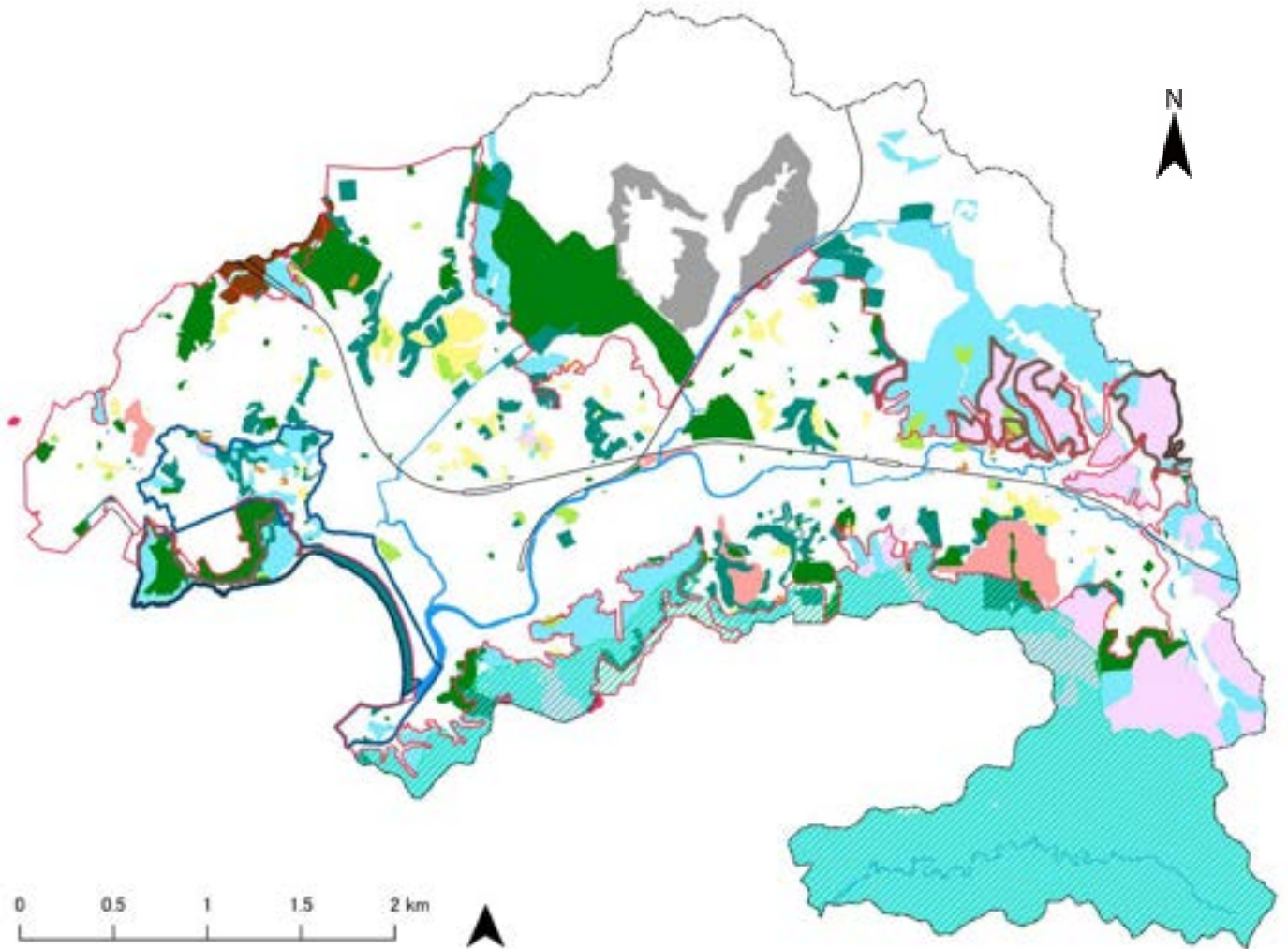
本市における、2021年（令和3年）3月末現在の緑地分類別緑地現況は、公園緑地現況図及び緑地現況一覧の表に示すとおりで、施設緑地が165.99ha、地域制緑地が638.58haで、重複等を除外した緑地総計は735.54ha、行政区域面積に対する緑地率は42.6%となっています。

相続等に伴う寄付や災害対策等のため、市有緑地面積が若干増加し、担保性の高い施設緑地の面積が維持されています。一方で、地域森林計画対象民有林等の地域制緑地の面積が減少し、総緑地面積は微減傾向にあります。

緑地現況一覧(令和3年3月末現在)

緑地分類		緑地種別	箇所	面積(ha)	m ² /人	緑地率		
施設緑地	都市公園 (都市計画公園含む)	住区基幹公園	街区公園	71	9.96	1.75	0.6%	
			近隣公園	3	7.10	1.25	0.4%	
			地区公園	2	15.00	2.63	0.9%	
		都市基幹公園	総合公園・運動公園	-	-	-	-	
		基幹公園計		76	32.06	5.62	1.9%	
	特殊公園	風致公園	2	8.34	1.46	0.5%		
		都市緑地等 (都市計画緑地含む)	都市緑地	-	-	-	-	
			都市林	7	49.85	8.75	2.9%	
	都市公園等	都市公園計		85	90.25	15.83	5.2%	
		公共施設緑地	都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設	市条例設置の公園	1	1.80	0.32	0.1%
				児童遊園	7	0.95	0.17	0.1%
				運動施設	1	0.06	0.01	0.0%
				公共団体が設置している市民農園	5	0.36	0.06	0.0%
				公開している教育施設（公立）	11	13.09	2.30	0.8%
				行政財産	1	0.07	0.01	0.0%
市有緑地(緑政課管理)				2	44.44	7.80	2.6%	
公共公益施設における植栽地等		道路環境施設帯及び植栽帯	16	0.16	0.03	0.0%		
		その他公共公益施設の植栽地	16	6.14	1.08	0.4%		
	公共施設緑地 計	60	67.07	11.77	3.9%			
都市公園等 計		145	157.32	27.60	9.1%			
民間施設緑地		民間の広場	1	0.05	0.01	0.0%		
		社寺境内地	21	7.58	1.33	0.4%		
		民間教育施設	2	1.04	0.18	0.1%		
民間施設緑地 計		24	8.67	1.52	0.5%			
施設緑地計		169	165.99	29.12	9.6%			
地域制緑地	法による緑地	都市計画決定のある緑地	特別緑地保全地区	1	0.38	0.07	0.0%	
			風致地区(※決定面積90.2ha)	2	62.16	10.91	3.6%	
			生産緑地地区	11	1.31	0.23	0.1%	
			都市計画決定のある緑地 計	14	63.85	11.20	3.7%	
	その他法による緑地		近郊緑地保全区域	1	281.33	49.36	16.3%	
			自然環境保全地域	2	35.00	6.14	2.0%	
			歴史的風土保存区域	1	6.80	1.19	0.4%	
			河川区域	4	10.27	1.80	0.6%	
			保安林区域	1	60.33	10.58	3.5%	
			地域森林計画対象民有林	1	498.00	87.37	28.8%	
			緑地と扱える文化財	3	5.52	0.97	0.3%	
			その他法による緑地 計	13	897.25	157.41	51.9%	
	法による緑地 計		27	961.10	168.61	55.6%		
	協定による緑地	緑地協定	4	3.40	0.60	0.2%		
協定による緑地 計		4	3.40	0.60	0.2%			
条例等による緑地		保存契約による緑地	3	22.62	3.97	1.3%		
		その他条例等による緑地	2	47.11	8.26	2.7%		
条例による緑地 計		5	69.73	12.23	4.0%			
地域制緑地 小計		36	1034.23	-	-			
地域制緑地間の重複			395.65					
地域制緑地 計		36	638.58	112.03	37.0%			
施設・地域制間の重複			69.03					
緑地総計		205	735.54	129.04	42.6%			

公園緑地現況図



資料：2021年（令和3年）3月末現在 庁内資料

凡例

緑地区分

施設緑地

- 都市公園
- 公共施設緑地
- 民間施設緑地

地域制緑地

- 特別緑地保全地区
- 風致地区
- 歴史的風土保存区域
- 生産緑地地区
- 自然環境保全地域
- 水面
- 地域森林計画対象民有林

その他

- 保安林
- 文化財
- 近郊緑地保全区域
- 協定
- 保存樹林
- その他条例等によるもの
- 市街化区域
- 行政界
- 駅
- 鉄道

⑤緑被現況

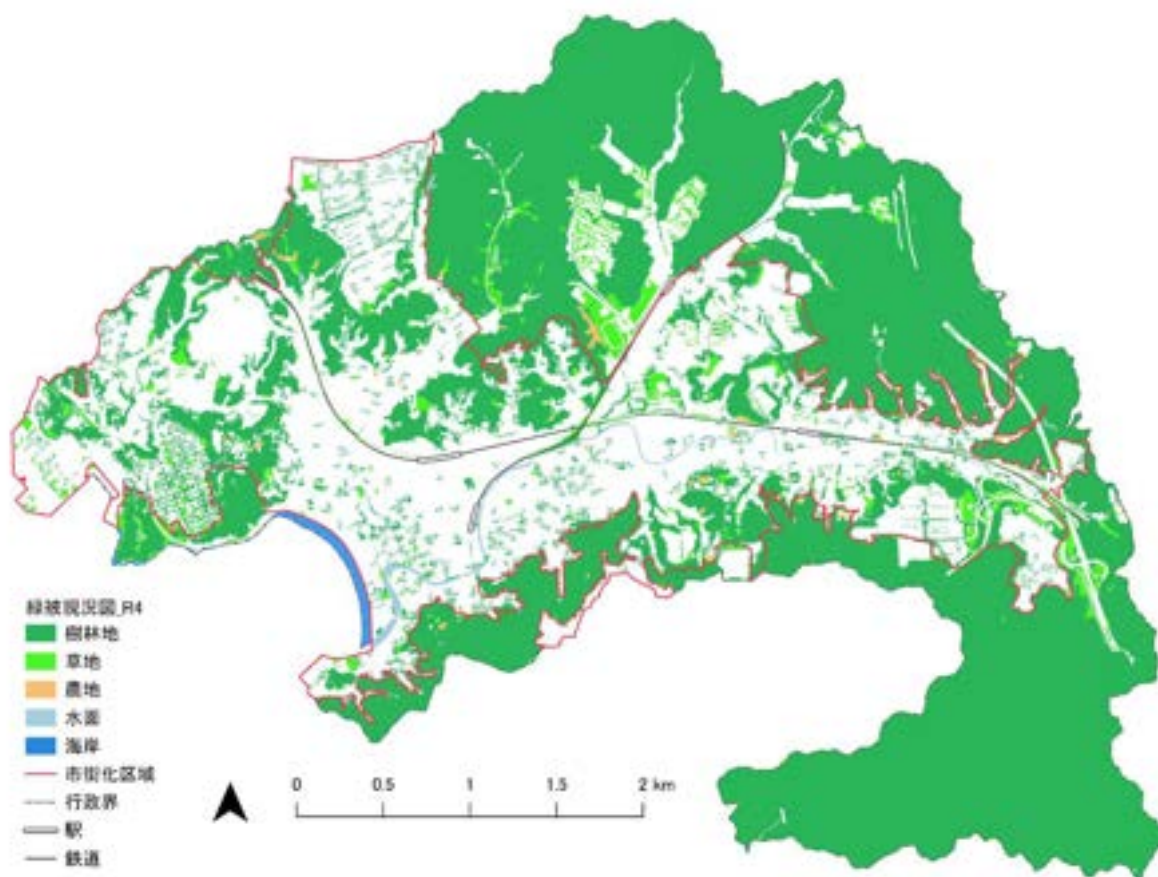
【市域】

緑被地とは、河川や池などの「水面」のほか、「樹林地」、「草地」、「農地」等、みどりに被われた土地のことです。2022年（令和4年）に実施した緑被現況調査では、令和2年に撮影された航空写真を判読して調査を実施しました。

市全体での緑被面積は1,086.0ha、緑被率は62.9%です。市街化区域における緑被率は30.9%、市街化調整区域における緑被率は92.6%となりました。

緑被の分布状況を見ると、樹林地は、二子山や神武寺、池子などの山林に広く分布するほか、久木や山の根、桜山など市街地に連なる斜面地などにも多く見られます。草地は、逗子インターチェンジ周辺や池子米軍家族住宅地内、野球場や運動公園等にみられます。また、市街地内にも公共施設緑地や庭などの緑被地が点在しています。

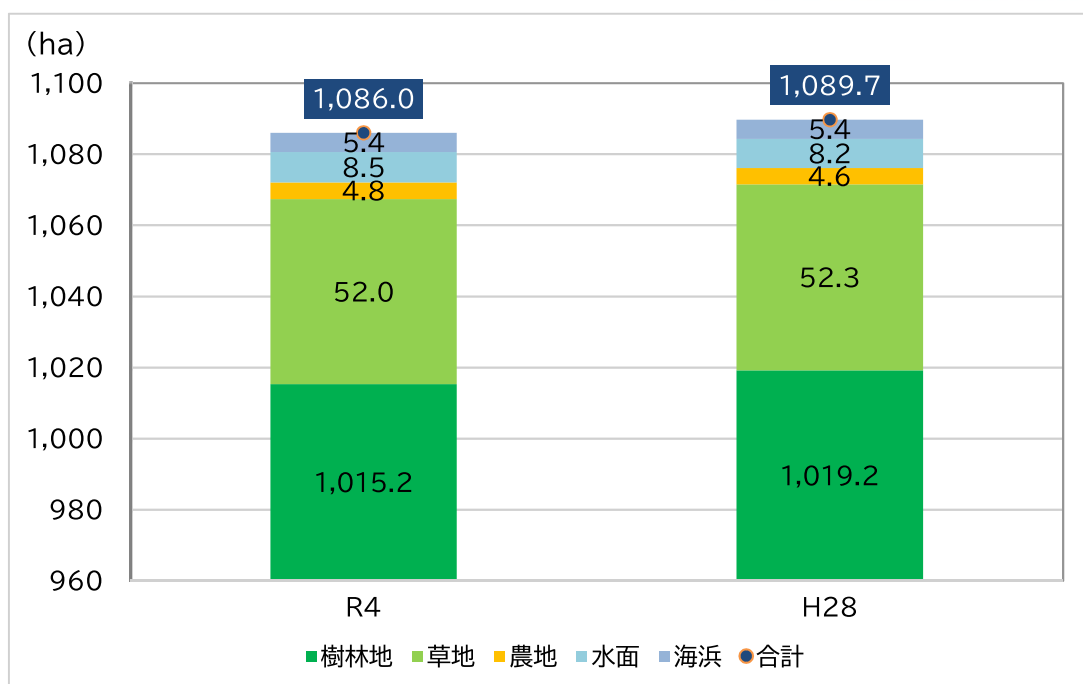
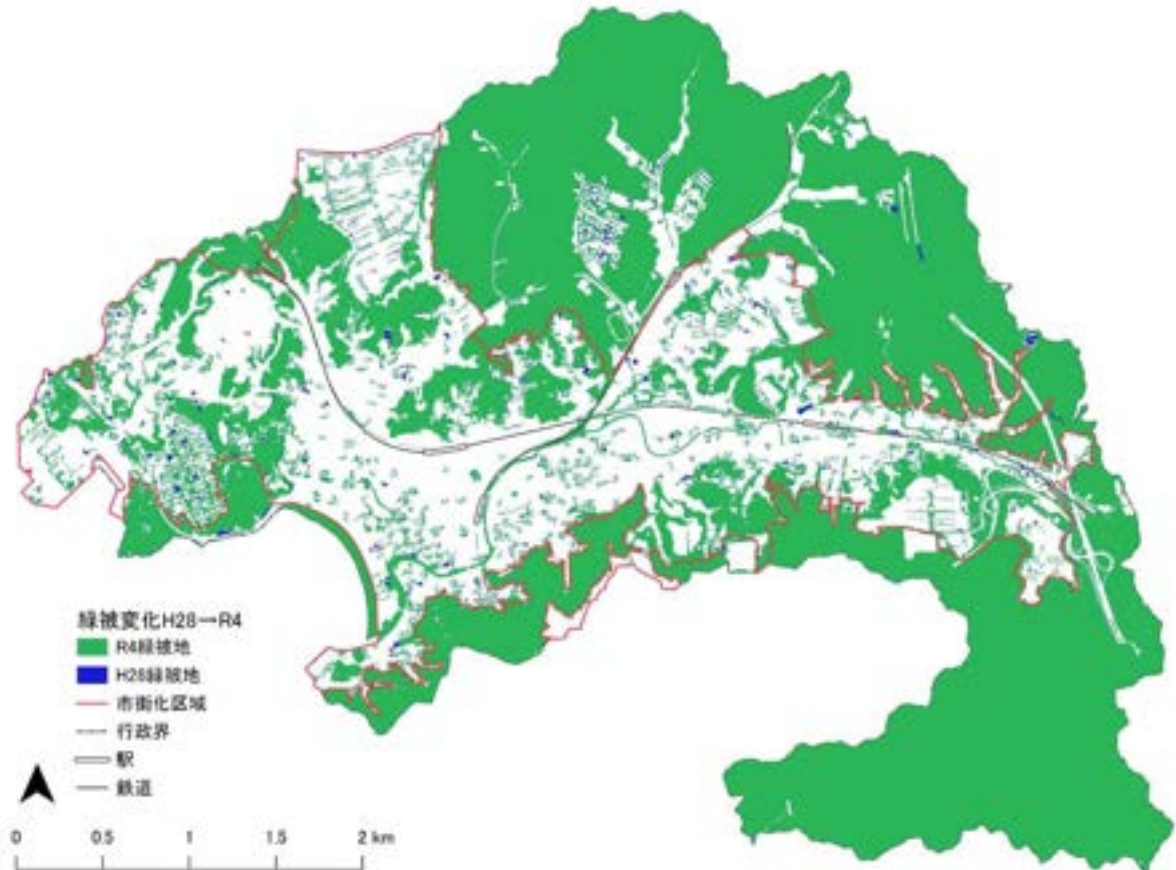
緑被現況図（令和4年）



資料：2020年（令和2年）1月撮影の航空写真より判読
300㎡以上の緑被地を対象とした。

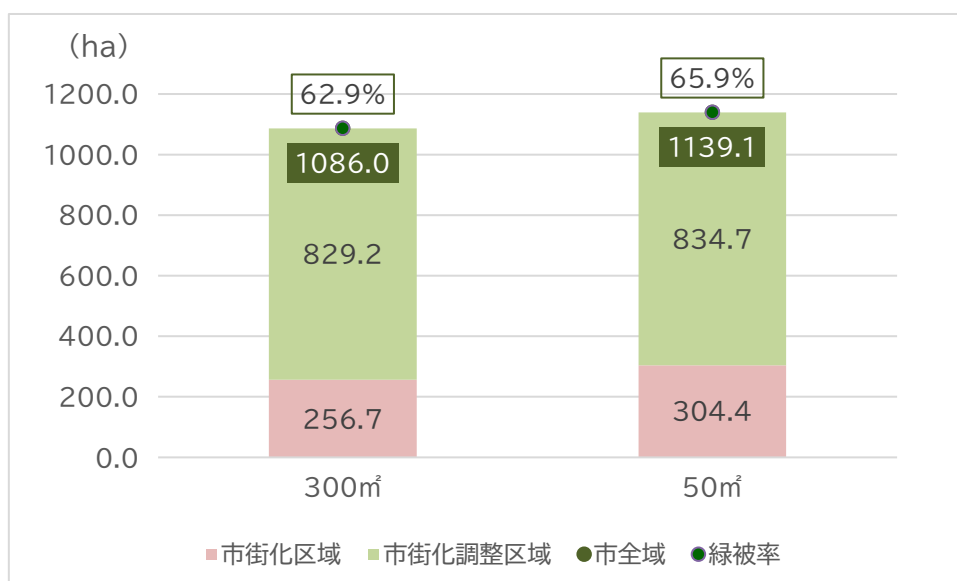
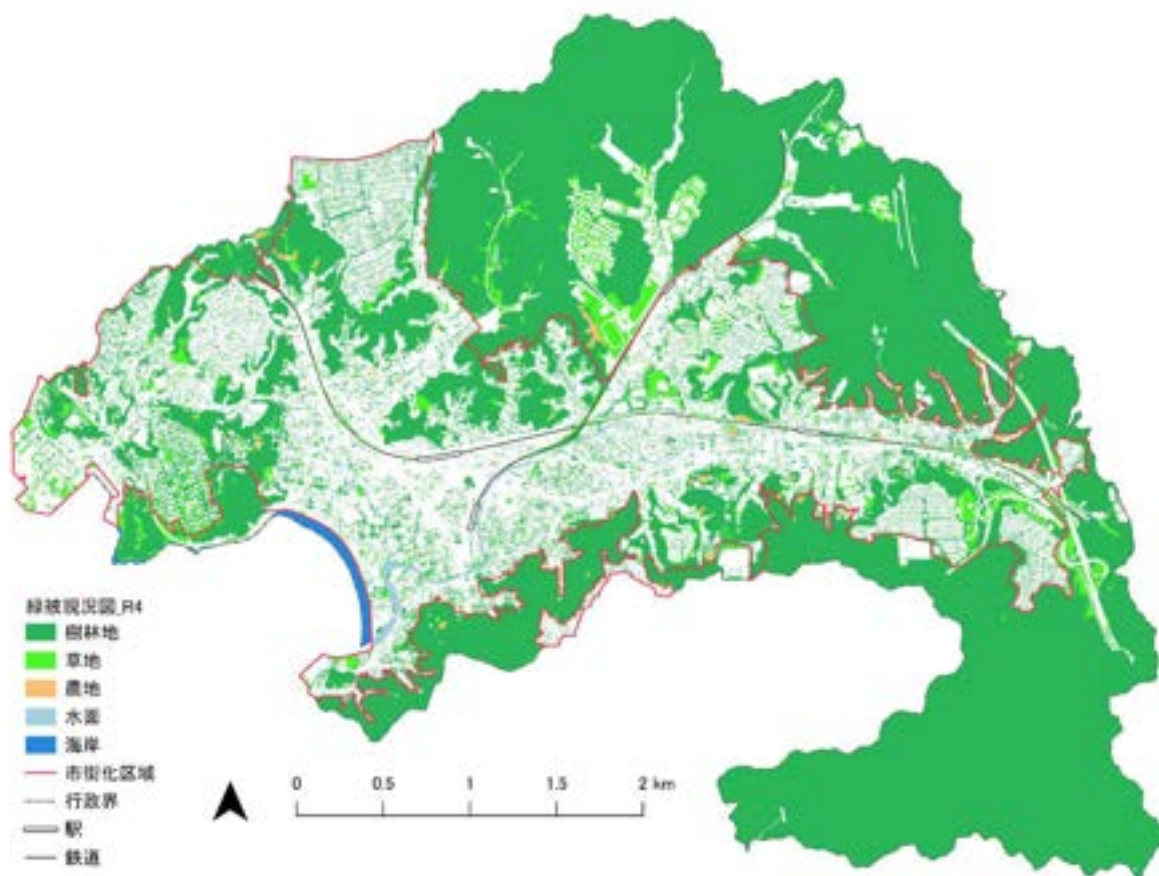
また、平成 28 年に実施した調査（300 m²以上の緑被地を対象）では、市全体での緑被面積は 1,089.7ha、緑被率は 63.1%であり、令和 4 年度までの推移では 3.7ha の減少となりました。緑被はほとんど減少しておらず、概ね維持されていますが、平成 28 年の緑被地と令和 2 年の緑被地を比較すると、住宅地内での緑被の減少等が影響しているものと考えられます。

平成 28 年と令和 4 年の緑被の変化



なお、50㎡以上の緑被を対象とすると、市全体での緑被面積は1,139.1ha、緑被率は65.9%です。市街化区域における緑被率は36.6%、市街化調整区域における緑被率は93.2%となりました。住宅地のみどりなど小さなみどりも対象となることから、市街化区域内での緑被率が高くなり、逗子市におけるみどり豊かな住宅地の様子が明らかになります。

緑被現況図（令和4年）50㎡以上の緑被



【広域】

2007年（平成19年）に国土交通省により整備された首都圏緑被分布図から広域のみどりの状況をみると、本市の骨格のみどりは、三浦市から葉山町、横須賀市にわたり連続する三浦半島丘陵部のみどりと、多摩丘陵より連なる横浜市から連続するみどりと、歴史的な資源とともに鎌倉市から連続するみどりを有しています。

広域的な緑被分布図



資料：以下に行政界や市名称を加筆

緑被分布図,国土交通省都市・地域整備局,2007

緑被分布図は、国土地理院長の承認を得て、同院の技術資料D・1-No.393「細密数値情報(10mメッシュ土地利用)首都圏」を利用し作成したものである。(承認番号 国地企調第376号平成20年1月4日)

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図5000(土地利用)及び数値地図2500(空間データ基盤)を使用したものである。(承認番号平19総使、第450号)

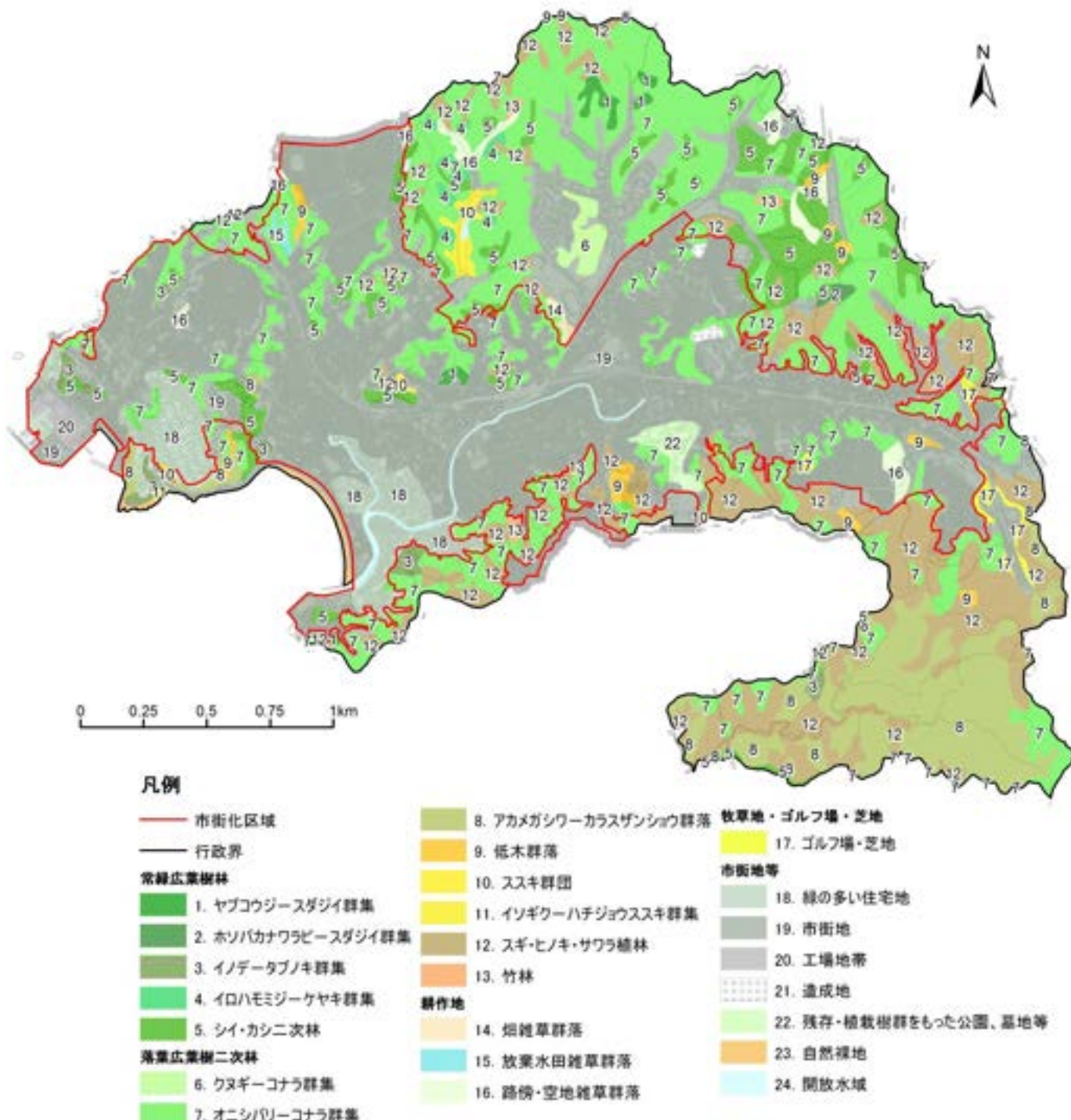
衛星画像で解析できない範囲※：元データ (株) デジタル・アース・テクノロジー 所有
 衛星画像で解析できない範囲以外：元データ ©CNES2005/Tokyo Spot Image Distribution
 ※衛星画像で解析できない範囲は凡例色を赤系統で表示

⑥生物多様性の状況

■植生

環境省による自然環境保全基礎調査に基づく植生図によると、本市では、大崎に海岸断崖地植生のイソギクハチジョウススキ群集が見られるほか、ヤブコウジースダジイ群集、イノデータブノキ群集、イロハモミジケヤキ群集などの自然林が存在しています。樹林地のうち、最も大きな面積を占めるのは、落葉広葉樹の二次林オニシバリーコナラ群集で、スギ・ヒノキ・サワラ植林地がそれに次いでいます。

植生図



資料：環境省 第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査（調査年度2000年(平成12年)）

■重要な植物群落

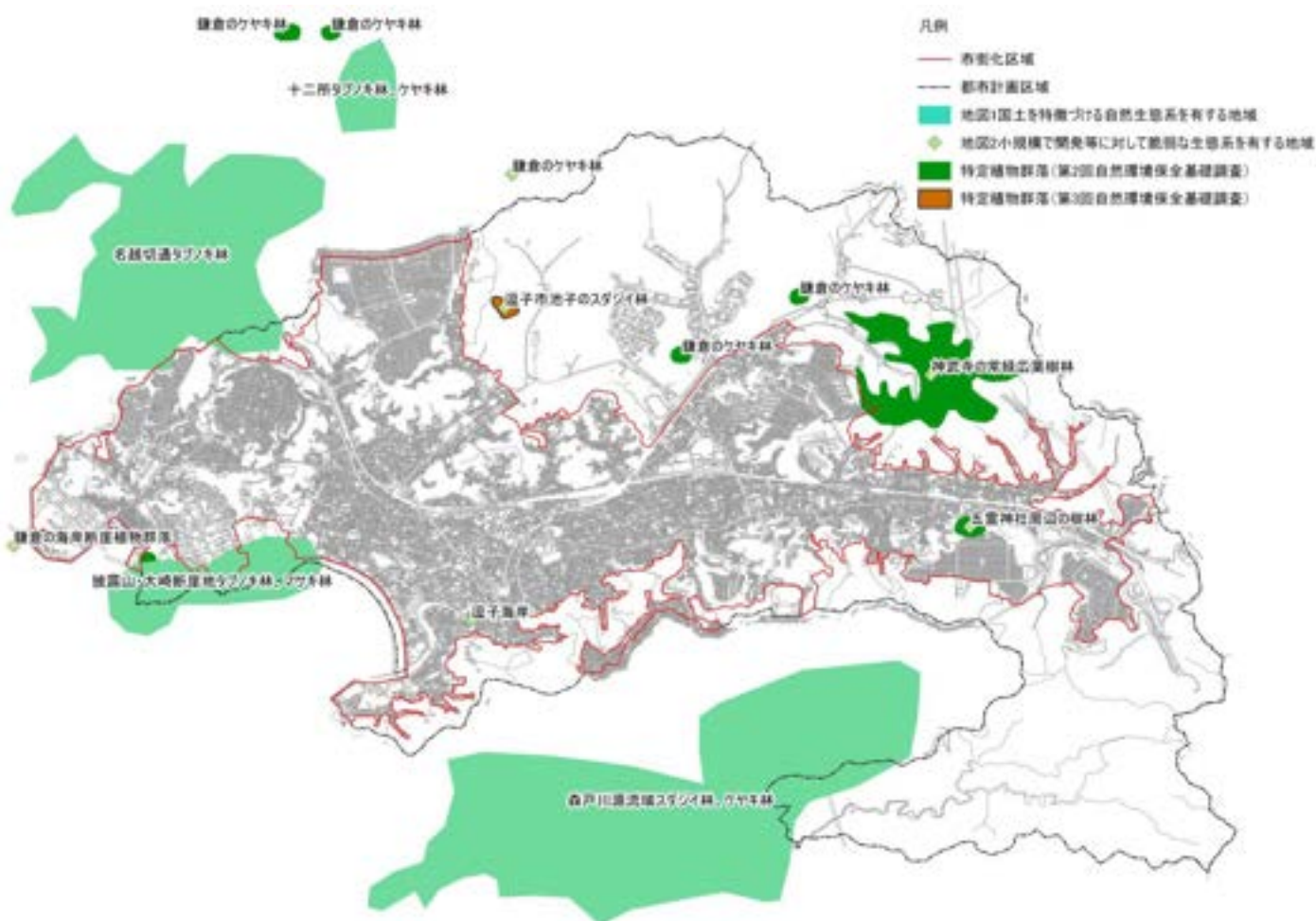
環境省の生物多様性カルテによると、生物多様性保全のための国土区分ごとの重要地域に名越切通タブノキ林と森戸川源流域スダジイ林、ケヤキ林が選定されています。

重要地域とは日本の多様な生態系を保全するため生物学的特性から国土を 10 地域に区分した国土区分ごとに、注目すべき生態系（区域ごとの生物学的特性を示す陸域の生態系）として環境省が全国 396 地域を整理し、2001 年度（平成 13 年度）に公表したものです。

名越切通タブノキ林と森戸川源流域スダジイ林、ケヤキ林は重要地域 A（その地域で見られる代表的な自然植生）に該当しています。

また、環境省による特定植物群落調査では、学術上重要な群落、保護を要する群落等がリストアップされていますが、神武寺の常緑広葉樹林、鎌倉のケヤキ林、鎌倉の海岸断崖植物群落、五霊神社周辺の樹林、逗子市池子のスダジイ林が選定されています。

生物多様性評価地図



資料：環境省 生物多様性評価地図 生物多様性カルテ及び自然環境保全基礎調査データより
朝日航洋(株)が作成・加工

■池子の森の自然環境

池子の森一帯は、多摩丘陵が三浦丘陵へと続く地域にあり、首都圏においても比較的良好な緑地が残されています。池子の森の北には、横浜市金沢自然公園の森、南東には神武寺・鷹取山・二子山、さらに三浦丘陵で最も標高が高い大楠山（241m）へと続いています。これらの横浜市南部から葉山町、横須賀市に広がる緑地は、大都市に近いこともあり、自然を求めて多くの人々が一年を通じて訪れています。

また、樹林は旧日本海軍による接收前までは、地域の人たちにより里山として利用されてきましたが、接收後約 80 年間にわたり、人の手が加えられなかったことにより、現在では二次林となっています。この樹林は、自然林への遷移過程にあり、そのため他の地域では見られないような巨木化した落葉樹など、市内の他の樹林とは異なる、比較的自然度の高い林相が見られます。このようなことから、市民にとって貴重な緑地であると言えます。

池子の森自然公園の整備に際しては、現状の自然を極力変えないことを方針としています。そのためには公園整備による自然環境への影響を最小限にし、とくに重要な動植物等については保全策を実施しながら管理・運営することが重要です。また、池子の森自然公園緑地エリアは、鳥や昆虫、植物などの棲家を脅かすことのないように水・土・日・休日に開園日を限定するほか、公園内のルールへの協力をお願いしています（令和4年度より毎週水曜日を開園）。

池子の森自然公園の自然環境を調査し、把握することで、今ある自然環境を将来へ引き継いでいくことを目的として、専門家の方々が定期的に調査を行っています。

知ってた？ 池子の森自然公園に残された貴重な自然！！

池子の森自然公園を整備するにあたり、平成25年度に現地調査を実施しました。その結果、多くの動植物が確認され、貴重な自然が残されていることが分かりました。

自然環境が保たれている理由の一つとして、約80年もの間、ほとんど人の手が入っていない状態だったことが考えられます。緑地やマシソンなどの施設がなかったため、公園内の森林は時間をかけて自然の遷移が進みました。

コナラを主林とした落葉広葉樹林を中心に、尾根部などにはスズガクヤナギなどからなる常緑広葉樹林、谷筋にはイロハヒコギヤナギやササキなどの常緑樹など多様な森林が見られます。また、案内を巡る丸木川の上流部には大きな池があり、その周辺にはコナヤマコなどの湿性植物もまとまって見られ、全国的な重要種のオオアザミも生育しています。

このような森林や草地などを生態系として、昆虫や野鳥など様々な生物が多く生息することが確認されました。ぜひ、開園日には、池子の森自然公園で自然を感じてください。

調査も「池子の森自然公園自然環境調査会」という組織に引き継がれ、継続的に調査を行っています。新たな気地も充実した内容による調査結果はこちらで紹介します。

コビナゴコロモリとアブラコウモリ

池子の森では、園くつをねぐらにするコビナゴコロモリと、葉裏（かおく）のすきまなどをねぐらにするアブラコウモリの2種が確認されています。アブラコウモリは日没後、また明るいうちにもねぐらから飛び出し、上空で羽をひるがえし風流を捕らえる姿が特徴でも観察できます。一方、コビナゴコロモリは長くとおり音が長く響きいかまほの音をもち、短くならねぐらも飛び出し飛走で飛翔するため、観察が難しい種です。いづれの種も食虫性で、夜間に飛翔しながら大量に昆虫を捕食します。



コビナゴコロモリ

森林性鳥類の生息地

池子の森の緑地帯として広大な広さを有する豊かな森林があってこそ公園の豊かな鳥類相が保たれています。夏鳥としてオオタリ、キジタキ、ホトトギス等が、冬鳥ではベニマシコ、シメ、イカル等が、朝の渡りの時期はスズビタキ、ノビタキ等が現れます。

過去、本年間の調査では、約80種もの鳥たちが記録されています。都立公園である池子の森にこれだけ多くの鳥たちが利用していることは素晴らしいことです。

また、見過せないのが絶滅危惧種（VU）である夏鳥のスズビイです。

雪（ゆき）で行動しているのが観察されていますので、繁殖の可能性は大きいです。



スズビイ

丸木川のカタル生息地

カタルは池子の森自然公園を代表する生きもののひとつです。池子では多種類のカタルが確認されており、そのうちゲンジボタルとヘイケボタルは私たちの周りにいる最も身近なカタルとして有名です。ゲンジボタルは丸木川中流から石川下流に、ヘイケボタルは丸木川中流から下流部に見ることが出来ます。

2026年から始めている調査で案内では目下カタルの生息地を確認していますが、降雨によってゲンジボタルの発生時期が異なっている、未雨の降雨条件によってヘイケボタルの発生が左右される場所があるなど、「池子の森自然公園のカタルの不思議」が少しずつ分かってきています。



カタル

池や丸木川周辺の昆虫と水生生物

丸木川や池とその周辺では、コナヤマコ、ヤマササキ、コササキ、リスアサキなどが観察できます。また、中央の水路ではマシソン（湖沼に生息する昆虫）が生息しています。

マシソンは淡水の河川の砂礫地に生息している二枚貝で、一般的に異なることが多かったですが、近年では外来種であるタイワンシロガエビの影響で数を減らしています。

案内区域内でもマシソンの生息は少なくて少ないとされています。



マシソン

シレーゲルアオガエルの生息地

東側の谷川の隅で生息が確認されています。池子谷内では本種の確かな生息地は確認されていないため、池子の森での保全が望めます。5月ごろには「コロロ、コロロ」ときかんに鳴いているのを聞くことができます。

2019年は鳴き声が確認されましたが、2020年は確認されませんでした。



シレーゲルアオガエル

資料：逗子の自然：逗子市教育研究相談センター

⑦市民ニーズ

まちづくりに関する市民意識調査を2022年（令和4年）に実施しています。この中で、特にみどりに関連性の深い項目について市民意向を整理します。

◆逗子のイメージ

「自然に親しむことのできるまち」が8割と最も多く、次に「閑静なまち」が5割となっています。そのほかのみどりに関する事柄では「気軽に行ける公園や広場が整備されたまち」が24.4%、「まちなみが美しいまち」が15.5%となっています。（複数回答）

逗子の現在のイメージ



海に近い

自然が豊か自然にすぐアクセスできる

センスの良いミニ公園

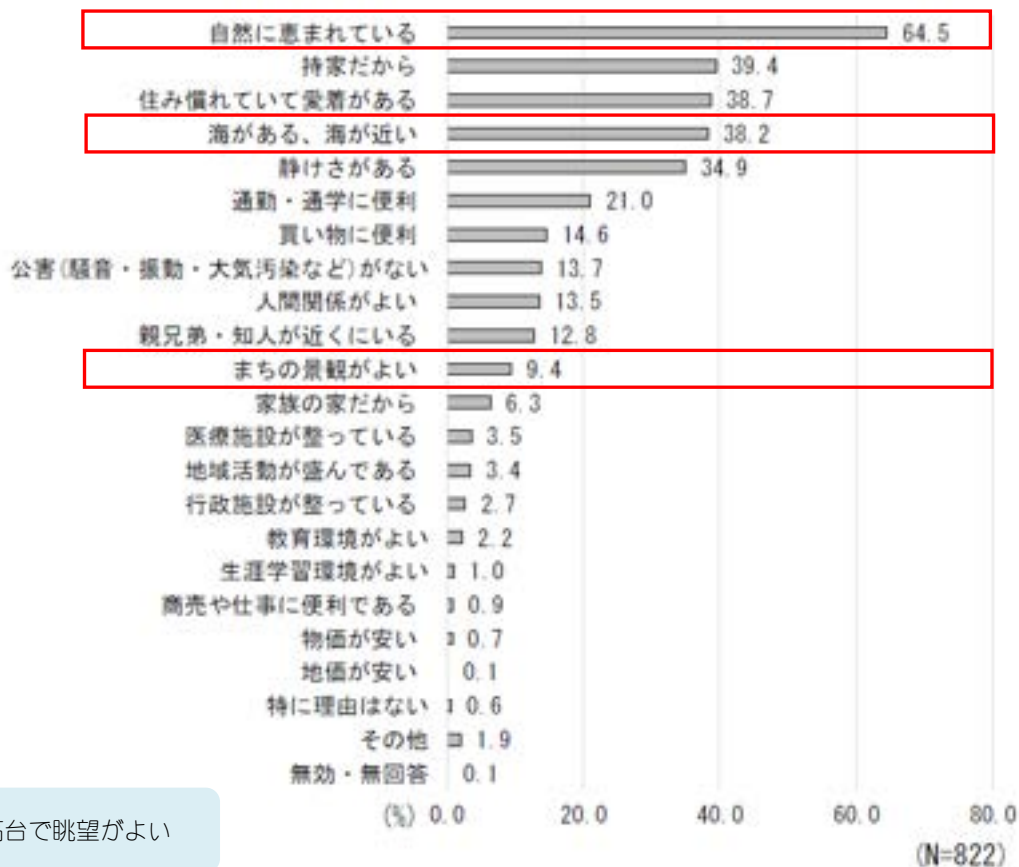
その他意見よりみどりに関するもの

資料：まちづくりに関する市民意識調査 報告書（2022年(令和4年)2月 企画課）

◆定住したい理由

「自然に恵まれている」が6割と最も多く、次に「持家だから」が4割弱となっています。そのほかのみどりに関する事柄では「海がある、海が近い」が38.2%、「まちの景観がよい」が9.4%となっています。（複数回答）

定住したい理由



高台で眺望がよい

山もある
(ハイキングコース)

その他意見よりみどりに関するもの

資料：まちづくりに関する市民意識調査 報告書（2022年(令和4年)2月 企画課）



◆逗子らしさを感じる風景や場所

「逗子海岸」がおよそ8割と最も多く、次いで「披露山公園」が2割強となっています。そのほかのみどりに関する風景や場所は、「田越川」、「神武寺・二子山の森林地区」、「池子の森自然公園」などが上位に挙げられています。(複数回答)

逗子らしさを感じる風景や場所



ウグイスの声、鳥の声、セミの声で季節を感じる

海のある街並み、のどか、ホッとする

第一運動公園、桜山中央公園

森が多く、自然豊かなところ

海と山が身近にあること

富士山が見える

逗子を取り巻く山々

桜山、池子、山の根等に残る自然

ハイランド桜並木

自然の山や海があること

桜山、池子、沼間の山並

朝自宅の2階より朝日が山の間から上がる

各地につながるハイキングコースが多くある

逗子マリーナ+飯島公園

その他意見よりみどりに関するもの

資料：まちづくりに関する市民意識調査 報告書（2022年(令和4年)2月 企画課）

⑧みどりの課題

みどりの現況やこれまでの動向、市民ニーズの変化を踏まえるとともに、生物多様性への配慮、市民協働や景観施策の進展、少子高齢・人口減少社会の到来などの時代の要請を勘案し、逗子市緑の基本計画におけるみどりの課題を以下のとおり整理します。

【みどりの保全】

適切な維持管理による 安全で持続可能なみどりの確保

本市では広大な樹林地面積を有しており、適切な管理が大きな課題の一つとなっています。また、その多くが土砂災害警戒区域（イエローゾーン）・同特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されており、安全を確保するためにも、防災対策と連携した適切な維持管理が重要となります。

また、名越緑地については、名越緑地里山の会と里親契約を結び、維持管理を進めるなどの取り組みを実施しています。市民参加による樹林地の維持管理について、他の樹林地についても取り組みを広げ、樹林地の状況に合わせた適切な管理を進めることが重要となります。

みどりの維持継続と保全の担保性の向上

逗子のイメージとして、自然に親しむことができるまち、また、定住したい理由に自然に恵まれていることが挙げられるなど、市民にとって豊かなみどりが魅力となっています。また、逗子海岸や披露山公園等の公園、山々のみどりなどが人々に逗子らしさを感じる場所として挙げられており、みどりは人々の暮らしになくてはならないものとなっています。

本市の緑被面積は約1,086.0ha・緑被率は62.9%、緑地面積は約735.54ha・緑地率は42.6%となっており、今後も維持していくことが重要です。また、これまでの取り組みで、池子の森自然公園・緑地や特別緑地保全地区を指定するなど、担保性の高い緑地を確保することができました。今あるみどりを今後も維持していくため、みどりの状況に合わせた適切な保全策を講じることが必要です。

【緑化の推進】

まちなみデザイン逗子との連携などによる、庭などの身近な緑化

緑被面積約1,086.0haに対して、公園・緑地現況調査における緑地面積は約735.54haであることから、緑地としてはカウントされない個人の庭などの小さなみどりも本市のみどりにとっては非常に重要であると考えられます。

また、2014年（平成26年）に市民との協働により作成された冊子「まちなみデザイン逗子」は、本市の景観づくりの新たなガイドラインとなっており、その中でも市街地の緑化の手法などが多数紹介されています。これらと連携し、まちなかの緑化等について取り組みを進めていく必要があります。

【公園等の整備】

時代や市民ニーズに合わせた公園整備と適切なマネジメント

市民1人当たりの都市公園面積は15.83㎡/人と、神奈川県5.64㎡/人（2020年度（令和2年度）末現在）と比較すると面積的には充足していますが、中心市街地に公園がほとんどないなど必ずしも十分な状態とはいえません。今後は現在の公園の配置状況や市民緑地等による補完等を勘案しつつ、公園の適切な配置を検討するとともに、三浦半島国営公園の誘致等について、引き続き関係機関と連携しつつ取り組む必要があります。

また、これまで整備してきた公園・緑地やその施設等については、老朽化の時期を迎えていることから、公園長寿命化計画の推進を図るとともに、時代や市民のニーズに適確に対応した施設全体の再編・リニューアルなど、適切なマネジメントが求められます。

【みどりを取りまく社会動向への対応】

逗子カーボンニュートラル 2050 へのチャレンジ

国が脱炭素社会の実現として2050年までのカーボンニュートラル（二酸化炭素排出実質ゼロ）を目標に掲げている中、本市においても「チャレンジ！逗子カーボンニュートラル2050（ニーゼロゴーゼロ）」を宣言しました。そのため「ライフスタイルの変革（イノベーション）」が必須となる中、温室効果ガスの吸収源となるみどりの保全や緑化、木材の廃材の再利用等の取り組みが重要となります。

SDG s 達成への貢献

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）とは、2015年の国連総会で採択された2016年から2030年までの国際目標です。緑の基本計画に生物多様性への配慮を盛り込むことは、「⑩陸上資源」をはじめ、「⑪都市」や「⑬気候変動」など多くの個別目標の達成に寄与することから、みどりの保全や緑化の推進を進めていくことが重要となります。

生物多様性の確保への配慮

池子や神武寺、森戸川源流域の広葉樹林は、学術的にも高く評価されており、首都圏に残る貴重な財産となっています。特に、池子の森自然公園は、自然度の高い樹林や多種多様な生き物の生育・生息が確認されていることから、自然環境保全に配慮した整備や公園利用がなされており、生物多様性確保の取り組みを進めています。

生物多様性基本法の成立や市民意識の高まりを受け、貴重な緑地を適切に保全するとともに、生物多様性地域戦略の策定など生物多様性に配慮したエコロジカルネットワークを確保していく取り組みが重要となります。

【総合的なみどりの量及び質の確保】

みどりの量及び質の確保とネットワーク化の推進

地球温暖化の進行や大規模災害・局所的豪雨の頻発、ヒートアイランド現象の顕在化などの問題についての対応も求められており、逗子市環境基本計画と調和し、持続可能な都市づくりへの取り組みが必要です。

また、多様な命の源となる逗子のみどりの山は、スギ、ヒノキ植林と里山（雑木林）、土地本来の自然植生の常緑広葉樹の森（いのちの森）であり、それらの森を健全な状態へ再生することや、保護が必要です。

このような観点からも緑地の確保やネットワーク化などによるみどりの量的確保のみならず、みどりの持つ環境保全や防災機能等、多面的な機能の充実を図り、みどりの質的な向上を図ることが重要です。

あわせて、市街地を取り囲む既存緑地をこれ以上壊さず、連なったみどりとして連続的、体系的に保全する必要があります。

【みどりとの関わりや取り組み】

みどりづくりのための市民協働の一層の推進

本市では樹林地の維持管理などのみどりの保全、まちなかのみどりなどの緑化の推進、市民参加による公園の整備やアダプト制度を活用した維持管理等、様々な場面での市民参加がみどりづくりの大きな力となっています。

市民や市民団体、事業者等への情報提供やPR、協力体制の構築等について見直しを進め、今後も市民とともにみどりづくりを行っていく市民協働の一層の推進に取り組むことが必要です。

みどりに親しみ、学び、憩うなど、みどりとの多様なふれあいの機会づくり

みどり環境の維持や利活用は、様々な市民活動団体や事業者などの多くの市民に支えられ、市民参加による樹林地や公園・緑地の維持管理、生き物の観察会の実施など、多様な市民活動が展開されています。一方で、自然とのふれあいや憩い、レクリエーションや健康づくり、コミュニティの形成等、水やみどりに求められる役割も多様化しています。みどりとのふれあい、学び、憩い、活動することが、多くの人の様々なライフステージにおいて展開できる環境づくりが重要です。



【第1部】基本構想

【第1部】基本構想

1. 基本理念

逗子市緑の基本計画では、基本理念を以下のように定めます。



自然を大切にすまち



首都圏に残された貴重な財産である自然を保全し、次世代に引き継ぐことは、健康で快適な生活環境を確保していく上で重要・不可欠であり、わたしたちの責務です。

また、市街地においても、逗子の地域特性を最大限に発揮できるよう、潤いや安らぎのある環境を創造するとともに、緑地の保全や住宅地の緑化を進めていきます。

わたしたちは、逗子の山・川・海、そしてまちなかの名所を回廊としてつなぎ、市民が様々な生き物等と接する中で、学び、安らぎ、遊び、憩うことができる環境づくりを進め、自然と人の共生するまちづくりを進めていきます。

2. みどりの将来像

市民一人ひとりが、動物や植物とふれあうことにより、生活をするかたわらで自然の息吹を感じ、自然を楽しむだけでなく、自然を知り、学ぶことのできるまちを創造します。

そのため、市内に残されている豊かなみどりと生態系を積極的に保全するとともに、市街地の少ないみどりを増やしていきます。また、身近なレクリエーションや防災の拠点となる公園・緑地の整備を進め、自然を壊すのではなく活かすまちを創造します。

そうすることにより、市街地の周辺に残されている豊かな自然生態系(野生の動物や植物)をまちなかまで誘い出し、市民が生活をする中で自然の息吹を感じることができます。また、市街地を包む豊かなみどりの中へと安心して入っていけるような、建物とみどりが渾然一体となったまちなみ、山・川・海の生気に満ちたまちを創造します。



自然を楽しむだけでなく、自然を知り、学ぶことのできるまち



自然を壊すのではなく、活かすまち



建物とみどりが渾然一体となったまちなみ、山・川・海の生気に満ちたまち

3. 基本方針

みどりを守る

三浦半島に残された豊かな自然や海岸のみどり、長柄桜山古墳群や名越切通・まんだら堂やぐら群をはじめとした歴史的な価値を持つ史跡と一体となったみどり、旧別荘地のみどりなど、みどりの特性に応じた様々な手法により、逗子市の多様なみどりを守ります。

みどりを増やす

駅周辺や公共施設の周辺など多くの人が集う場に、積極的な緑化を進めます。また、住宅都市逗子市の魅力となる、美しい家並みをつくりだす、庭のみどり、沿道のみどり、みどりのスポットなど、小さなみどりを増やします。

みどりを活用する

都市公園等については、みどりの量的な確保のみならず、既存の施設の再生を図り、市民に愛され、活用される公園づくりを目指すとともに、新たに可能となった公園への民間活力の導入等についても検討します。加えて、市街地内の樹林地等や空き地のみどりの活用についても検討します。

みどりをつなぐ

生物多様性確保の観点から、連続性に配慮したみどりづくりを進めます。また、逗子全体を大きな自然の回廊と見立て、自然と人が調和し、回遊性と活力のあるまちづくりを進める「逗子市自然の回廊プロジェクト」をみどり分野からも進め、逗子市のみどりをつなぎます。

市民との協働

市民や市民団体・事業者と、みどりの情報を共有し、みどりに親しむ環境をつくるとともに、守り育てていくための制度や協力体制を整え、協働によるみどりづくりを進めます。



4. 目標水準

(1) 計画のフレーム

①計画対象区域

計画対象区域は以下のとおりです。

計画対象区域	計画対象市町村名（面積）
逗子都市計画区域	逗子市（1,728ha）

②計画の期間

計画の目標年次は以下のとおりに設定します。

基準年次	前期	中期	後期
2018年度 （平成30年度）	2023年度 （令和5年度）	2031年度 （令和13年度）	2038年度 （令和20年度）

③人口の見通し

都市計画区域（行政区域）の人口の見通しは以下のとおりに設定します。

年次	2015年度 （平成27年度）	2023年度 （令和5年度）	2031年度 （令和13年度）	2038年度 （令和20年度）
人口	57千人	56千人	52千人	49千人

資料：平成27年…国勢調査、将来は逗子市人口ビジョン

④市街化区域の規模

市街化区域の人口の見通し及び規模については、以下のとおりに設定します。

年次	2015年度 （平成27年度）	2023年度 （令和5年度）	2031年度 （令和13年度）	2038年度 （令和20年度）
市街化区域人口	57千人	56千人	52千人	49千人
市街化区域の規模	832ha	832ha	832ha	832ha
市街化区域の人口密度	68.5人/ha	67.3人/ha	62.5人/ha	58.9人/ha

資料：人口…人口推計結果報告書2022年（令和4年）2月より、行政区域人口と同じと想定。
将来の市街化区域の規模は変更がないものと想定。



(2) 計画の目標水準

①緑地の確保目標水準

目標年次2038年度（令和20年度）及び中間年次2031年度（令和13年度）における緑地の確保目標量は以下のとおりを設定します。令和3年度は下表の通りであり、目標を若干下回る見込みで推移しています。

年次	市街化区域面積 に対する割合（A）	都市計画区域面積 に対する割合（B）
2031年度 （令和13年度） における緑地確保目標量	おおむね 166.9ha 20.1%	おおむね 758.6ha 43.9%
2038年度 （令和20年度） における 緑地確保目標量	おおむね 167.1ha 20.1%	おおむね 988.9ha 57.2%
2021年度 （令和3年度） 現況量	おおむね 159.7ha 19.2%	おおむね 735.5ha 42.6%

※ここで「緑地」とは、緑地の分類に含まれる全ての緑地をいう。

$$A = \frac{2038年度(2031年度)の市街化区域内緑地確保目標量}{2038年度(2031年度)の市街化区域面積} \times 100 = \frac{167.1(166.9)}{832(832)} \times 100$$

$$B = \frac{2038年度(2031年度)の都市計画区域内緑地確保目標量}{2038年度(2031年度)の都市計画区域面積} \times 100 = \frac{988.9(758.6)}{1,728(1,728)} \times 100$$

※（ ）内は中間年次2031年度（令和13年度）の数字

②都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

都市公園及び都市公園等については、参考基準となっている2015年度（平成27年度）の都市公園規模を維持するとともに、適切な配置を目指します。三浦半島国営公園については、誘致に向けた活動を進め、設置の実現を目指します。また、公園が不足する地区では必要に応じて市民緑地等により補完を図ります。令和3年度現在は1人当たりの都市公園等の面積は27.60㎡、都市公園面積は15.83㎡であり、目標を達成できる見込みで推移しています。

年次		2015年度（平成27年度）
参考：	都市計画区域 人口1人当たり の目標水準	都市公園等 27.57㎡/人
		都市公園 15.82㎡/人

※都市公園：住区基幹公園（街区公園・近隣公園・地区公園）
都市基幹公園（総合公園・運動公園）
広域公園、風致公園、都市林、国の設置によるもの

※都市公園等：都市公園に公共施設緑地を加えたもの（市条例設置の公園、児童遊園、運動施設、市民農園、教育施設、行政財産、市有緑地）

③緑被率の目標

みどりのまちづくりの目標として、緑被率の目標を設定します。

○市全域の緑被率 現況の緑被率約63%の維持・向上に努めます。

令和3年度現在の緑被率は62.9%であり、目標と概ね同水準で推移しています。

5. みどりの将来構造

(1) みどりの将来構造の考え方





基本理念となっている「自然を大切にするまち」の実現に向けて、現在残されたみどりを保全するとともに、みどり豊かな都市環境を形成し、それらのネットワークを図るという観点から将来構造を設定します。

みどりの将来構造は、「自然を楽しむだけでなく、自然を知り、学ぶことのできるまち」「自然を壊すのではなく、活かすまち」「建物とみどりが渾然一体となったまちなみ、海・山・川の生気に満ちたまち」の将来像に応じ、緑地や緑化の「拠点」、これらをネットワークするための「軸」、「ゾーン」を配置し、それぞれの方向性を示します。

自然を大切にするまち			
みどりの将来像	自然を楽しむだけでなく、自然を知り、学ぶことのできるまち	自然を壊すのではなく、活かすまち	建物とみどりが渾然一体となったまちなみ、海・山・川の生気に満ちたまち
ゾーン		骨格緑地保全ゾーン 自然共生ゾーン	環境住宅ゾーン 都市のみどり創出ゾーン
拠点	史跡保全拠点 レクリエーション拠点	大規模緑地拠点	駅周辺景観形成拠点
	小さなみどりの拠点		
軸	自然の回廊軸	河川軸 自然海岸保全軸 みどりと生きもののネットワーク軸	

①みどりゾーン





みどりの特性に応じ、以下の4つにゾーンを区分します。

名称	図面表示	場所	配置及び整備の方針
骨格緑地 保全ゾーン		二子山地区、池子の森・神武寺地区、桜山斜面樹林、名越切通周辺、大崎・披露山周辺	三浦半島の骨格を形成する大規模な緑地として、市街地を取り囲むように位置する樹林地を位置づけます。周辺の市町へ連なって良好な自然環境を形成しており、国・県と協議しながらそれぞれの樹林地の特性に応じた保全を図ります。
自然共生ゾーン		市街地の縁辺部で、斜面樹林と、谷戸の低地部分に形成された住宅地が共存する区域	市街地の縁辺部で、斜面樹林と、谷戸の低地部分に形成された住宅地が共存する区域を位置づけます。斜面樹林は、環境負荷の低減や防災、生物の生育・生息環境としても重要であるため、保全を図ります。
環境住宅ゾーン		披露山庭園住宅、逗子海岸沿い旧別荘地	披露山庭園住宅、逗子海岸沿い旧別荘地のみどり豊かで良好な住環境が形成された区域を位置づけます。現況のみどり豊かな環境を維持するため、披露山逗子海岸風致地区として保全を図るとともに、逗子市景観計画と連携しながら歴史的なみどり景観の形成を図ります。
都市のみどり 創出ゾーン		市街地	多くの市民の都市生活の場となる市街地を位置づけます。みどり豊かで快適な生活環境の形成を図るよう、市街地の特性に応じた公園・広場の整備や緑化を図ります。



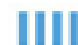



②みどり拠点

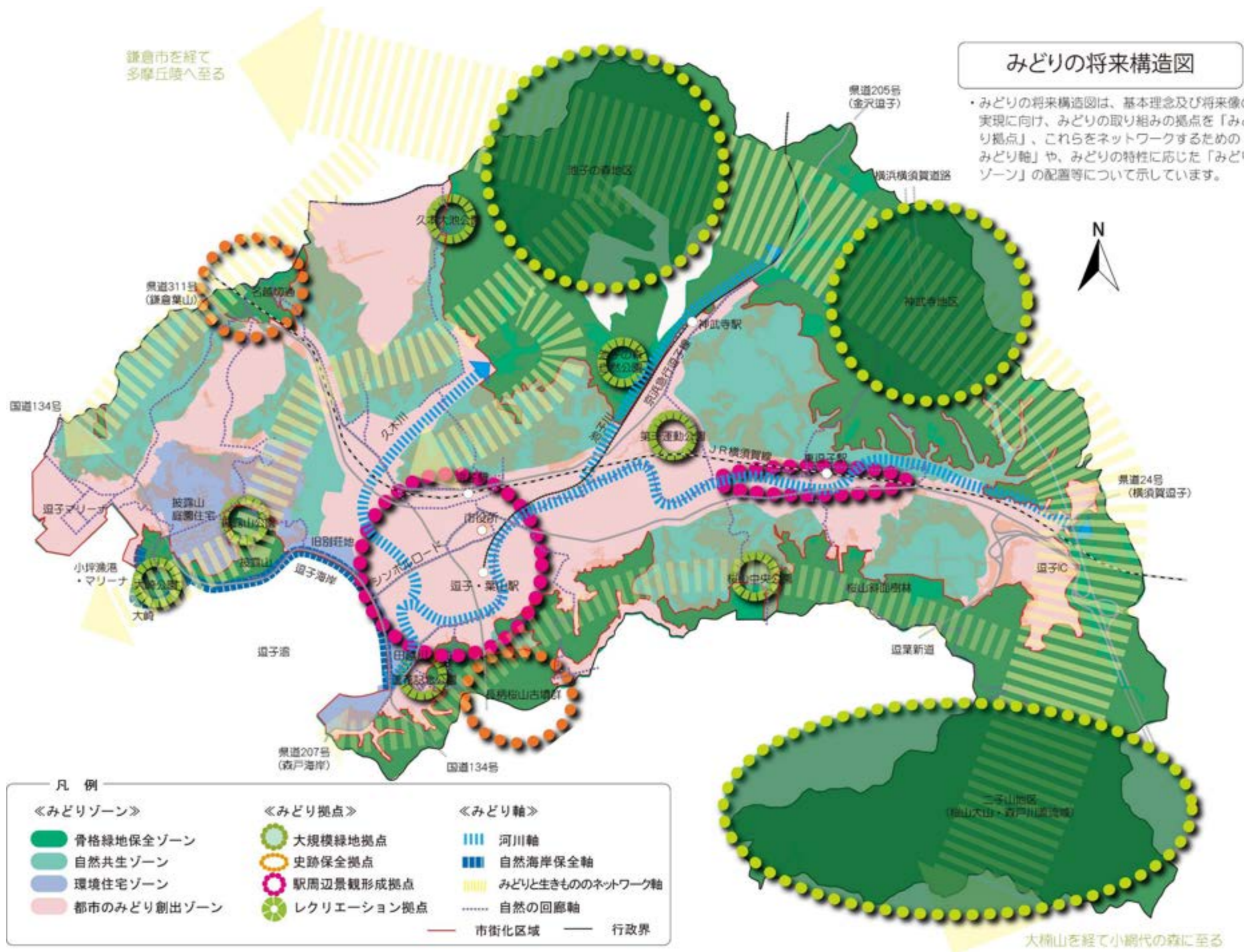
みどりの保全、緑化の推進、公園の整備等、様々なみどりの取り組みの拠点を以下のように位置づけます。

名称	図面表示	場所	配置及び整備の方針
大規模緑地拠点		二子山地区 池子の森・ 神武寺地区	二子山地区及び池子の森・神武寺地区については、一定のまとまりを持つ、エコロジカルネットワークの核となる緑地として、大規模緑地拠点と位置づけます。
史跡保全拠点		名越切通 長柄桜山古墳群等	名越切通や長柄桜山古墳群等については、国・県と協議しながら、史跡と周辺樹林について、一体的な保全と活用を促進します。
駅周辺景観形成拠点		JR 逗子駅・ 京急逗子・葉山駅周辺 JR 東逗子駅周辺	JR 逗子駅・京急逗子・葉山駅周辺、JR 東逗子駅周辺については、自然を大切にする本市を象徴する地区として駅周辺景観形成拠点に位置づけ、逗子市景観計画と連携しながら重点的にみどりの創出を図ります。
レクリエーション拠点		近隣公園 地区公園 風致公園等	近隣公園以上の第一運動公園、桜山中央公園、蘆花記念公園、大崎公園、久木大池公園、披露山公園、池子の森自然公園については、レクリエーション拠点に位置づけ、施設の適切な維持管理と機能の充実を図ります。
小さなみどりの拠点	なし	街区公園や 社寺林や学校のみどり 等	社寺林や街区公園、学校等については、市民生活に身近な小さなみどりの拠点として位置づけ、みどりの確保及び質の向上を図ります。

③みどり軸

それぞれのみどりを結ぶ軸として、以下のように位置づけます。

名称	図面表示	場所	配置及び整備の方針
河川軸		田越川 池子川 久木川	市街地内を通過し、海と丘陵部の骨格的緑地を結びエコロジカルネットワーク軸として、また、環境負荷低減を支える軸として、水辺環境の保全や緑化を図ります。
自然海岸保全軸		逗子海岸から大崎周辺の自然海岸	連続的に自然海岸の景観・環境の保全を図ります。
みどりと生きもののネットワーク軸		生物多様性の観点から連続するみどり	三浦半島から多摩丘陵へと連なる骨格的なみどりと、そこから本市全体に連なっているエコロジカルネットワークについて、みどりと生きもののネットワーク軸として位置づけ、可能な限りみどりの連続性の確保を図ります。
自然の回廊軸		自然の回廊プロジェクトに位置づけられるルート	本市全域を一つの大きな「自然の回廊」と見立てて、自然と人が調和し、回遊性と活力のあるまちづくりを図ります。





【第2部】みどりづくり施策

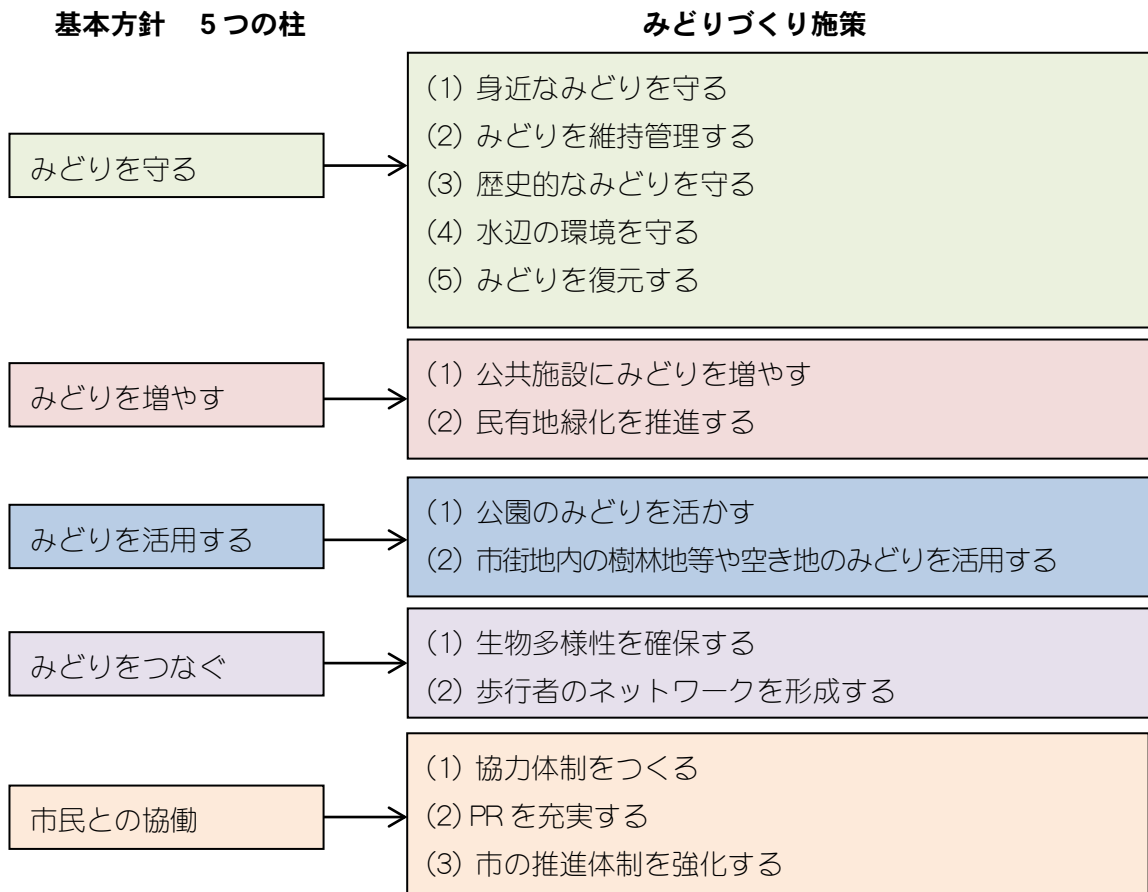
【第2部】みどりづくり施策

6. みどりづくり施策

「自然を大切にすまち」の実現に向けて、市民と行政が共に進めていくみどりづくり施策の柱として、基本方針に対応した「みどりを守る」「みどりを増やす」「みどりを活用する」「みどりをつなぐ」「市民との協働」の5つを設定します。

この基本方針の5つの柱をもとに、個々のみどりづくり施策の展開を図っていきます。なお、特に重点的に施策の推進を図っていくものを「みどりづくりの重点施策」として優先的な施策の推進を図り、これらの事業は、第3部で進行管理を行っていきます。また、「その他関連する取り組み」については、順次施策の展開を図っていきます。

これらの各施策を含め、本章を都市緑地法第4条第2項2号「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」として位置づけます。



6-1 みどりを守る

本市は首都圏にありながら、海～河川～丘陵地～山地と変化に富んだ自然を有しています。また、人工林やヤマザクラ・コナラ林等の二次林だけでなく、スダジイ林等の自然林が残され、これらの多様な自然の中に多くの野生生物が生息し、極めて質の高いみどりを有しています。この質の高いみどりを守っていくために、二次林の適切な維持管理や自然林の積極的な保全が必要とされています。

一方、自然だけでなく、名越切通、長柄桜山古墳群などの国指定史跡や、旧別荘地の歴史的な建造物等も点在しており、これらにより形成されるみどりと一体となった景観の保全が重要となっています。

また、市街地の中にも樹林や大径木、生垣、庭木等のみどりが残されていますが、これらは常に消失の危険にさらされています。

これらの貴重なみどりを未来に引き継ぐため、本市の多様なみどりを積極的に保全します。

(1) 身近なみどりを守る

本市のみどりに関する一つの特徴は、市街化区域及びその周辺にまとまった斜面樹林を有することです。これらは、土砂災害警戒区域及び同特別警戒区域に指定されるものも多くあります。このような都市の中でのまとまった樹林について、防災対策と連携した対応を進めるとともに、都市の重要なみどりとして位置づけ、特別緑地保全地区の指定や保全配慮地区の担保性の向上をはじめ、積極的な保全を図ります。



また、市街化区域内に残されている樹林・樹木や農地などの身近なみどりは、保全のための優遇措置や多様な保全手法を活用して積極的に保全を図ります。

【みどりづくりの重点施策】

・ 防災対策と連携した樹林地の保全

崖地に生育する樹林地は、土砂災害警戒区域・同特別警戒区域に指定されていることから、防災対策と連携した対応を進めます。その際には安全を第一に尊重しつつ、本市の魅力となるみどりの山並み景観や生きものの生育・生息環境への配慮、地表面の浸食の防止等の防災機能など、みどりの持つ多様な機能が発揮されるよう努めます。また、人々の暮らしを守るグリーンベルトとなりうる樹林地については、積極的に保全を図ります。

(その他関連する取り組み)

- ・ 特別緑地保全地区の指定推進及び保全配慮地区の担保性の向上

- ・市民の森の活用と維持整備の推進
- ・保存樹林・樹木制度の充実
- ・市民緑地制度の活用
- ・社寺林、屋敷林の保全
- ・景観資産等の指定推進
- ・緑地保全のための優遇制度の検討
- ・風致地区条例の適正な運用

(2) みどりを維持管理する

豊かな樹林地は、本市の大きな魅力のひとつとなっています。一方で、適切な管理がされず放置された樹林地では、樹木の老木化や大径化が進み、倒木等により人家等に被害を及ぼす危険性も増大しています。こうした状況に対応するため、樹林地の立地条件に応じて、更新のための伐採や、植林、下刈り、つる切り等の作業を計画的かつ継続的に行うことが必要です。



適切に維持管理し、みどりの本来の機能を発揮する質の高い樹林地とするよう、維持管理の仕組みづくりに取り組みます。

【みどりづくりの重点施策】

・ 樹林地の維持管理制度の充実

民有の樹林地においても、適切な維持管理が実施できるよう、緑地の維持管理作業、伐採、剪定、倒木等の処分を行った場合に費用の一部が助成されるような制度について検討します。

・ 樹林地管理方針の検討

樹林地の変化をモニタリングしつつ、それぞれの樹林地の立地条件や目的に応じて、整備を計画的かつ継続的に進めるための方法を示す樹林地管理方針の検討を行います。

(その他関連する取り組み)

- ・市民協力による樹林の維持管理体制の構築

(3) 歴史的なみどりを守る

名越切通は、歴史的風土特別保存地区の指定に向けた調整を進めていきます。同様に国指定史跡に指定されている長柄桜山古墳群などの史跡のみどりについても、これまでの保全の取り組みを、引き続き進めていきます。

また、岩殿寺や神武寺等の古刹の他、旧脇村邸等の別荘建築を含め、市内には歴史的建築物と一体となったみどりが点在します。これらの歴史的空間については、逗子市景観計画との連携等を図りながら周辺のみどりと一体的に保全を図っていきます。



神武寺

【みどりづくりの重点施策】

・名越切通周辺の保全推進

名越切通については、鎌倉市側と一体的に歴史的風土特別保存地区となるよう県と指定に向けた調整を今後も進めていきます。また、歴史的風土特別保存地区指定候補地周辺の樹林についてもその保全策の検討を進めます。

(その他関連する取り組み)

- ・歴史的建造物と一体となったみどりの保全
- ・長柄桜山古墳群の保全推進



まんだら堂やぐら群

(4) 水辺の環境を守る

河川等の水辺は、市民生活にうるおいをもたらすだけでなく、多くの水生生物の生息場所を提供し、鳥たちなど飛翔性動物の移動空間となる等、エコロジカルネットワーク上も重要な役割を持っています。

市を代表する河川である田越川は、みどりの軸線として最も重要であり、市民のやすらぎの水辺空間として保全・再生を図っていきます。



逗子の海、川、丘陵地等による自然豊かな景観や、大崎公園等からの眺望景観、逗子が海岸保養地としての名を高める契機となった海岸一帯の景観は、本市の誇るべき財産となっています。この美しい景観の基盤となる、砂浜、岩礁、海岸崖地の植生等、海岸域の生態系の保全等に配慮することが重要です。また、近年は、相続や時代の変化等から様々な意匠の建築物が出現し、良好な景観が損なわれる心配が出てきています。このため、風致地区とともに逗子市景観計画との連携についても推進し、良好な海辺のまちなみ景観の保全を図ります。

【みどりづくりの重点施策】

・ 海辺景観の保全

逗子の海、川、丘陵地等による自然豊かな景観や、大崎公園等からの眺望景観に配慮するとともに、逗子海岸及びその周辺については、風致地区及び逗子市景観計画における景観重点地区「歴史的景観保全地区」に指定されていることから、敷地内のみどりの確保やクロマツなどの地域の特徴となる景観木の保全に努める等、みどり豊かな街並み景観を維持・創出していきます。

また、自然地形の海岸線とその海岸植生の有効な保全方策について検討を進めます。

・ 河川の多自然化の推進

河川については、「自然の回廊」の一つとして、生物の生息に配慮した多自然河川整備を重点的に推進し、都市の中へ自然の回復を図るため、関係機関に働きかけます。

(その他関連する取り組み)

- ・ 海辺のまちなみ景観の保全
- ・ 森戸川源流域の一体的な保全
- ・ 養浜対策の推進

(5) みどりを復元する

里山はかつて多様な生物の宝庫であり、樹林と農地、水辺等が一体となって美しい景観を形成していました。しかし、本市では早くから谷戸が開発により住宅地となり、市内から水田は姿を消しました。

失われた里山空間を復元するため、里山活用事業として生き物（動物・鳥・昆虫・水生昆虫ほか）の生息調査、植物の観察、水田の復元、木竹等の適切な維持管理、樹林の整備等が実施されており、今後も市民との協働によりその推進を図っていきます。

また、市街化区域内の開発に際しては逗子市まちづくり条例や逗子市の良好な都市環境をつくる条例等に基づき、樹林の消失を可能な限り防ぎ、自然の回復を図っていきます。



【みどりづくりの重点施策】

・ 里山活用事業の推進

里山活用事業及びその維持管理を市民協働で推進し、里山の復元と子どもたちの体験学習の場等として活用を図っていきます。

(その他関連する取り組み)

- ・ 開発時における樹林の保全及びみどりの復元の実施



6-2 みどりを増やす

市民と市が協力して住宅や公共施設等への緑化を推進することにより、まちに小規模なみどりをたくさん増やし、暮らしの安全性・快適性の向上とまちなみ景観の向上を図り、市民生活とみどりが一体となったまちを目指します。

(1) 公共施設にみどりを増やす

公共施設は、みどりのまちづくりに取り組む姿勢を市民に示すのに最も適していることから、逗子市景観計画等との連携や市民参加を進めながら都市緑化のモデルとなるような緑化を図っていくとともに、緑化空間の適切な維持管理方策についても検討します。

また、まちなかのわずかなスペースや、市街地と山のみどりが接している境界部分、水辺の小さな空間を活用して、豊かなみどりと水、そしてそこに生息している生き物たちとふれあうことのできるまちの小さなみどりの拠点についても整備を進めていきます。



【みどりづくりの重点施策】

・市民参加による公共施設緑化の推進

公共公益施設の敷地等の公共的な場所について、アダプト制度等市民参加による花壇づくりや美化等の緑化活動を進め、市民と行政の協働による公共施設のみどりづくりを推進します。



(その他関連する取り組み)

- ・花咲計画等への協力
- ・公共公益施設の計画的緑化
- ・ポケットパーク等の整備
- ・まちのビオトープづくりの推進



(2) 民有地緑化を推進する

本市の市街地には、海に面した旧別荘地、海と市街地間のクロマツと生垣に彩られ落ち着いた住宅地、横須賀線沿いの密集した住宅地、谷戸の樹林と共存する住宅地、丘陵地に位置するまちなみの整った住宅団地、漁港付近の漁村風住宅地や最近増えつつあるマンション等、多様な住宅地が存在します。



また、住宅地に加えJR逗子駅やJR東逗子駅周辺には商店街が形成されているほか、逗子マリーナ等のリゾート施設など様々な民有地によって本市が形づくられています。これらの市街地内の民有地において、逗子市景観計画等と連携を図りつつ、生垣やシンボルツリーの植栽などを進めるとともに、まちなみデザイン逗子賞などの表彰制度と連携しながら、市民一人ひとりがつくりあげる個性豊かなみどりのまちづくりを進めます。また、地域特性に応じて市民がみどりと暮らしていく、魅力的なまちなみの形成を推進します。

【みどりづくりの重点施策】

・みどりのまちなみ景観形成の推進

逗子市景観計画やまちなみ景観形成施策と連携し、生垣やシンボルツリー等の植栽に関する助成を実施しながら、地域特性に応じたみどりのまちなみ景観の形成を推進します。なお、植栽にあたっては、在来植物等の活用など、地域の自然環境に配慮したものとなるよう啓発を図ります。

(その他関連する取り組み)

- ・緑地協定等の締結推進
- ・まちづくりと連携した緑化の推進（宅地分譲における環境保全協力の促進）



6-3 みどりを活用する

現在本市では、地区公園、近隣公園、街区公園など78の公園を設置しています。一部の市街地を除き、市内全域に配置している公園は、まちにうるおいを与え、憩いの場となってきました。

しかしながら、これらの公園の多くは、整備されてから時間が経過し、老朽化が見られるなど、適切な管理が大きな課題となっています。今後は、これまで以上に親しまれる公園にしていくため、公園施設の長寿命化を図っていくとともに、市民との協働による管理や活用を進めていきます。

また、公園に求められる機能も少子高齢化の影響から、子どもの遊び場としての機能以外に、様々な機能が求められています。

このような観点から、市民のニーズに合った公園の在り方を検討し、市民に親しまれる公園づくりを推進します。

(1) 公園のみどりを活かす

公園管理のアダプトプログラムの導入など、身近で親しまれる公園づくりを目指して、市民参加を進めながら、地域に愛され、市民が使いやすい公園づくりを推進します。

また、公園に対するニーズは、少子高齢化をはじめとする社会情勢の変化に伴い、ますます多様化する傾向にあります。このため、これらの多様化するニーズに対応した公園づくりを、市民参加を図りつつ推進します。



池子の森自然公園

また、今後は、民間活力の導入についても検討を進めていきます。

【みどりづくりの重点施策】

・池子の森自然公園の保全・活用

池子の森自然公園及び緑地については、貴重な自然環境を保全するため、今後とも一定の利用制限を図りつつ、市民と共にその保全・活用を図ります。

・みどりにふれあう機会の充実

学校との連携を図り、市内の小学生を対象に、みどりにふれあう場や機会を提供し、緑化意識の育成を図ります。

また、市民が、自然や緑化について学ぶことのできる機会をつくり、生涯学習活動の一環として、市民への緑化技術の普及・向上を図ります。

自然やみどりとのかかわりや学びを通じて、環境教育・環境学習の機会の充実を図ります。

・公園の多面的な活用方策の検討

都市公園の再生・活性化に向けた多目的活用について、市民のニーズを踏まえつつ、民間事業者による公園施設の設置管理制度の枠組みなどを検討します。

(その他関連する取り組み)

- ・公園長寿命化計画の推進
- ・公園の配置と機能の再編等に関する検討
- ・高齢者や障がい者も気軽に利用できる公園づくり
- ・防災に配慮した公園づくり
- ・公園の活性化に関する協議会設置の検討



(2) 市街地内の樹林地等や空き地のみどりを活用する

良好な都市環境の形成には、緑地やオープンスペースの確保が重要です。そのため、市街地において、特に公園が不足している地域については、樹林地や生産緑地地区、空き地等を活用するなど、柔軟な緑地・オープンスペース確保の取り組みの検討を進めます。また、その際には、民間主体の取り組みを積極的に支援するよう、市民緑地制度の活用も検討します。

生産緑地地区は、所有者の意向に配慮しつつ、農作業体験・交流の場など多様な機能を発揮する都市農地としてその保全を図るとともに、オープンスペースとしての有効活用についても検討します。



【みどりづくりの重点施策】

・市街地内の樹林地等や空き地の活用

緑地やオープンスペースの確保に向け、市街地内の樹林地や生産緑地地区、空き地の活用について多面的な検討を図ります。また、緑地やオープンスペースの確保について、民間主体の取り組みを支援するよう、市民緑地制度の活用を図ります。

(その他関連する取り組み)

- ・市民緑地制度の活用の検討
- ・生産緑地地区の保全・活用策の検討

6-4 みどりをつなぐ

みどりのネットワークは、個々のみどりを相互につなぐことにより、みどりの持つ機能を飛躍的に高めることから、みどりのまちづくりの中で重要な役割を果たします。本市は、首都圏のみどりの骨格となる多摩から三浦半島までつながる多摩・三浦丘陵の一部を担っています。

本市においても骨格となる大きなネットワークを行政が整備するとともに、その枝葉となる個人の庭先を活用した小さなネットワークで市内全域を網羅して、大きなネットワークから庭先までのみどりをつなぐような、エコロジカルネットワークの形成を図ります。

また、公園緑地の持つ機能を高める観点から、公園緑地等を相互に結びつけ、歩行者・自転車等で往来できるような、みどりの歩行者ネットワークの推進を図ります。

(1) 生物多様性を確保する

本市では、神武寺周辺と小坪に自然林が特に多く残存しており、小坪にタブ林、マサキトベラ林、スダジイ林が、神武寺周辺にスダジイ林やタブ林といった自然林が多く残されています。また、二子山周辺ではほとんどが二次林やスギ・ヒノキの植林となっていますが、樹林がまとまって残っていることから、良好な生物の生息環境が形成されています。これらを含め市街地を取り囲むように残存する樹林地を保全するとともに、市街地周辺の山々から、海へ又は市街地内全体へと展開する、みどりのエコロジカルネットワークの形成を図ります。その生態的連続性と生物多様性の確保について、池子の森自然公園の保全・活用や三浦半島国営公園構想等と連携しながら取り組みを推進します。



また、ノシランやトキワツユクサ、ランタナ、ウチワゼニクサ、ヒナユキゲシ等の外来植物は、繁殖力が強く生態系へ大きな影響を及ぼすことから、生育地を広げないための適切な取り組みを推進します。

さらに、近年ではカシノナガキクイムシが媒介する「ナラ菌」によって、コナラやシイ・カシ類などの樹木が枯れるナラ枯れ等が発生しており、松くい虫対策と併せて、関係機関と連携しながら適切な対応を図ります。

加えて、アライグマやタイワンリス等の外来生物による被害の防除を図るとともに、県と連携しながらイノシシ等の被害に対する取り組みを推進します。



【みどりづくりの重点施策】

・外来生物による被害の防除

アライグマや台湾リスをはじめとする外来生物による生態系への被害を防止するとともに、国・県と連携しながら、特定外来生物の計画防除を実施し、適切な生態系被害対策を推進します。

(その他関連する取り組み)

- ・三浦半島国営公園構想の推進
- ・自然林の積極的保全
- ・道路沿いの緑化の推進
- ・生物多様性地域戦略策定の検討
- ・多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議への参加

(2) 歩行者のネットワークを形成する

自然の回廊プロジェクトの推進などをはじめ、自然のみどりや公園緑地相互を連絡する歩行者ネットワークの形成を図ります。

【みどりづくりの重点施策】

・自然の回廊プロジェクトの推進

歴史と伝説の道やハイキングコース、渚ロード等の整備促進によりネットワークの強化とそのPR等を推進します。また、案内表示や説明板の整備、歩行者の安全対策等の整備及び維持管理を推進し、歩くための環境の向上と魅力の増大を図ります。



(その他関連する取り組み)

- ・河川管理用通路の遊歩道化
- ・日常的な歩行者ネットワークの形成推進
- ・ハイキングコースの適切な維持管理



6-5 市民との協働

本市のみどりづくりにおいて最も重要な点は、みどりを守り育てていくための体制づくりです。また、市民のみどりに対する意識の高揚を図り、市民・企業の自主的な緑化活動を推進するとともに、市民と行政の協働によるみどりづくりを推進することも重要です。このようなみどりづくりの取り組みを通じて、市民・企業・行政の協働によるみどり豊かなまちづくりを推進します。

(1) 協力体制をつくる

逗子市緑の基本計画の推進にあたっては、市民との協働による取り組みの推進が不可欠です。このため、市民との協働による計画の推進のための仕組みづくりを進めます。

市民との協働によるみどりづくりを推進するため、すでに運用が進んでいるアダプトプログラムの推進や、奨励金・助成金等の見直し、顕彰制度の検討をはじめ、各種制度の充実を図ります。

市内で活動する団体においては、活動者の高齢化による活動の衰退や次世代の育成等の課題が見られています。そのため、アダプトプログラム等の活動がより一層活性化するための取り組みとして、市内で活動する団体同士の連携及び市との情報共有を図ることを目的とした意見交換会等の開催を検討します。



【みどりづくり重点施策】

・アダプトプログラムの推進

公園と緑地に関するアダプトプログラムについて、市民参加による公園や里山の美化・維持管理を継続的に推進します。

また、市は用具や機材の支給と貸し出し、保険への加入、アダプトサインの設置などの支援を図るとともに、公園・緑地を活用した創作活動などによる活用についても推進します。

(その他関連する取り組み)

- ・ 団体間の連携推進
- ・ 学校との連携推進
- ・ リーダー等の育成
- ・ 各種奨励金、助成金制度の見直し
- ・ 顕彰制度の検討



※ 道民の森林など、市民の皆さんの活動以外に必要は維持管理を行います。

(2) PR を充実する

広範囲の市民のみどりづくりへの参加を促進するためには、PR活動が不可欠です。このため、ホームページ・SNSなどインターネットを活用した情報発信、逗子市景観計画との連携、イベントや講習会など様々な手法によりみどりづくり推進のPRを図ります。

多様な世代や様々な立場の人々の交流を通じて、みどりの保全や緑化活動等への、協力の輪を育てていきます。



【みどりづくり重点施策】

・自然観察や体験の機会の創出

NPO等との連携を図り、多くの市民が気軽に参加できるみどりの観察会を定期的を実施することを検討し、市内の動植物や植生等を観察しながらみどりの保全に対する市民の理解を深めていきます。

市は、市内にハイキングコースや自然の回廊を指定するとともに、森・水辺・磯等を活用し、市民が自然観察や体験のできる機会や取り組みを今後とも、継続的に支援します。

(その他関連する取り組み)

- ・ホームページの活用
- ・景観まちづくりと連携したみどりづくりの推進
- ・みどりの調査の推進

(3) 市の推進体制を強化する

みどりづくりを推進するための根幹となる制度として、本市では逗子市みどり条例を制定しています。また、本市のまちづくりの根幹となる逗子市まちづくり条例、逗子市の良好な都市環境をつくる条例や景観法に基づく逗子市景観計画及び景観条例など、条例等の整備・活用によるみどり豊かなまちづくりの推進を図ります。

また、本市の良好な自然環境や歴史的環境を保全し、緑化の推進を円滑かつ効率的に行うことを目的として、逗子市みどり基金条例に基づく逗子市みどり基金があります。

基金は市の積立金と寄付金、逗子市まちづくり条例に基づく環境保全協力費等を財源としています。これまで、大きなところでは、大崎緑地や名越緑地、蘆花記念公園等の取得等の実績があります。

今後とも、みどり基金の周知や積立金の充実を図るとともに、処分の方向性についても検討しながら、基金の有効活用を推進します。

【みどりづくり重点施策】

・みどり条例の運用

逗子市みどり条例及び同施行規則について、市民ニーズ、法令改正等を踏まえた見直しを図り、みどりの施策展開を実際に進めるツールとして積極的に活用します。

・基金の有効活用の推進

みどり基金について、みどり審議会の審議によって適切な活用を図るとともに、施行規則の制定の必要性について、検討を進めます。

(その他関連する取り組み)

- ・景観計画・景観条例の活用と連携
- ・まちづくり条例等の推進
- ・良好な都市環境をつくる条例の推進
- ・基金の積み立て推進
- ・市が所有する緑地の保全



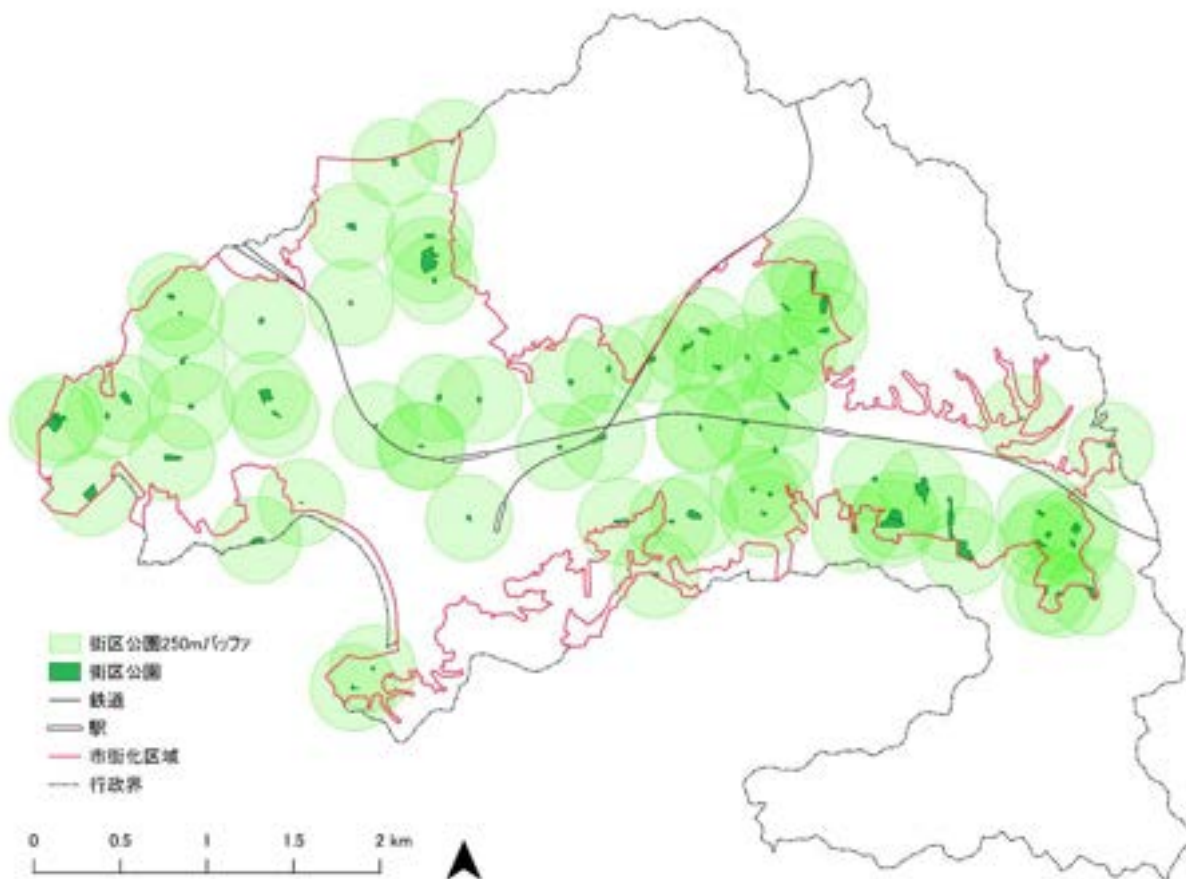
7. 都市公園等の方針

公園緑地は、市民ニーズに柔軟に対応し、公園や緑地の持つ様々な機能を発揮する整備及び維持管理、活用を図ります。

【街区公園】

■配置の方針

- ・市民生活に身近な公園は、誘致距離250mを目途に配置を検討します。不足している地区には新設を検討し、配置が困難な場合は市民緑地等、その他の施設緑地で補完を図ります。



(参考)街区公園の誘致圏

■整備の方針

- ・都市公園と同等の機能を果たすものとして、市民緑地制度による民有地を活用したオープンスペースの確保を検討します。
- ・公園整備から長期間が経過し、周辺環境の変化が著しい公園については、必要に応じて再編について検討し、多角的な活用方策を検討します。
- ・多様化する市民ニーズに対応し、市民参加による公園整備の推進を図ります。
- ・誰もが使いやすい公園となるよう、ユニバーサルデザインの導入を図ります。
- ・防災・防犯面に配慮した整備を図ります。
- ・エコロジカルネットワークの視点に配慮した公園の整備・活用を図ります。

■維持管理・活用の方針

- ・アダプトプログラムによる公園の美化・維持管理に取り組みます。
- ・利用者の意向に配慮しつつ、地域ルールの設定など、公園の特性に応じた活用を図ります。また、公園の活性化に関する協議会の設置等による活用についても検討します。
- ・公園長寿命化計画に基づき、定期的な点検の実施などによる施設の保全・更新を実施し、安全・安心に利用できる公園の維持管理を図ります。
- ・生物の生育・生息に配慮した植栽など、エコロジカルネットワークの視点を導入した維持管理を図ります。

【近隣公園、地区公園、風致公園等】

■配置の方針

- ・市街地を取り巻く骨格的な自然環境を保全するとともに、自然と人々とのふれあいの空間となる公園を配置します。(久木大池公園・桜山中央公園・池子の森自然公園)
- ・市民のレクリエーション活動に資するよう、スポーツが楽しめる公園を配置します。(第一運動公園・池子の森自然公園)
- ・美しい海岸沿いの別荘地の歴史を伝える公園や海岸の自然を保全するなど、逗子の特性を活かした魅力となる公園を配置します。(蘆花記念公園・披露山公園・大崎公園)



■整備の方針

- ・都市公園の再生・活性化に向けた多目的活用が可能となったことから、レストラン、スポーツ関連施設等、市民のニーズを鑑み、公募設置管理制度（Park-PFI）の活用の可能性を検討します。
- ・地域における緑地の保全及び緑化の推進に取り組む担い手を市が認定するみどり法人制度について、本市で活用が可能か検討を進め、民間活力を活用したみどりとオープンスペースの確保の推進を図ります。

■維持管理・活用の方針

- ・アダプトプログラムによる公園の美化・維持管理に取り組みます。
- ・利用者の意向に配慮しつつ、地域におけるルールの設定など、公園の特性に応じた活用を図ります。また、公園の活性化に関する協議会の設置等による活用についても検討します。
- ・公園長寿命化計画に基づき、定期的な点検の実施などによる施設の保全・更新を実施し、安全・安心に利用できる公園の維持管理を図ります。
- ・指定管理者制度の活用など、民間事業者による公園管理の在り方について検討します。
- ・生物の生育・生息に配慮した植栽など、エコロジカルネットワークの視点を導入した維持管理を図ります。特に、池子の森自然公園については、貴重な生物の生育・生息環境の保全に配慮し、一定の利用制限を図りつつ自然観察の場とするなど、市民と共に保全・活用を図ります。

【都市林】

■配置の方針

- ・市街地を取り巻く骨格的な自然環境と一体となって、動植物の生育・生息地である樹林地等の保護を目的とする緑地を配置します。(才戸緑地、台山緑地、沼間大山緑地、名越緑地、大崎緑地、滝の谷緑地、池子の森緑地)



■整備の方針

- ・新たな都市林の整備は当面は見込まないものとしませんが、寄付等や緑地の管理上の必要性が生じた場合などについては、柔軟な対応を図ります。

■維持管理・活用の方針

- ・アダプトプログラムによる緑地の美化・維持管理に取り組みます。
- ・生物の生育・生息に配慮した植栽など、エコロジカルネットワークの視点を導入した維持管理を図ります。特に、池子の森緑地については、貴重な生物の生育・生息環境の保全に配慮し、一定の利用制限を図りつつ自然観察の場とするなど、市民と共に保全・活用を図ります。

【三浦半島国営公園】

■配置・整備方針

- ・三浦半島は、まとまりある貴重なみどりが残され、多摩丘陵等と一体となって、首都圏において最も重要なみどりの基軸を形成しており、生物多様性の保全や人と自然のふれあいの場の確保などに重要な役割を担っています。神奈川県では、2006年（平成18年）に「三浦半島公園圏構想」



を策定し、半島全体を魅力ある公園のような空間としていくことを目指しています。この構想では、国営公園候補地区は大楠山地区とし、本市については二子山地区を「国営公園連携地区」として、また池子の森・神武寺地区を「将来位置づけを協議する地区」としています。

- ・「将来位置づけを協議する地区」となる池子の森・神武寺地区は、一部が池子の森自然公園として整備されていますが、貴重な自然の保全と活用を一体的に進め、うるおいとにぎわいのある発展を図ることを目指し、「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」と協力し、県や近隣市町と連携した国営公園整備の促進を国・県に働きかけていきます。
- ・「国営公園連携地区」となる二子山地区については、引き続き、近郊緑地特別保全地区の指定に向け、葉山町とも連携しながら、国・県に働きかけていきます。

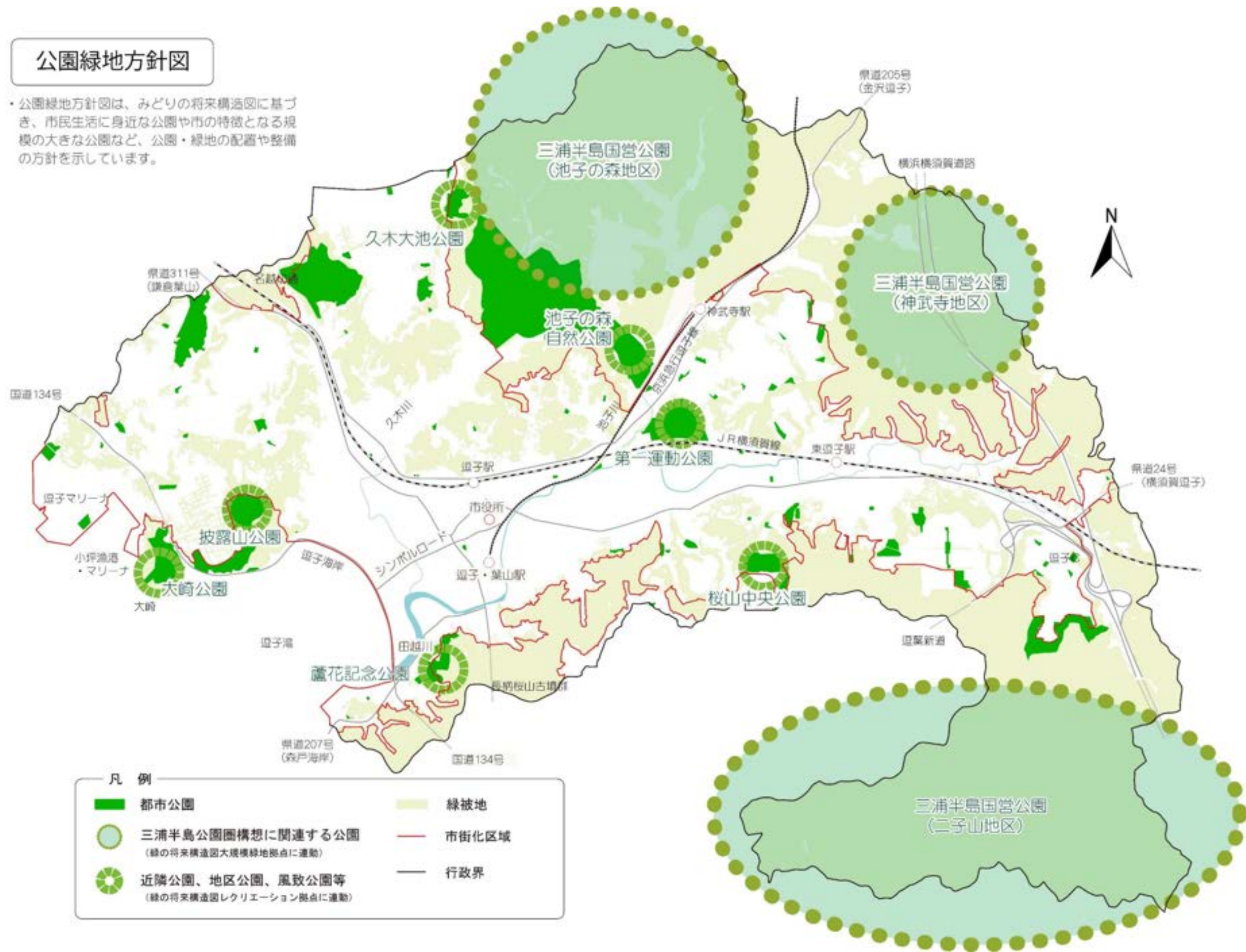


三浦半島国営公園圏構想の概要

資料：三浦半島国営公園設置促進期成同盟会要望書(2022年(令和4年)1月)

公園緑地方針図

- 公園緑地方針図は、みどりの将来構造図に基づき、市民生活に身近な公園や市の特徴となる規模の大きな公園など、公園・緑地の配置や整備の方針を示しています。



8. 緑地の保全を重点的に進める地区の方針

本市における市街地周辺樹林の保全は最重要課題であり、地域制緑地を中心とした樹林地保全の考え方について示すとともに、緑地の保全を重点的に進める地区の方針を整理します。

(1) 緑地の保全を重点的に進めるための基本的考え方

逗子市緑の基本計画においては、市街化区域内の樹林地の保全が最重要課題となります。これらの樹林地の保全を促進するため、樹林地等の保全の必要性が高い地区として、みどりの将来構造で自然共生ゾーンを位置づけ、これを保全配慮地区に設定し、地域制緑地を中心とした効果的な保全策を検討していきます。

また、三浦半島の骨格を形成する大規模な緑地の保全も重要な課題です。市街化調整区域を主体に残された大規模な緑地として、みどりの将来構造で骨格緑地保全ゾーンに位置づける地区については、現在指定されている風致地区や近郊緑地保全区域等の地域制緑地を引き続き指定するとともに、特に重要な地区については、施設緑地や地域制緑地等の強化を図っていきます。

加えて、本市の特性を示す重要な緑地として、自然海岸や歴史と一体となった緑地、市街地内に残された小規模な樹林やシンボリックな樹木があります。これらについてもその特性に応じて地域制緑地等により保全を図っていきます。

(2) 地域制緑地を中心とした樹林地等の保全の方針

■自然共生ゾーン(市街化区域)

- ・市街化区域内において、樹林地等の保全の必要性が高い地区となる自然共生ゾーンは、保全配慮地区に位置づけます。保全配慮地区は、「小坪周辺保全配慮地区」「大崎・披露山周辺保全配慮地区」「久木周辺保全配慮地区」「山の根からアザリ工周辺保全配慮地区」「沼間周辺保全配慮地区」を位置づけます。
- ・保全配慮地区では、逗子市みどり条例等による地域制緑地による保全及び逗子市の良好な都市環境をつくる条例による開発抑制により保全を図ります。
- ・以下の地区については、特別緑地保全地区の指定を進めます。
 - ①名越特別緑地保全地区候補地
 - ②白山特別緑地保全地区候補地
 - ③久木特別緑地保全地区候補地
 - ④山の根特別緑地保全地区候補地

■骨格緑地保全ゾーン(主に市街化調整区域)

- ・市街化調整区域を中心に、三浦半島の骨格を形成する大規模な緑地を有する骨格緑地保全ゾーンについては、大規模緑地拠点、史跡保全拠点などその特性に応じて保全を図ります。

【大規模緑地拠点】

- ・二子山地区は、逗子葉山近郊緑地保全区域として保全を図ります。また、二子山近郊緑地特別保全地区として指定に向けた調整を進めます。

- ・池子の森・神武寺地区は、神武寺自然環境保全地域として保全を図ります。また、三浦半島国営公園として、誘致に向けた調整を進めます。
- ・池子の森地区の一部は、池子の森自然公園及び緑地として保全を図ります。

【史跡保全拠点】

- ・名越切通周辺は、鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存区域として保全を図ります。歴史的風土特別保存地区として指定に向けた調整を今後も進めます。このうち、国指定史跡名越切通指定地については、市が買入れ主体として保全と管理を図ります。
- ・長柄桜山古墳群は逗子葉山近郊緑地保全区域として保全を図ります。国指定史跡長柄・桜山古墳については、市が買入れ主体として保全と管理を図ります。

【市街化調整区域のその他樹林地】

- ・大崎緑地、沼間大山緑地、名越緑地などの都市林の保全を図ります。
- ・その他の樹林地については、逗子葉山近郊緑地保全区域や保安林等による保全を図ります。

■自然海岸保全軸

- ・連続的に自然海岸の景観・環境の保全を図る自然海岸保全軸については、既存の地域制緑地を活用して引き続きその保全を図ります。
- ・披露山・逗子海岸風致地区及び披露山・大崎自然環境保全地域による保全を図ります。
- ・大崎緑地保存契約地では、緑地保全契約による保全を維持します。

■市街化区域内の小規模樹林や樹木の保全(環境住宅ゾーン・都市のみどり創出ゾーン)

- ・市街化区域内の住宅地等においては、保存樹林や保存樹木などの地域制緑地の指定を進め、市街地内の貴重なみどりの保全を図ります。



(3) 保全配慮地区における緑地保全の方針

本市の保全配慮地区は、大規模緑地拠点として位置づけられる二子山や神武寺、池子の森などの豊かなみどりと市街地を結ぶ市街化区域内樹林地に位置づけます。その多くは斜面樹林となり、自然性の高い豊かなみどりの緩衝緑地として、また、みどりに囲まれた市街地の景観としても非常に重要です。そのため、本市の緑地保全に向けた重点施策として、保全配慮地区の保全と担保性の向上を図るとともに、適切な維持管理を図ることによるみどりの質の向上を図ります。

①保全配慮地区の区域

- ・保全配慮地区は以下の区域に定めます。

地区	対象区域
①小坪周辺保全配慮地区	逗子マリーナの背後にある、斜面樹林と住宅が共存する区域
②大崎・披露山周辺保全配慮地区	大崎公園周辺から披露山公園、亀が岡団地を経て国道134号に至る、斜面樹林を中心とする区域
③久木周辺保全配慮地区	鎌倉逗子ハイランドとJR横須賀線、久木川に囲まれた市街化区域内で斜面樹林と住宅が共存する区域
④山の根からアザリ工周辺保全配慮地区	JR逗子駅周辺の北側～アザリ工団地周辺の市街化区域で、第一運動公園を含むほか、斜面樹林と住宅が共存する区域
⑤沼間周辺保全配慮地区	逗子アーデンヒルを含む市街化区域で、計画的に開発された市街地とその周辺に斜面樹林が断片的に残る区域

②緑地保全の推進

- ・保全配慮地区内の緑地の維持・保全を図るとともに、緑地の担保性の向上を図ります。
- ・地区の状況を勘案し、将来的には必要に応じて特別緑地保全地区の指定を検討します。

地区	緑地保全の方向性
①小坪周辺保全配慮地区	滝の谷緑地 保存樹林等
②大崎・披露山周辺保全配慮地区	披露山公園 大崎緑地 大崎公園 大崎緑地保存契約地 保存樹林等
③久木周辺保全配慮地区	名越緑地 歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区 保存樹林等
④山の根からアザリ工周辺保全配慮地区	第一運動公園 保存樹林等
⑤沼間周辺保全配慮地区	保存樹林等

(4) 特別緑地保全地区における緑地保全の方針

■特別緑地保全地区の概要

特別緑地保全地区は、都市緑地法第 12 条に規定され、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生育・生息地となる緑地等の保全を図ることを目的として指定されます。

また、首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年法律第 101 号）第 5 条に規定する近郊緑地特別保全地区は、近郊緑地保全区域のうち、首都及びその周辺の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しく、かつ、特に良好な自然の環境を有する土地について指定され、特別緑地保全地区と同等な機能を有しています。

特別緑地保全地区では、建築物の建築等の行為は現状凍結的に制限されます。このため、損失補償等の観点から所有者から買入れ申出等があった場合は、その土地に対する買入れを行います。

■特別緑地保全地区の指定の基本的考え方

- ・特別緑地保全地区は、本市の樹林地の中で保全の必要性が高い樹林地に定めるものとし、以下の要件のいずれかに当てはまるものを指定候補地とします。
 - a. 保全配慮地区内で、みどりと生きもののネットワーク軸の構成要素となる枢要な樹林地
 - b. 骨格緑地保全ゾーンかつ大規模緑地拠点のうち、三浦半島国営公園構想における「国営公園連携地区」（近郊緑地特別保全地区を指定）
- ・近郊緑地特別保全地区については、神奈川県と指定に向けた調整を進めます。

■特別緑地保全地区の指定・管理の方針

2012 年度（平成 24 年度）に実施した特別緑地保全地区指定方針の検討において、法規制状況及び自然環境評価システムにより指定候補地区の優先順位を整理しました。その結果から名越、白山、久木、山の根の 4 地区を特別緑地保全地区指定候補地としています。これら 4 候補地を保全の緊急性が特に高い緑地として位置づけ、特別緑地保全地区の指定を進めます。これらの候補地のうち、2014 年度（平成 26 年度）に山の根の一部を特別緑地保全地区として指定しました。

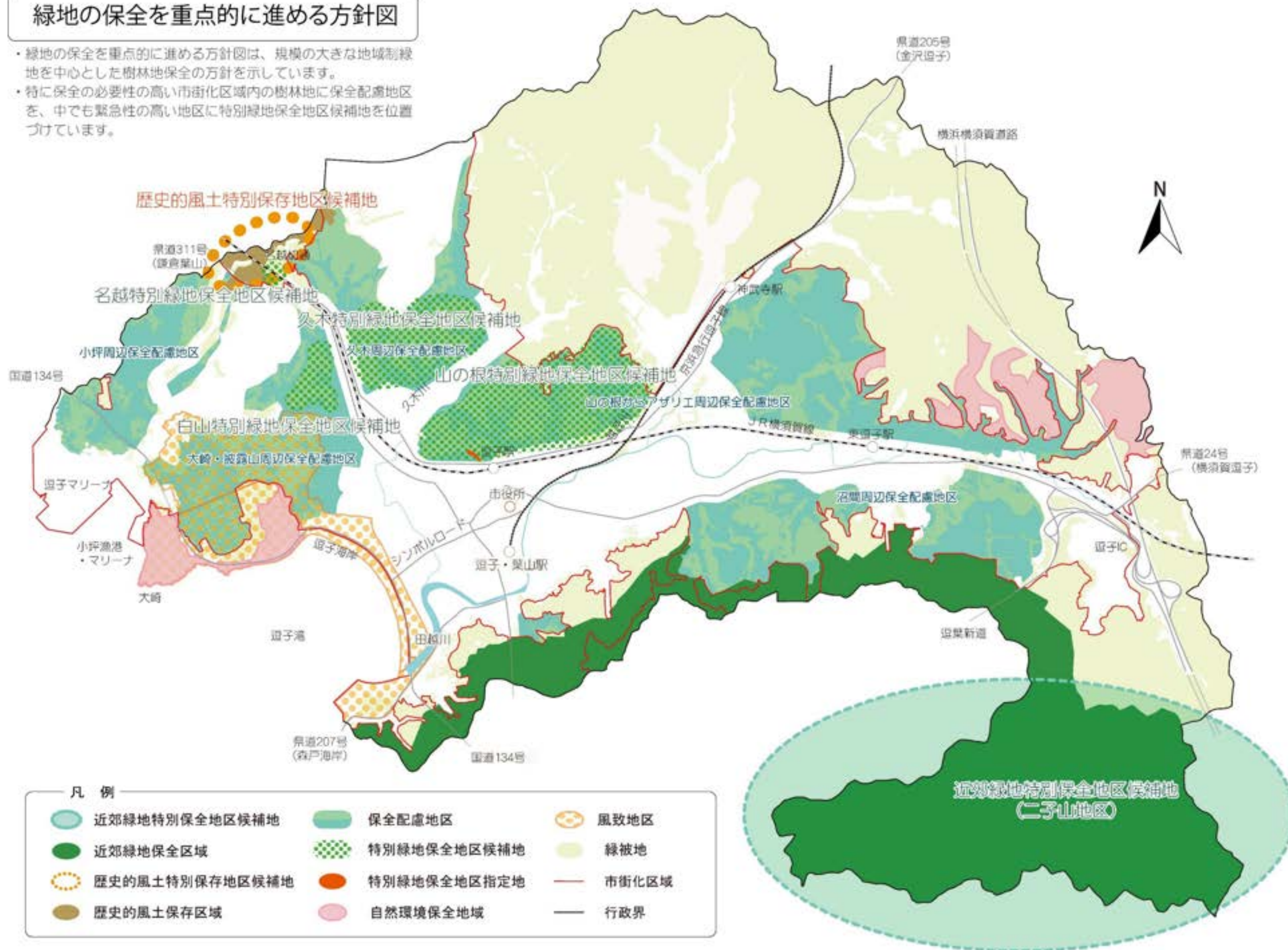
特別緑地保全地区指定後に市民利用が可能な場合は、公開するために必要な散策路や休憩施設などの整備や環境教育を進めるための標識や解説板などの自然観察設備の整備を検討します。

樹木の育成・管理や生き物の生育・生息環境などの自然環境を保全するため、保護エリアの設置や管理用道路などの施設の整備を必要に応じて実施します。

利用者等の安全を確保するために必要な柵等の施設について整備します。

緑地の保全を重点的に進める方針図

- ・緑地の保全を重点的に進める方針図は、規模の大きな地域制緑地を中心とした樹林地保全の方針を示しています。
- ・特に保全の必要性の高い市街化区域内の樹林地に保全配慮地区を、中でも緊急性の高い地区に特別緑地保全地区候補地を位置づけています。



凡例

- | | | |
|----------------|-------------|-------|
| 近郊緑地特別保全地区候補地 | 保全配慮地区 | 風致地区 |
| 近郊緑地保全区域 | 特別緑地保全地区候補地 | 緑被地 |
| 歴史的風土特別保存地区候補地 | 特別緑地保全地区指定地 | 市街化区域 |
| 歴史的風土保存区域 | 自然環境保全地域 | 行政界 |

9. 緑化推進を重点的に進める地区の方針

本市の市街地は多くの人が集まる地域であり、まちにうるおいやすらぎを与える緑化を推進する必要があります。ここでは、緑化推進を重点的に進めるための考え方について示すとともに、緑化を重点的に進める地区の方針を整理します。

(1) 緑化の推進を重点的に進めるための基本的考え方

■緑化推進重点地区の概要

緑化推進重点地区は、都市緑地法第4条において、「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」とされています。この都市緑地法の位置づけのほか、本市においては、逗子市みどり条例第20条に基づき「緑化推進重点地区」を定めており、逗子市緑の基本計画に基づき、緑化推進重点地区を定めて緑化の推進を図るとともに、事業を行う者に対して支援することを示しています。このため、本計画では、都市緑地法における位置づけと、逗子市みどり条例による位置づけを兼ね備えた地区として「緑化推進重点地区」を定め、重点的に緑化施策を推進します。

緑化推進重点地区では、緑地協定及び市民緑地契約の締結、公共公益施設の緑化、民有地緑化に対する助成、都市公園の整備、市民緑地認定制度の活用等、当該地区において講じる緑化施策について定めることが可能です。

■緑化推進重点地区の設定の基本的考え方

- ・緑化推進重点地区は、都市緑地法運用指針を踏まえつつ、市街化区域内の以下の要件のいずれかに当てはまる地区を設定します。
 - a. 駅前等都市のシンボルとなる地区
 - b. みどりが少ない住宅地
 - c. 風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区
 - d. エコロジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区
 - e. 逗子市景観計画における景観形成重点地区
- ・上記を踏まえ、JR逗子駅周辺及び京急逗子・葉山駅周辺、JR東逗子駅周辺地区、披露山・逗子海岸風致地区及び逗子市景観計画に位置づけられる歴史的景観保全地区について、これを緑化推進重点地区に位置づけ、緑化を重点的に進めます。



(2) 緑化を重点的に進める地区の方針

①緑化推進重点地区の区域

- ・緑化推進重点地区の区域は以下のとおりです。

地区	対象区域
①逗子駅周辺地区	都心と直結するJR逗子駅と京急逗子・葉山駅の2つの駅と県道311号（鎌倉葉山）に囲まれた約30haの区域
②東逗子駅周辺地区	東逗子駅と主要地方道横須賀逗子線沿道周辺を含む区域
③風致地区及び歴史的景観保全地区	披露山・逗子海岸風致地区及び逗子市景観計画に位置づけられる歴史的景観保全地区の区域

②公共公益施設の緑化の推進

- ・緑化推進重点地区においては、緑化をけん引する地区となることから、多くの人が集う公共公益施設でのモデルとなる緑化を進めます。

地区	主な公共公益施設
①逗子駅周辺地区	JR 逗子駅・市役所・逗子文化プラザ
②東逗子駅周辺地区	JR 東逗子駅
③風致地区及び歴史的景観保全地区	—

③河川軸の形成

- ・河川などの水辺については、護岸や周辺施設の緑化により、自然を身近に感じられる河川を軸とした水辺環境の保全を図ります。

地区	主な河川
①逗子駅周辺地区	久木川
②東逗子駅周辺地区	田越川
③風致地区及び歴史的景観保全地区	田越川河口部

④オープンスペースの確保

- ・公園等のオープンスペースの適切な配置について検討します。
- ・所有者の意向に配慮しつつ、樹林地等や空き地等を活用した市民緑地制度の活用等、オープンスペースの確保について検討します。



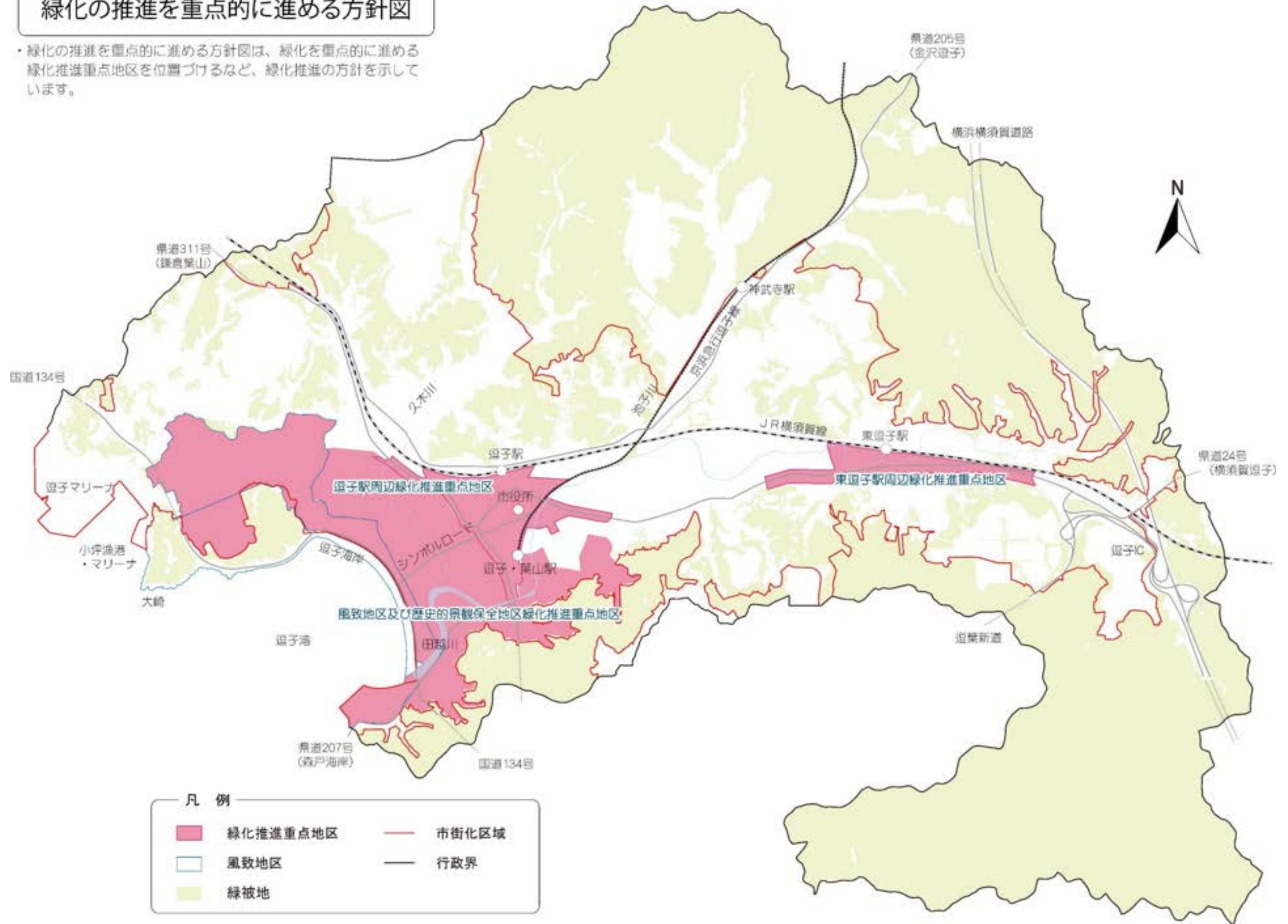
⑤ 逗子市景観計画等と連動した緑化の推進

- ・ 逗子市景観計画と連携し、生垣やシンボルツリーの植栽、屋上・壁面緑化を促進します。
- ・ 風致地区内では、逗子市風致地区条例に基づいた緑化を図ります。

地区		緑化等の方針																	
① 逗子駅周辺地区		<p>【緑化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存樹木などは、極力これを保全する。 ・ プランター、シンボルツリー、アクセントツリーなどでみどりを演出する。 ・ 駅前広場・商店街沿いの開口部は、プランター等による緑化に努める。 <p>【駐車場の緑化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅前広場及び商店街沿いで当該店舗と同一の敷地内に駐車場等を設ける場合、その囲障と場内は、緑化修景を施すなどのデザイン上の工夫による景観性の向上を図る。 																	
② 東逗子駅周辺地区		<p>【敷地内の外構及び緑化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道路、沼間池子線、田越川に面する宅地においては、2階開口部と壁面は緑化に努める。 <p>【水辺との関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 田越川に面する敷地は敷地間口の長さの2/3以上を生垣、植栽などにより緑化する。ただし、自然的・歴史的景観に配慮し、設置されていた垣、柵、門、扉等はこの限りではない。 																	
③ 風致地区及び歴史的景観保全地区	景観形成重点地区内	<p>【敷地の緑被率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内に緑地を確保し、みどり豊かなまちなみ景観をつくる。 <p>【道路側緑化率】 【垣・柵・門・扉等】 【擁壁】 【駐車場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生垣や自然素材を用いた地区の特徴的な垣、柵、門・扉等及び擁壁の設置により、地区の歴史性を感じさせるまちなみ景観を保全する。 ・ クロマツなどの地域性を形成している景観木を保全するように努める。 																	
	風致地区内	<p>【緑地率】</p> <p>宅地の造成等が生じた場合、以下の表のとおり適切な植栽、保全により、みどりを確保する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>行為面積</th> <th>第1種風致地区</th> <th>第4種風致地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市街化区域</td> <td>500㎡以上</td> <td>20%以上</td> <td>20%以上</td> </tr> <tr> <td>500㎡未満</td> <td>10%以上</td> <td>10%以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市街化調整区域</td> <td>500㎡以上</td> <td>50%以上</td> <td>20%以上</td> </tr> <tr> <td>500㎡未満</td> <td>25%以上</td> <td>10%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>【植栽計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地面積の20%以上の植栽地の面積を確保し樹種は、将来において高・中及び低木などが一体となって良好な自然的環境を形成するような計画となるよう努める。 		行為面積	第1種風致地区	第4種風致地区	市街化区域	500㎡以上	20%以上	20%以上	500㎡未満	10%以上	10%以上	市街化調整区域	500㎡以上	50%以上	20%以上	500㎡未満	25%以上
	行為面積	第1種風致地区	第4種風致地区																
市街化区域	500㎡以上	20%以上	20%以上																
	500㎡未満	10%以上	10%以上																
市街化調整区域	500㎡以上	50%以上	20%以上																
	500㎡未満	25%以上	10%以上																

緑化の推進を重点的に進める方針図

・緑化の推進を重点的に進める方針図は、緑化を重点的に進める緑化推進重点地区を位置づけるなど、緑化推進の方針を示しています。



10. 市民協働を重点的に進める方針

本市では、公園や緑地の管理、花壇への花植え、里山の再生など、様々な場面で市民と連携しながら、協働によるみどりづくりを進めており、みどりづくりの大きな力となっています。

さらには、保存樹林や保存樹木、生垣の緑化など、多くの市民の力により、本市のみどりが守られ、創造されてきました。

今後は、より多くの市民が、身近なみどりに愛着を持ち、更に多くの場面で活動に携われる仕組みをつくっていくことで、より一層の市民協働を進めていきます。

(1) 市民協働を重点的に進めるための基本的考え方

■市民協働の背景と必要性

みどり豊かな生活環境の形成は、市民の広範な参加、協力を得て、市街地の大半を占める民有地における緑地の保全や緑化の推進を図ることにより実現されます。

公園緑地については、公園や緑地など、公共の場を「養子」にみたて、市民がボランティアとして里親になり「養子」である公園や緑地の美化・維持管理を自主的・主体的に行い、市がこれを支援するという「逗子市の公園と緑地に関するアダプトプログラム」制度が進められています。

また、景観政策においても、景観形成重点地区の景観ガイドラインや景観啓発冊子である「まちなみデザイン逗子」の刊行など、市民の自主的な景観形成を支援する取り組みが進められています。

2017年（平成29年）の都市緑地法改正では、民間団体が空き地等を緑地として保全・活用することを目的とした市民緑地制度の創設や民間団体や市民による自発的な緑地の保全、緑化の一層の推進を図る観点から「みどり法人制度」が拡充するなど、これまでの市民協働をより一歩進める国の制度の創設も進みつつあります。

以上のように、今後ますます緑地の保全や緑化の推進の観点からも市民協働の必要性が高まってくることから、逗子市緑の基本計画においても市民協働を重点的に進めていきます。

■本市におけるみどりの市民協働の考え方

- ・現在進めているアダプトプログラムの維持・拡充を進めます。
- ・市民緑地制度の活用等、市民参加によるみどりづくりを進めることができる制度の活用を図ります。



(2) 市民協働を重点的に進める方針

①アダプトプログラムの推進

- ・公園と緑地に関するアダプトプログラムについて、市民参加による公園や里山の美化・維持管理を継続的に推進します。
- ・市は用具や機材の支給と貸し出し、保険への加入、アダプトサインの設置などの支援を図るとともに、公園・緑地を活用した創作活動などによる活用についても推進します。
- ・アダプトプログラムを更に活性化するために、団体間の連携や意見交換の場を設けていきます。



②市民主体のみどりづくり

- ・逗子市景観計画やまちなみ景観形成施策と連携し、地域特性に応じたみどりのまちなみ景観の形成を推進します。
- ・緑地やオープンスペースの確保に向け、市街地内の樹林地等や空き地の活用について多面的な検討を図ります。緑地やオープンスペースの確保については、民間主体の取り組みを支援するよう、市民緑地制度の活用を図ります。





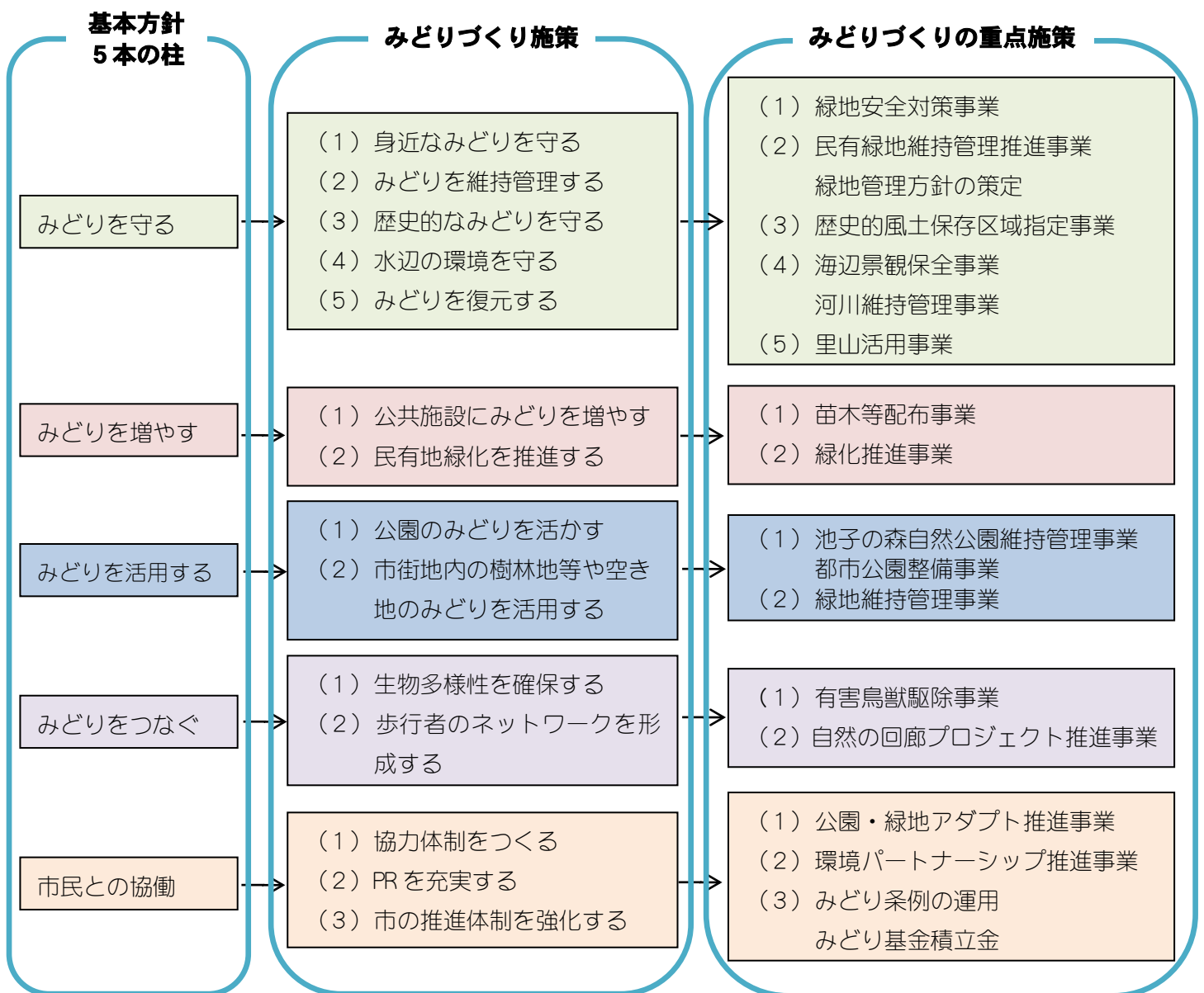
【第3部】事業進行管理の部

【第3部】事業進行管理の部

○第3部の構成

逗子市緑の基本計画では、「第1部 基本構想」において、「自然を大切にすまち」を基本理念として、「みどりの将来像」や「基本方針」を作成しています。この基本方針で5本の柱を定め、それに基づき「第2部 みどりづくり施策」を定めました。第3部では、第1部と第2部を踏まえて、みどりづくりの重点施策の具体的取り組みを中心にして、次のように構成します。

また、第3部に記載されているみどりづくりの重点施策については、毎年、各所管からの進行状況をとりとまとめ、逗子市みどり審議会にて進行状況の評価を行います。



※第2部に記載されている、その他関連する取り組みについては、一覧表で示します。

6-1 みどりを守る

(1) 身近なみどりを守る

【みどりづくりの重点施策】防災対策と連携した樹林地の保全

事業名	緑地安全対策事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：みどり豊かな自然環境を享受するために、市が所有する緑地の安全対策を行う。 対象：市民 手段：市が所有する緑地の適切な保全を行うための管理伐採及び法面防護工事を実施する。		
主な事業内容			
2023（令和5）年度～2026（令和8）年度			
○市が所有する緑地の適切な保全を行うため、毎年度実施する点検結果に応じて要対策箇所 の管理伐採及び法面防護工事等の安全対策を実施する。			

(その他関連する取り組み)

- ・ 特別緑地保全地区の指定推進及び保全配慮地区の担保性の向上
- ・ 市民の森の活用と維持整備の推進
- ・ 保存樹林・樹木制度の充実
- ・ 市民緑地制度の活用
- ・ 社寺林、屋敷林の保全
- ・ 景観資産の指定推進
- ・ 緑地保全のための優遇制度の検討
- ・ 風致地区条例の適正な運用

(2) みどりを維持管理する

【みどりづくりの重点施策】 樹林地の維持管理制度の充実

事業名	民有緑地維持管理推進事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：市内の民有緑地を安全かつ良好な状態に保つ。 対象：森林所有者等 手段：保存樹林を含む民有林（森林法第2条に該当する森林）について、枝払いや伐採等、維持管理に要する経費の一部を助成をするもの。		
主な事業内容			
2019（平成31）年度～2022（令和4）年度		2023（令和5）年度～2026（令和8）年度	
		民有地の樹林地での維持管理作業に対する費用の助成を行う。	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2021（令和3）年度末】	
		事業実施前	
目標【2026（令和8）年度】		現状【2021（令和3）年度末】	
維持管理作業に対する費用の助成制度が創設され、運用されている。		事業実施前	

【みどりづくりの重点施策】 樹林地管理方針の検討

事業名	緑地管理方針の策定	所管名	緑政課
事業概要	目的：それぞれの樹林地の立地条件や目的に応じて、整備を計画的かつ継続的に進めるための方法を示す樹林地管理方針を検討する。		
	対象：山林保有者 手段：樹林地の変化をモニタリングしつつ、それぞれの樹林地に応じた樹林地管理方針を作成する。		
主な事業内容			
2019（平成31）年度～2022（令和4）年度		2023（令和5）年度～2026（令和8）年度	
		樹林地の変化をモニタリングし、樹林地の管理方針を策定する。	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2021（令和3）年度末】	
		策定されていない	
目標【2026（令和8）年度】		現状【2021（令和3）年度末】	
樹林地管理方針が作成されている。		策定されていない	

（その他関連する取り組み）

- ・市民協力による樹林の維持管理体制の構築

(3) 歴史的なみどりを守る

【みどりづくりの重点施策】名越切通周辺の保全推進

事業名	歴史的風土保存地区指定事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：歴史上意義を有する遺跡等と周囲の自然環境を一体的に保存するため、名越切通周辺の歴史的風土保存区域の重要な部分を歴史的風土特別保存地区に指定する。		
	対象：県、土地所有者 手段：歴史的風土保存区域についての理解を求め、特別地区の指定を行う。		
主な事業内容			
2019（平成31）年度～2022（令和4）年度		2023（令和5）年度～2026（令和8）年度	
○指定に向けた取り組み ・ 県及び鎌倉市と調整を図る。 ・ 土地所有者と調整を図る。		○指定に向けた取り組み ・ 県及び鎌倉市と調整を図る。 ・ 土地所有者と調整を図る。	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2021（令和3）年度末】	
名越切通周辺の歴史的風土保存区域内の重要な部分が、歴史的風土特別保存地区に指定されている。		指定されていない。	
目標【2026（令和8）年度】		現状【2021（令和3）年度末】	
名越切通周辺の歴史的風土保存区域内の重要な部分が、歴史的風土特別保存地区に指定されている。		指定されていない。	

(その他関連する取り組み)

- ・ 歴史的建造物と一体となったみどりの保全
- ・ 長柄桜山古墳群の保全推進

(4) 水辺の環境を守る

【みどりづくりの重点施策】 海辺景観の保全

事業名	海辺景観保全事業	所管名	まちづくり 景観課
事業概要	<p>目的：逗子海岸及びその周辺については、風致地区及び逗子市景観計画における景観重点地区「歴史的景観保全地区」に指定されていることから、みどり豊かな街並み景観を維持・創出する。</p> <p>対象：市民・事業者</p> <p>手段：敷地内のみどりの確保やクロマツなどの地域の特徴となる景観木の保全に努める</p>		
主な事業内容			
2023（令和5）年度～2026（令和8）年度			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例を適正に運用する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「披露山・逗子海岸風致地区」内における敷地内緑化基準 ・ 景観協議における緑の維持・創出 ○ 「逗子市景観計画における緑化の手引き」を適正に運用する。 ○ 「まちなみデザイン逗子」の普及啓発による緑化推進。 			

【みどりづくりの重点施策】 河川が多自然化の推進

事業名	河川維持管理事業	所管名	都市整備課
事業概要	目的：周辺緑化や生態系の再生を意識した河川の整備・管理手法を推進し、多様な命を育む川とするとともに、遊歩道の舗装やベンチの設置等を通じて、誰もが楽しめる親水施設を整備し、水辺の環境を保全していくため、アダプト制度や市民、事業者との協働による一斉清掃等を通じて良好な水辺を継承していくこと。 対象：河川 手段：親水施設を整備することについて、要望・調査・検討を行う。		
	主な事業内容		
2019（平成31）年度～2022（令和4）年度		2023（令和5）年度～2026（令和8）年度	
○親水施設等の設置の取り組み ・県に対し、二級河川部分への親水施設等の設置要望 ○アダプト活動や清掃イベントの開催		○親水施設等の設置の取り組み ・県に対し、二級河川部分への親水施設等の設置要望 ○アダプト活動や清掃イベントの開催	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2021（令和3）年度末】	
河川の親水施設を4箇所整備する。 アダプトプログラムによる河川管理の箇所数が4箇所を維持している。		親水施設3箇所 アダプト5箇所	
目標【2026（令和8）年度】		現状【2021（令和3）年度末】	
河川の親水施設を4箇所整備する。 アダプトプログラムによる河川管理の箇所数が5箇所を維持している。		親水施設3箇所 アダプト5箇所	

（その他関連する取り組み）

- ・森戸川源流域の一体的な保全
- ・養浜対策の推進

(5) みどりを復元する

【みどりづくりの重点施策】 里山活用事業の推進

事業名	里山活用事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：名越緑地（里山）を再生し、維持管理や利活用を行う。 対象：市民 手段：逗子名越緑地里山の会と里親契約を結ぶ。		
主な事業内容			
2023（令和5）年度～2026（令和8）年度			
○アダプト活動による里山の維持管理を行う。 ○こんちゅう観察会等の自然観察の実施 ○自然体験イベントの実施			

(その他関連する取り組み)

- ・開発時における樹木の保全及びみどりの復元の実施

6-2 みどりを増やす

(1) 公共施設にみどりを増やす

【みどりづくりの重点施策】 市民参加による公共施設緑化の推進

事業名	苗木等配布事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：公園・緑地に花苗を配布することにより、みどりのまちづくりの推進及び都市環境の向上を図る。 対象：市民 手段：公園・緑地に花苗を配付し、市民団体による植え替え及び維持管理等を行う。		
主な事業内容			
2023（令和5）年度～2026（令和8）年度			
○公園・緑地に花苗を配布する。 ○フラワーサークルの活動をPRする。			

（その他関連する取り組み）

- ・花咲計画等への協力
- ・公共公益施設の計画的緑化
- ・ポケットパーク等の整備
- ・まちのビオトープづくりの推進

(2) 民有地緑化を推進する

【みどりづくりの重点施策】 みどりのまちなみ景観形成の推進

事業名	緑化推進事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：市街地のみどりを増やし、みどり豊かでうるおいのある住環境を創出する。 対象：市民 手段：シンボルツリー・生垣用樹木の配布及び、壁面緑化工事費用の一部を助成する。		
	主な事業内容		
2019（平成31）年度～2022（令和4）年度		2023（令和5）年度～2026（令和8）年度	
○樹木の配布 ・シンボルツリー・生垣用の樹木配布 ○壁面緑化工事費の一部助成		○樹木の配布 ・シンボルツリー・生垣用の樹木配布	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2021（令和3）年度末】	
市全域の緑被率約60%を維持する。 シンボルツリーの苗木配布数が累計60件になっている。		シンボルツリー 68件	
目標【2026（令和8）年度】		現状【2021（令和3）年度末】	
市全域の緑被率約60%を維持する。 シンボルツリーの苗木配布数が累計90件になっている。		シンボルツリー 68件	

(その他関連する取り組み)

- ・緑地協定等の締結推進
- ・まちづくりと連携した緑化の推進（宅地分譲における環境保全協力の促進）

6-3 みどりを活用する

(1) 公園のみどりを活かす

【みどりづくりの重点施策】池子の森自然公園の保全・活用

事業名	池子の森自然公園維持管理事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：池子の森自然公園基本計画及び池子の森自然公園生物指標種に基づき、安全で快適な都市公園として維持管理を図る。 対象：公園利用者 手段：生物指標種に基づき、公園を維持管理する。		
主な事業内容			
2023（令和5）年度～2026（令和8）年度			
○生物指標種に基づいた適切な維持管理を行う。 ○生物保全に関連するイベントを開催する。			

【みどりづくり重点施策】 緑にふれあう機会の充実

事業名	環境パートナーシップ推進事業		所管名	環境都市課
事業概要	<p>目的：逗子市環境基本計画・行動等指針の推進、計画目標の実現のために、市民、事業者、市が主体的に、又は協働による具体的な行動を実行する。また、次世代を担う子どもたちに自然環境を保全することへの関心を高める。</p> <p>対象：市民、事業者</p> <p>手段：逗子市環境基本計画・行動等指針などに基づく施策の実践、活動支援を行うため、意識啓発イベント、自然観察会。</p>			
主な事業内容				
2019（平成31）年度～2022（令和4）年度		2023（令和5）年度～2026（令和8）年度		
<p>○かんきょう連続講演会の実施</p> <p>○環境月間イベントの開催</p> <p>○出前授業の講師派遣</p> <p>○自然観察会開催</p>		<p>○かんきょう講演会の実施</p> <p>○環境月間イベントの開催</p> <p>○出前授業の講師派遣</p> <p>○自然観察会開催</p>		
目標【2022（令和4）年度】			現状【2021（令和3）年度末】	
<p>○市民団体による自然体験学習の参加者が年に約200人になる。</p> <p>○市民団体等により実施する出前授業が各学校にて行われる。</p>			<p>○6人</p> <p>○199人（累計）</p>	
目標【2026（令和8）年度】			現状【2021（令和3）年度末】	
<p>○市民団体による自然体験学習の参加者が年に約200人になる。</p> <p>○市民団体等により実施する出前授業が各学校にて行われる。</p> <p>※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、イベント未実施期間があったことから、参加人数が減少した。そのため、まずはコロナ禍前の参加状況に戻すことを目標とするもの。</p>			<p>○6人</p> <p>○199人（累計）</p>	

【みどりづくりの重点施策】公園の多面的な活用方策の検討

事業名	都市公園整備事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：安全で快適な都市公園としての整備を図る。 対象：公園利用者 手段：各公園施設の実施設設計を行い、公園施設を整備する。		
主な事業内容			
2023（令和5）年度～2026（令和8）年度			
○公園の適切な維持管理を実施していく			

（その他関連する取り組み）

- ・公園長寿命化計画の推進
- ・公園の配置と機能の再編等に関する検討
- ・高齢者や障がい者も気軽に利用できる公園づくり
- ・防災に配慮した公園づくり
- ・公園の活性化に関する協議会設置の検討

(2) 市街地内の樹林地等や空き地のみどりを活用する

【みどりづくりの重点施策】市街地内の樹林地等や空き地の活用

事業名	緑地維持管理事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：緑地の維持管理を行い、みどり豊かな自然環境を享受する。 対象：市民 手段：適切な緑地の維持管理を行う。		
主な事業内容			
2023（令和5）年度～2026（令和8）年度			
○緑地の草刈りや危険木・支障木等の伐採を行う。 ○民間活力を活用した緑地維持管理の手法を検討する。 ○市民の森等の民有林保全手法の検討 ○公園が不足している地域での緑地やオープンスペースの確保の検討			

(その他関連する取り組み)

- ・市民緑地制度の活用の検討
- ・生産緑地地区の保全・活用策の検討

6-4 みどりをつなぐ

(1) 生物多様性を確保する

【みどりづくりの重点施策】外来生物による被害の防除

事業名	有害鳥獣駆除事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：生態系保護及び外来生物などによる生活・農業被害対策を行う。 対象：市民 手段：特定外来生物による被害の発生場所や生息地と思われる山林に、市民の協力及び専門業者への委託により捕獲檻を仕掛け、捕獲・駆除する。		
主な事業内容			
2023（令和5）年度～2026（令和8）年度			
○有害鳥獣の捕獲・駆除を実施する。 ○在来種の保護及び外来生物への対応に関する啓発を実施する。 ○横須賀三浦地域鳥獣対策協議会への参加			

（その他関連する取り組み）

- ・三浦半島国営公園構想の推進
- ・自然林の積極的保全
- ・道路沿いの緑化の推進
- ・生物多様性地域戦略策定の検討
- ・多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議への参加

(2) 歩行者のネットワークを形成する

【みどりづくりの重点施策】自然の回廊プロジェクトの推進

事業名	自然の回廊プロジェクト事業の推進	所管名	経済観光課
事業概要	<p>目的：市民や逗子を訪れた人々がやすらぎ、遊び、憩える場所となるように、逗子全体を自然の回廊として整備することにより、逗子の魅力を高め、多くの人々に認知、活用されるようにする。</p> <p>対象：市民、来訪者</p> <p>手段：市内の史跡や文化を伝えるポイント（拠点）に、誰が見ても見やすく、そして、知的興味が得られるような案内板を設置する。ハイキングコースを中心に、安全に歩けるように道標やマップなどの設置整備を進める。また、簡易ベンチなどの環境整備を進める。自然回廊マップや冊子による紹介を進め、回廊ウォーキングラリーなどの啓発イベントを開催する。</p>		
主な事業内容			
2019（平成31）年度～2022（令和4）年度		2023（令和5）年度～2026（令和8）年度	
<ul style="list-style-type: none"> ○案内板等の設置、維持管理の実施 ○自然の回廊マップの作成 ○市民協働によるイベントの実施 ○各課の事業との連携 		<ul style="list-style-type: none"> ○案内板等の設置、維持管理の実施 ○自然の回廊マップの作成 ○市民協働によるイベントの実施 ○各課の事業との連携 	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2021（令和3）年度末】	
<ul style="list-style-type: none"> ・道標や説明板の設置済みコースが100%になっている。 		<ul style="list-style-type: none"> 全てのコースで設置済みとなっている。 	
目標【2026（令和8）年度】		現状【2021（令和3）年度末】	
<ul style="list-style-type: none"> ・自然の回廊を活用したイベントを複数回支援している。 		<ul style="list-style-type: none"> 年1件程度。 	

(その他関連する取り組み)

- ・河川管理用通路の遊歩道化
- ・日常的な歩行者ネットワークの形成推進
- ・ハイキングコースの適切な維持管理

6-5 市民との協働

(1) 協力体制をつくる

【みどりづくりの重点施策】アダプトプログラムの推進

事業名	公園・緑地アダプト推進事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：公園及び緑地において、市民協働による適正な維持管理を行う。 対象：市民 手段：里親契約を結ぶ。		
主な事業内容			
2019（平成31）年度～2022（令和4）年度		2023（令和5）年度～2026（令和8）年度	
○アダプト活動の積極的な推進を行う。		○アダプト活動の積極的な推進を行う。	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2021（令和3）年度末】	
○公園において里親契約を結んでいる箇所数の割合が50%以上になっている。		○公園アダプト 56.6%（85箇所中47箇所） ○緑地アダプト 32箇所	
目標【2026（令和8）年度】		現状【2021（令和3）年度末】	
○公園において里親契約を結んでいる箇所数の割合が70%以上になっている。		○公園アダプト 56.6%（85箇所中47箇所） ○緑地アダプト 32箇所	

（その他関連する取り組み）

- ・団体間の連携推進
- ・学校との連携推進
- ・リーダー等の育成
- ・各種奨励金、助成金制度の見直し
- ・顕彰制度の検討

(2) PRを充実する

【みどりづくり重点施策】自然観察や体験の機会の創出

事業名	自然体験推進事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：多くの市民が気軽に参加できるみどりの観察会を定期的を実施し、みどりの保全に対する市民の理解を深める。 対象：市民、事業者 手段：森・水辺・磯等を活用し、市民が自然観察や体験のできる機会を創出する。		
主な事業内容			
2019（平成31）年度～2022（令和4）年度		2023（令和5）年度～2026（令和8）年度	
		市民を対象とした自然観察会や体験会を実施する。	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2021（令和3）年度末】	
目標【2026（令和8）年度】		現状【2021（令和3）年度末】	
○市民を対象とした自然観察会や体験会の参加者が年に約500人になる。		約300人（累計）	

(その他関連する取り組み)

- ・ホームページの活用
- ・景観まちづくりと連携したみどりづくりの推進
- ・みどりの調査の推進

(3) 市の推進体制を強化する

【みどりづくり重点施策】 みどり条例の運用

事業名	みどり条例の運用	所管名	緑政課
事業概要	<p>目的：良好な自然環境を有する緑地等を保全するとともに緑化の推進を図り、市民が健康でみどり豊かなうるおいのある日常生活を営めるよう、みどりとのふれあいの場の環境整備を図ることを目的とする。</p> <p>対象：市民、事業者及び土地所有者</p> <p>手段：逗子市みどり条例を適正に運用する。</p>		
主な事業内容			
2023（令和5）年度～2026（令和8）年度			
<ul style="list-style-type: none"> ○条例を適正に運用する。 ○条例に規定されている制度及び施策を推進する。 ○条例に基づいた緑化の推進について、周知・啓発を行う。 			

【みどりづくり重点施策】 基金の有効活用の推進

事業名	みどり基金積立金	所管名	緑政課
事業概要	目的：市内の良好な自然環境や歴史的環境を保全するため、緑地等を緊急に取得する経費や緑化の推進を図る事業に充てる場合に備え、基金を積み立てる。 対象：市民等 手段：寄附金、環境保全協力費、市積立金（マッチングギフト）		
主な事業内容			
2023（令和5）年度～2026（令和8）年度			
○基金を積み立てる。 ○基金の積み立てに関する周知・啓発を行う。 ○基金の有効活用に向けて、みどり審議会での審議を行う。			

（その他関連する取り組み）

- ・ 景観計画・景観条例の活用と連携
- ・ まちづくり条例等の推進
- ・ 良好な都市環境をつくる条例の推進
- ・ 基金の積み立て推進
- ・ 市が保有する緑地の保全

関連する取り組み一覧表

基本方針	みどりづくり 施策	関連する取り組み	取り組み内容	所管課
みどりを 守る	(1) 身近なみどり を守る	特別緑地保全地区の 指定推進及び保全配 慮地区の担保性の向 上	良好な自然環境を有する樹林地を 今後とも保全していくために、特 別緑地保全地区の指定を進めてい きます。また、それ以外の市街化区 域内の樹林地については、保全配 慮地区として位置づけ、保全と担 保性の向上を図るとともに、適切 な維持管理を図ることによるみど りの質の向上を図ります。	緑政課
		市民の森の活用と維 持整備の推進	逗子市みどり条例に位置づけられ る市民の森については、面積要件 の緩和等、契約締結を推進するた めの方策を検討し、市街地周辺の 樹林の保全方策として有効に活用 します。 市民の森契約を締結後、一般公開 する場合は、簡易な整備等を図り、 市民の協力のもと維持管理を進め ます。	緑政課
		保存樹林・樹木制度 の充実	市街地内に存在する樹林・樹木に ついては、逗子市みどり条例に基 づく保存樹林、保存樹木の指定を 推進し、市街地内の貴重なみど りの保全を図ります。	緑政課
		市民緑地制度の活用	保全配慮地区内を中心に、民有樹 林について都市緑地法に基づく市 民緑地契約の締結を推進します。	緑政課
		社寺林、屋敷林の保 全	社寺林、屋敷林については、郷土の 歴史的・生態的に重要な緑地とし て、保存樹林や保存樹木等の指定 を図り、奨励金による所有者の負 担軽減と永続的な保全を図りま す。	緑政課

基本方針	みどりづくり 施策	関連する取り組み	取り組み内容	所管課
みどりを 守る	(1) 身近なみどりを 守る	景観資産の指定推進	「景観資産の指定方針」に基づき、指定を推進し、良好なみどりの景観の形成を図ります。	まちづくり 景観課
		緑地保全のための優 遇制度の検討	都市緑地法や逗子市みどり条例に基づく各緑地の保全区域等について、固定資産税の低減など税制的な優遇措置による所有者の負担軽減を検討します。	緑政課
		風致地区条例の適正 な運用	市内の風致を維持するために、風致地区条例の適正な運用を図ります。	緑政課 まちづくり 景観課
	(2) みどりを維持 管理する	市民協力による樹林 の維持管理体制の構 築	地域制緑地の指定された樹林のうち、維持管理が特に必要なものについて、土地所有者と市民参加による樹林の維持管理に関する協定等を結ぶことが可能となる体制づくりを検討します。	緑政課
	(3) 歴史的なみど りを守る	歴史的建造物と一体 となったみどりの保 全	旧脇村邸については、今後とも歴史的建造物と庭園、その周辺の樹林等を蘆花記念公園として一体的に保全を図ります。 また、旧別荘地一帯については、「歴史的景観保全地区の景観計画と景観ガイドライン」に基づき、歴史的景観の保全・形成を図るとともに、保存樹木の指定を推進し、歴史的なみどり空間の保全を図ります。	緑政課 まちづくり 景観課
		長柄桜山古墳群の保 全推進	長柄桜山古墳群については、国指定史跡として「長柄桜山古墳群整備基本計画」等に基づき、葉山町等と連携しながら適切な保全と活用を進めます。長柄桜山古墳群及びその周辺については近郊緑地保全区域として今後とも保全を図ります。	社会教育課

基本方針	みどりづくり 施策	関連する取り組み	取り組み内容	所管課
みどりを 守る	(4) 水辺の環境を 守る	海辺のまちなみ景観 の保全	風致地区を引き続き指定し、建ぺい率や建物の高さの制限、建築物等の色彩の変更等を規制による良好な景観の保全を図ります。 また、逗子市景観条例及び「歴史的景観保全地区の景観計画と景観ガイドライン」に基づき良好な海辺のまちなみ景観の形成を図ります。	緑政課 まちづくり 景観課
		森戸川源流域の一体的な保全	森戸川源流域については、引き続き近郊緑地特別保全地区の指定に向けた調整を県と進めるとともに、葉山町と連携しながら、自然のままの河川形態としての保全を推進します。また、砂防指定地域については、自然環境が損なわれないよう、県と調整しながら維持管理を進めます。	緑政課 都市整備課
		養浜対策の推進	逗子海岸については、近年、砂の流出による砂浜の狭さく化がみられることから、養浜対策について県に要請します。また、関係機関を通じ、国に対して養浜対策の技術的支援を要請し、養浜対策のための調査と効果的な対策を検討していきます。 また、漂着した海藻の処理策、砂質改良等についても引き続き研究を進めます。	経済観光課
	(5) みどりを復元 する	開発時における樹林の保全及びみどりの復元の実施	開発の際には、逗子市まちづくり条例や逗子市の良好な都市環境をつくる条例に従って、ミティゲーションを実施し、樹林の保全及びみどりの復元を図ります。また、残されたみどりに担保性を持たせるため、市への移管や緑地協定の締結を推進します。	まちづくり 景観課

基本方針	みどりづくり 施策	関連する取り組み	取り組み内容	所管課
みどりを 増やす	(1) 公共施設にみ どりを増やす	花咲計画等への協力	<p>花咲(はなさか)計画推進協議会の活動について、活動の支援や市の事業等との連携を図り、桜によるみどりづくりを推進します。</p> <p>また、商工会女性部による花いっぱい計画の活動の支援を推進します。これらの活動について市の各種媒体によりPRし、市民のみどりに対する意識の高揚を図ります。</p>	経済観光課
		公共公益施設の計画的緑化	<p>逗子市景観条例及び逗子市の良好な都市環境をつくる条例に基づき、今後整備する公共公益施設について、敷地面積20%以上の緑化となるよう計画的な緑化を推進します。また、必要に応じて屋上緑化や壁面緑化についても積極的に取り組んでいきます。</p> <p>なお、公共公益施設の敷地内緑化にあたっては、接道部緑化を中心に推進するとともに、その取り組みと併せて、可能な限り市民の利用できる小規模なオープンスペースの確保を図ります。また、適切な維持管理を進め、逗子の風致・景観にふさわしい質的向上を目指します。</p>	緑政課
		ポケットパーク等の整備	<p>利用されていない土地等を活用してまちなかに小さなスペースを確保し、市民の憩いの場となるポケットパークの設置を進めます。維持管理については、アダプトプログラムを活用して市民参加の美化・維持管理を図ります。</p>	都市整備課

基本方針	みどりづくり 施策	関連する取り組み	取り組み内容	所管課
みどりを 増やす	(1) 公共施設にみ どりを増やす	まちのビオトープづ くりの推進	公共施設の敷地内にとんぼ池等の 水辺づくりや、本市に自生するよ うな樹木、草花等による緑化を推 進し、生態的ネットワークの構成 要素として生き物が生息、休息で き、生き物と市民が共存できる空 間(まちのビオトープ)の形成を推 進します。	緑政課
	(2) 民有地緑化を 推進する	緑地協定等の締結推 進	現在良好なみどりのまちなみが形 成されている地区、今後新たな開 発により市街地が形成される地区 については、緑地協定の締結推進 や、地区計画による計画的な緑地 の保全と緑化を推進し、みどり豊 かな市街地づくりを図ります。	緑政課
		まちづくりと連携し た緑化の推進(宅地 分譲における環境保 全協力の促進)	一定のルールの下に、個人の庭を 一般の人に開放するオープンガー デンについて、本市の実情に合っ た手法について実施に向けた検討 を進めます。	緑政課

基本方針	みどりづくり 施策	関連する取り組み	取り組み内容	所管課
みどりを 活用する	(1) 公園のみどりを 活かす	公園長寿命化計画の 推進	公園施設長寿命化計画等に基づき、老朽化した身近な公園については、計画的なリニューアル(再整備)を推進します。なお、公園整備にあたっては、市民ニーズを踏まえ実施します。	緑政課
		公園の配置と機能の 再編等に関する検討	公園に対するニーズの多様化に対応するため、社会情勢の変化に合わせて、公園の再編等の検討を進めます。また、再編等にあたっては、市民参加を図りつつ推進します。	緑政課
		高齢者や障がい者も 気軽に利用できる公 園づくり	公園の新設及び再整備に合わせて、入り口へのスロープの設置や、遊具、休養・便益施設等の使い勝手の向上など全ての人々が利用しやすいデザイン(ユニバーサルデザイン)を考慮した公園づくりを推進します。	緑政課
		防災に配慮した公園 づくり	大規模災害発生時における火災からの一時的な避難場所として、火災時の焼け止まりとなり、避難者の安全が確保されるよう、建物に隣接する公園外周部へ防火・耐火性に優れたサンゴジュ等の常緑広葉樹による緑化を進めます。また、避難所に指定される市内各小学校に常緑広葉樹の森(いのちの森)の整備を推進します。	防災に配慮 した公園づ くり
		公園の活性化に関す る協議会設置の検討	市民・事業者等のアイデアを活かした公園の活性化に関する取り組みを実施するために、協議会の設置について、検討します。	緑政課

基本方針	みどりづくり 施策	関連する取り組み	取り組み内容	所管課
みどりを 活用する	(2) 市街地内の樹 林地等や空き 地のみどりを 活用する	市民緑地制度の活用 の検討	街区公園が不足している地区において、公園の確保が困難な場合に市民緑地制度等を活用し、オープンスペースなどを確保することを検討します。	緑政課
		生産緑地地区の 保全・活用策の検討	生産緑地地区については市街地内の貴重な農業景観の構成要素として、所有者の意向を踏まえつつ、その継続的な保全と、農地としての適切な維持管理を指導する。また、農作業体験・交流の場など、多面的な活用方策について、今後調査・検討を進めます。	経済観光課

基本方針	みどりづくり 施策	関連する取り組み	取り組み内容	所管課
みどりを つなぐ	(1) 生物多様性を 確保する	三浦半島国営公園構 想の推進	二子山地区については、引き続き 近郊緑地特別保全地区の指定に向 けた調整を県と進めるとともに、 市民協働による維持管理を推進し ます。 池子の森自然公園・緑地の後背地 及び神武寺地区については、生態 系が適切に保全されるよう三浦半 島国営公園の将来位置づけを協議 する地区としてその保全を図って いくことを関係機関に要請しま す。	緑政課
		自然林の積極的保全	本市にまとまって残されているタ ブ林、マサキートベラ林、スタジイ 林等の自然林については、施設緑 地、地域制緑地等として優先的に 保全を図ります。 これらの樹林については、人の立 ち入りを制限する等の保全策につ いても検討します。	緑政課
		道路沿いの緑化の推 進	鳥などの生き物が安心して市街地 内へと訪れることができるエコロ ジカルネットワークを形成するた め、主な市道沿いやポケットパー クの街路樹や草花等による緑化を 推進し、まちなみ景観の向上とま ちなかへの生物多様性の確保を図 ります。緑化のための十分な幅員 がとれない道路への有効な緑化手 法を検討します。また、生活道路等 については、生垣助成制度を活用 し、沿道の生垣化等によりみどり を確保します。	都市整備課 緑政課

基本方針	みどりづくり 施策	関連する取り組み	取り組み内容	所管課
みどりを つなぐ	(1) 生物多様性を 確保する	生物多様性地域戦略 策定の検討	核となる森林、丘陵の樹林の連続 的保全と、河川及び道路等を枝葉 のように身近な庭先まで結ぶ、み どりと生きもののネットワーク軸 の考え方について、各種媒体によ るPRを推進し、エコロジカルネッ トワーク形成についての市民への 普及啓発を図ります。また、生物 多様性地域戦略の策定を検討しま す。	緑政課
		多摩・三浦丘陵の緑 と水景に関する広域 連携会議への参加	広域的なみどりのネットワークを 骨幹とした市町を超えた広域的連 携による緑と水景の保全・再生・創 出を目的に発足した、多摩・三浦丘 陵の緑と水景に関する広域連携会 議に参加します。	緑政課
	(2) 歩行者ネット ワークを形成 する	河川管理用通路の遊 歩道化	田越川河川環境整備基本計画に基 づき整備された、インターロック キング遊歩道や休憩用のベンチ、藤 棚が河川と一体となった親水性の ある空間を維持するとともに、そ の他の河川についても、河川と一 体となった親水性のある遊歩道の 整備を関係機関と協議していきま す。	都市整備課
		日常的な歩行者ネッ トワークの形成推進	幹線道路の歩道の整備を推進し、 歩行者が安心して移動できる歩行 者空間の確保に努めます。 また、自動車と歩行者・自転車が共 存できるようなルールや周知・啓 発を推進します。	都市整備課 環境都市課
		ハイキングコースの 適切な維持管理	ハイキングコース内の草刈りや倒 木・危険木の処理等の適切な維持 管理を進めます。また、ハイキング コースにおけるアダプトプログラ ム等の市民団体による維持管理制 度導入を検討します。	緑政課

基本方針	みどりづくり 施策	関連する取り組み	取り組み内容	所管課
市民との 協働	(1) 協力体制を つくる	団体間の連携推進	市民との協働をより推進するために、市内で活動する団体が参加する意見交換会等を開催して、団体間の連携を図ります。	緑政課
		学校との連携推進	環境教育・教育学習の一環として行政と学校及び児童・生徒との協働によるグリーンカーテンや除草活動等のみどりづくり活動の推進を図ります。	学校教育課
		リーダー等の育成	市民の活動推進の核となるリーダーやコーディネーターの育成を図ります。	緑政課
		各種奨励金、助成金制度の見直し	各種奨励金や助成金制度については、その活用度合いや重要度に応じて、必要性の高いものについて優先的に予算が配分されるよう、適時に見直しを図ります。	緑政課
		顕彰制度の検討	市内で活動する団体の活動内容を多くの市民に周知し、市民活動の社会的意義や重要性に対する理解を深めることや団体のやりがいにつながる取り組みとして、顕彰制度の創設を検討します。	緑政課
	(2) PRを充実 する	ホームページの活用	ホームページの内容充実を図り、市の緑化施策や市民の緑化活動、先進事例の紹介等みどりづくりの情報発信・情報共有を手軽で有効に実現できる媒体として、積極的に活用を図ります。	緑政課
		景観まちづくりと連携したみどりづくりの推進	みどり豊かなまちなみ景観づくりの取り組みの一環として、「まちなみデザイン逗子」のPRを実施するとともに、ガーデニング講習会等の共同開催などを検討し、景観まちづくり施策と連携による効果的なみどりのまちづくりを推進します。	まちづくり 景観課

基本方針	みどりづくり 施策	関連する取り組み	取り組み内容	所管課
市民との 協働	(2) PRを充実 する	みどりの調査の推進	アダプト団体との連携により、公園・緑地の施設の現状把握を行います。 また、市民参加による動植物の調査について、環境省のいきものログの活用等、簡易に市民が参加できる手法について普及啓発を図り、身近な動植物を含めた情報の蓄積を図ります。	緑政課
		景観計画・景観条例の活用と連携	本市の良好な景観を守り育てていく逗子市景観条例、景観計画及び景観ガイドライン等を活用し、特に民有地の緑化推進を中心に、逗子市緑の基本計画との連携の強化を図ります。	まちづくり 景観課
	(3) 市の推進体制 を強化する	まちづくり条例等の推進	逗子市まちづくり条例に基づき自然環境の適切な保全や緑化の推進を図ります。	まちづくり 景観課
		良好な都市環境をつくる条例の推進	逗子市の良好な都市環境をつくる条例等の運用により、開発の抑制を効果的に図りながら、自然環境の保全を図ります。	まちづくり 景観課
		基金の積み立て推進	積み立て予算の確保を図るとともに、逗子市まちづくり条例に基づく環境保全協力費を積み立てに活用します。また、市内の施設・コンビニへの募金箱の設置、イベント時の募金、ふるさと納税での寄付メニュー追加等を図るとともに、みどり基金に対する募金や寄付を促進するPRを実施し、基金の積み立ての推進を図ります。	緑政課
		市が保有する緑地の保全	市の保有する緑地について、みどり基金を有効活用し適切な維持管理を図ることによるみどりの質の向上を図ります。	緑政課



資料

- 逗子市緑の基本計画策定経過
- 令和4年度みどり審議会委員名簿
- 諮問書(逗子市緑の基本計画の改訂について(諮問))
- 答申書(逗子市緑の基本計画の改訂について(答申))
- 用語集

逗子市緑の基本計画 策定経過

【令和4年度】

○逗子市みどり審議会にて計画の内容を具体的に審議

令和4年8月29日（月） 第1回みどり審議会

- ・緑の基本計画の改定に関する諮問について
- ・緑の基本計画の改定について

令和5年1月19日（木） 第2回みどり審議会

- ・緑の基本計画の改定について

令和5年3月23日（木） 第3回みどり審議会

- ・緑の基本計画の改定に関する答申について

○緑の基本計画の改定に関する市民意見募集（パブリックコメント）

令和5年2月10日（金） ～ 3月13日（月）

○緑の基本計画についての関係自治体との協議等

令和4年12月21日 神奈川県への協議依頼

令和5年1月26日 神奈川県からの回答

令和4年12月21日 鎌倉市への意見照会

令和4年12月26日 鎌倉市からの回答

令和4年12月21日 葉山町への意見照会

令和5年1月10日 葉山町からの回答

令和4年度みどり審議会委員名簿

(令和5年1月1日現在)

氏名	種別	備考
葉山 嘉一	専門知識を有する者	委員長
中村 幸人	専門知識を有する者	
原田 敦子	専門知識を有する者	
大塚 広美	市民	
倉田 淳子	市民	

諮問書(緑の基本計画の改訂について(諮問))

諮問第 16 号

2022 年(令和 4 年) 8 月 29 日

逗子市みどり審議会
委員長 葉山 嘉一 様

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市緑の基本計画の改訂について(諮問)

このことについて、逗子市みどり条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、逗子市みどり審議会規則第 4 条第 1 項第 1 号の緑の基本計画の改定に関する事項について、貴審議会の意見を求めます。

答申書(逗子市緑の基本計画の改定について(答申))

2023年(令和5年)3月23日

逗子市長 桐ヶ谷 寛 様

逗子市みどり審議会
委員長 葉山 嘉一

逗子市緑の基本計画の改定について(答申)

2022年(令和4年)8月29日付け、諮問第16号で諮問のありました逗子市緑の基本計画の改訂について、次のとおり答申します。

本審議会は、諮問事項について慎重なる検討を行った結果、その必要性を認め、計画の改訂は妥当であると考えます。

逗子市内に残された貴重な自然を社会資本として、市民の安全を守りつつ、保全していくことを基本姿勢として、「緑の基本計画の改定について」審議を重ねてきました。審議会が答申する計画(案)において必要性を整理した計画改定の視点は、次のとおりです。

1. 保全していく緑地とみどりの機能について明確にすること
2. 安全対策と景観保全の両立を図ること
3. 市民との協働を積極的に図ること
4. 生物多様性に配慮した取り組みを図ること



用語集

ア行	
アダプトプログラム	市民と行政が協働で進める、「まち美化プログラム」のこと。アダプトとは、英語で〇〇を「養子」にするという意味で、公園や緑地など、公共の場を「養子」にみたと、市民がボランティアとして「里親」になり「養子」である公園や緑地の美化・維持管理を自主的・主体的に行い、市がこれを支援する、というもの。また、里親は「養子」である公園や緑地で、創作活動をする 것도できるなど、さまざまな活動の可能性がある。
アダプトサイン	アダプトプログラムを実施する公共施設の里親となる団体名等を記載した看板。
エコロジカルネットワーク	生物多様性を保全するため、生態系の拠点を適切に配置し、つながりをもたせること。生物の生育・生息地の核となる地域や緩衝地域を適切に配置するとともに、生物の分散・移動による個体群の交流を促進するため、生態的な回廊を確保することを基本とする。
SNS	Social Networking Service の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。
SDGs	Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標のこと。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成される。
NPO	Non-Profit Organization の略称で、日本語では「民間非営利団体」「市民活動団体」「ボランティア団体」等をいう。「営利を目的としない」「民間」かつ「公益的」立場から、これまで行政や企業では提供できなかった新しい社会サービスを提供する事業体で、福祉、環境、国際協力、まちづくり等、様々な分野で社会的使命を持った活動を展開している。
オープンスペース	公園や広場、運動場、水面など、建物に覆われていない土地や敷地内の空地の総称。
オープンガーデン	イギリスで始まった民有地の緑化活動。登録制によるもので、個人の緑化された庭を公開し、訪れる人とともに庭園の鑑賞を楽しむみどりづくり活動の一つ。
カ行	
街区公園	都市公園法に基づく都市公園の一種で、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
外来生物	もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって意図的・非意図的に持ち込まれた生物種。国外のみならず、国内の他の場所から移動させられたものも含まれる。

カーボンニュートラル	2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。 「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。
環境基本計画	環境基本法に基づく、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画。
環境負荷	人が環境に与える負担のこと。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。
近郊緑地保全区域・ 近郊緑地特別保全地区	首都圏の近郊整備地帯における無秩序な市街化の防止などを目的として、良好な自然環境を形成している樹林地や水辺地等を保全するため、「首都圏近郊緑地保全法」に基づき指定された緑地。このうち特に重要な緑地を近郊緑地特別保全地区として指定できる。
近隣公園	都市公園法に基づく都市公園の一種で、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。
グリーンカーテン	ゴーヤやヘチマ、朝顔などのつる性の植物を育てて窓を覆うもの。夏の強い日差しを遮ることで、室内温度及び建物の表面温度が上昇するのを防いだり、葉の蒸散作用によって部屋を涼しくする効果がある。
グリーンベルト	緩衝帯となるよう、緑地を帯状につなげること。
景観計画	景観法に基づく、良好な景観の形成に関する計画。景観まちづくりを進める基本的な計画として、景観形成の方針、行為の制限に関する事項などを定める。
建ぺい率	建物の建築面積が敷地に対して占める割合のこと。
公園の活性化に関する協議会	都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うために、公園管理者が設置する協議会。
公園長寿命化計画	都市公園における公園施設の老朽化に対する安全対策の強化及び補修・更新費用の平準化を図る観点から、適切な施設点検、維持保全等の予防保全的管理の下で、既存ストックの長寿命化対策及び計画的な補修・更新を行うことを目的として作成する計画。
公共公益施設	公共施設と公益施設を総称した言葉。公共施設とは、道路、公園、下水道などの都市の骨格を形成するような一般市民の利用を目的として整備される施設。公益施設とは、教育施設、行政サービス施設、医療・福祉施設、コミュニティ施設などの市民生活に必要なサービス施設。

逗子市緑の基本計画

公共施設緑地	都市公園以外の公有地又は公的な管理が行われている公園緑地に準じる機能を持つ施設及び公共公益施設における植栽地。
公募設置管理制度 (Park-PFI)	都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き制度。 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。
国営公園	都市公園法に基づく国が設置する以下の公園。 1.一の都府県の区域を超えるような広域見地から設置する公園 2.国家的な記念事業又は文化資産の保存及び活用を図る公園
サ行	
在来種	ある地域に従来生育・生息している固有の動植物種。
里山	農地、二次林、人工林、草原などで構成される地域であり、里地里山とも呼ばれる。様々な人間の活動を通じて形成され、循環型資源利用が行われてきた結果、特有の生物相・生態系が生まれ、自然と共生した生活が形成されてきた。
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的・計画的に市街化を図る区域。
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
施設緑地	都市公園や都市公園に準じる機能を有する公共・民間の施設及び公共公益施設における植栽地等による緑地。
自然環境評価システム	逗子市の自然環境を10メートルメッシュごとに総合的に評価したシステム。逗子市の良好な都市環境をつくる条例の対象事業の環境影響評価にあたり、同システムを使用する。
自然植生・自然林	その地域に本来成立している植生を自然植生という。 このうち、逗子市では自然環境評価システムにおいて、植生自然度Vに評価されるヤブコウジースダジイ群集などの樹林地を自然林としている。
自然の回廊	逗子全域を一つの大きな「自然の回廊」と見立てて、連続性・回遊性を持った散策、ハイキングなどを楽しめる道としてつなぎ整備を進めるプロジェクト。2013年(平成25年)7月に制定。
指定管理者制度	多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に創設された制度。

市民緑地・市民緑地認定制度	<p>市民緑地とは、都市内に緑とオープンスペースを確保し、良好な生活環境の形成を図るために、土地の所有者等からの申出に基づき、地方公共団体又はみどり法人が当該土地等の所有者と契約を結び、一定の期間、住民の利用のために設置・管理する緑地のこと。</p> <p>市民緑地認定制度とは、緑化推進重点地区内を対象に、土地所有者の協力の下、NPO 法人等の民間主体が設置管理者として、空き地等を市民緑地として整備・公開する制度。設置管理者は設置管理計画を作成・申請し、市区町村長の認定を受ける。</p>
市民協働	<p>市民、自治会・町内会、ボランティア団体、NPO、事業者、企業、市などのさまざまな主体が、公共の利益に資する同一の目的をもって取り組むまちづくり活動に対し、対等の立場で連携の上、協力し、及び協調して取り組むこと。</p>
市民の森	<p>逗子市みどり条例に基づき、土地所有者等と市が契約を締結し、市民のふれあいの場として公開する緑地。保存樹林等及びその隣接する緑地等を含め、おおむね 3,000 平方メートル以上のものを対象とし、管理は市民の協力を得て行う。</p>
社寺林	<p>神社・寺院が所有し、参道や拝所を囲むように維持されている森林。</p>
植物群落	<p>同じ場所で一緒に生育している、ひとまとまりの植物群をいう。便宜的な概念で、「植生」の単位として用いられる。</p>
シンボルツリー	<p>家のシンボルとして玄関先に配置する中・高木の樹木のこと。</p>
逗子市景観条例	<p>逗子市の特性が活かされた良好な景観を守り、育て、つくり、将来に継承するために必要な事項及び景観法の規定に基づく手続等について必要な事項を定めた条例。市民参加の下に豊かな景観の実現を図り、うるおいとやすらぎのあるまちづくりに寄与することを目的とし、逗子市景観計画とともに運用される。</p>
逗子市総合計画	<p>逗子市のまちづくりを総合的・計画的に進めるため、中長期的な展望と広域的な視点をもって、市のまちづくりへの姿勢を示す逗子市の最も基本となる計画。</p>
逗子市の良好な都市環境をつくる条例	<p>逗子市における自然環境の保全について適正な配慮がなされることを期し、環境影響評価等の手続その他必要な事項を定めた条例。良好な都市環境の形成を図り、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に資することを目的とする。</p>
逗子市まちづくり条例	<p>逗子市におけるまちづくりの基本原則を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、市民参画によるまちづくりの推進に関する必要な事項並びに適正な土地利用に関する手続及び基準を定めた条例。逗子市の都市宣言である「青い海とみどり豊かな平和都市」の実現に寄与することを目的とする。</p>

逗子市みどり条例	逗子市の良好な自然環境を有する緑地等を保全するとともに緑化の推進を図り、市民が健康でみどり豊かな潤いのある日常生活を営めるよう、みどりとのふれあいの場の環境整備を図ることを目的に制定された条例。市の責務として、緑の基本計画を策定することを定めているほか、みどり審議会や保存樹林等の指定などについても同条例が根拠となる。
逗子市みどり審議会	逗子市みどり条例に基づき、緑の基本計画の策定及び規則に定める事項について、市民及び専門知識を有する者から意見を聴取することを目的に市長が設置する組織。市長の諮問に応じて必要な審議を行い、その結果を答申する。
砂浜の狭さく化	砂浜は川から海に流れ込む砂によって形成されるため、護岸工事等によって海に流れ込む砂の量が減ると、年々砂浜の砂が波にさらわれて減り、砂浜の狭さく化が進行する。
生産緑地地区	市街化区域内において、公害の防止又は災害の防止、農林業と調和した都市環境の保全などに役立つ農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために、生産緑地法により指定された農地。地区に指定されると、税制上の優遇措置が受けられる。 生産緑地地区のうち、申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものについては特定生産緑地として指定することができる。
生態系	ある地域に生育・生息する生物とそれらの生活空間である大気、水、土等の無機的環境を含めたつながりのこと。生物は、生産者（緑色植物）、消費者（動物）、分解者（細菌や菌類）に分類することができ、これらの生物や大気、水、土等との間でエネルギーや物質が循環している。
生物多様性	あらゆる生物種の多さ（種の多様性）と、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態（生態系の多様性）を言い、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さ（遺伝子の多様性）までを含めた幅広い概念。
生物多様性地域戦略	生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画のことで、対象とする区域や目標、総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めることとされている。
タ行	
地域制緑地	一定の土地の区域に対して、その土地利用を法律や条例等で規制することにより、自然環境などを保全する緑地。
地域森林計画対象民有林	都道府県知事が、全国森林計画に即して、5年ごとに10年を一期としてたてる計画で対象となる民有林。
地球温暖化	人間活動の拡大により、二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇する現象。

地区計画	都市計画法に基づき、既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。みどりに関しては公園・緑地や接道部緑化、地区の緑化率等を定めることができる。
地区公園	都市公園法に基づく都市公園の一種で、主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
特定外来生物	外来生物のうち、海外から導入されることにより、日本の生態系や農林業、人の生活に大きな悪影響を及ぼす可能性があるとして「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で指定された生物。
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市の良好な自然環境を形成する重要な緑地を保全するため、良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、市町村又は県が都市計画に定める地域地区。
都市緑地法	緑の基本計画の根拠となる法律で、都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の整備を一層推進し、良好な都市環境の形成を図ることを目的に、諸制度が定められている。2017年（平成29年）の改正により、市民緑地設置管理計画の認定制度の創設、みどり法人制度の見直し、緑の基本計画の記載事項の拡充（都市公園の管理、都市農地の保全の方針等）等が盛り込まれた。
都市計画区域	都市計画法に基づいて、都市計画を策定すべき土地として設定された区域。
都市公園・都市公園等	都市公園とは、都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が都市計画区域内に設置する公園又は緑地。 都市公園等とは、都市公園に加えて公共施設緑地を含め、公的に確保されている施設緑地のことを示す。
都市林	都市公園法に基づく都市公園の一種で、主として動植物の生育・生息地である樹林地などの保護や都市の良好な自然環境を形成するための緑地。
土砂災害警戒区域及び同特別警戒区域	土砂災害防止法に基づき指定される区域 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域（イエローゾーン） 土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。 ・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン） 土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域

ナ行	
二次林	伐採や風水害、山火事等により森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の生長等により成立した森林。なお、逗子市自然環境評価システムでは、オニシバリ-コナラ群集等の落葉広葉樹林に加え、竹林などを含め植生自然度IVに評価するものを二次林としている。
ハ行	
パートナーシップ	まちづくりにおいては、住民、行政、企業が、それぞれ自立した主体として、それぞれが他者の主体性を尊重し、かつ、相互作用による創造的な効果を発揮していく関係。
ヒートアイランド現象	都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。
ビオトープ	野生生物の生息空間を意味する言葉で、多様な生物が生息できるような空間を指す。
風致公園	都市公園法に基づく都市公園の一種で、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園。
風致地区・風致地区条例	都市計画で定める地域地区の一つで、土地の所有いかんにかかわらず開発ないし土地利用の制限を行い、都市の風致を維持しようとする地区。制限の内容は逗子市風致地区条例により定められている。
壁面緑化	つる性植物やつた類などで建物の外壁を覆うなどの特殊緑化の一種。
保安林	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。
ポケットパーク	都市生活の中での潤いや休憩のために整備される市街地の空地や、建物前の小広場等を利用して設けられる比較的小規模な空間。
保全配慮地区	都市緑地法に基づき緑の基本計画で定める「緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のこと。様々な制度を使い自然的環境に富んだ地区等の保全施策を示す。
保存樹林、保存樹木	逗子市みどり条例に基づき、特に保全をすべき樹林地又は樹木について指定する制度。保存樹林は市街化区域内の300平方メートル以上のものを対象に指定される。
マ行	
マッチングギフト	企業などが、社会福祉や災害支援などのための寄付金や義捐金を募る際、寄せられた金額に対し、同額を上乗せして拠出すること。
ミティゲーション	ミティゲーション(Mitigation)とは、人間の活動によって発生する環境への影響を緩和、又は補償する行為。樹林地等で開発を行う場合、環境への被害を回避又は最小限に抑え、それが困難な場合は開発以前と同様の環境を復元するなどの措置を検討することが望ましいとされる。

みどり法人制度	都市緑地法に基づき、緑の担い手となる民間主体となる緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）を市町村が指定する制度。
民間施設緑地	公園緑地に準じる機能を持つ民有地の施設。
ヤ行	
屋敷林	古くからある住宅の屋敷内につくられた樹林で、多様な目的、用途をもつ。屋敷の外縁に沿ったものは、主に境界を区分するとともに防風、防火、防砂などの防災効果や、みどりと一体的に良好な景観を形成する。
谷戸	丘陵地が浸食されて形成された谷状の地形のこと。本来は斜面樹林と畑や水田、湿地等で構成されるが、逗子市では市街化されたものも少なくない。
ユニバーサルデザイン	障害の有無や年齢にかかわらず、全ての人が安全で利用しやすいよう製品、施設、空間等をデザインすること。
養浜対策	大量の砂を投入して、海浜の改良と維持を図る対策。
ラ行	
リニューアル	新しく作り直して再生させること。
緑地	緑の基本計画では、施設緑地及び地域制緑地の対象となるものを緑地として位置づけ、整備・保全の対象とする。 広義には樹林地、草地、水辺地、農地等自体又は周辺含めて良好な自然的環境を形成しているものを指す。
緑地協定	都市緑地法に基づき、ある地域に住む住民の合意で緑化について協定を締結し、地域ぐるみで緑化しようとする制度。
緑被・緑被率	樹林や草などの緑で覆われた部分及び農地、水面を緑被という。緑被率とは、地区内における緑被の占める面積割合をいう。
緑化推進重点地区	都市緑地法に基づき、緑の基本計画で定める「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として位置づけられる地区のこと。本市では、逗子しみどり条例に基づく「緑化推進重点地区」を兼ね備えた地区とし、公共公益施設の緑化、民有地緑化に対する助成、市民緑地認定制度の活用など重点的な緑化施策を推進する。
歴史的景観保全地区	逗子市景観計画で定められる景観重点地区のひとつで、海浜の保養別荘地としての歴史的なたたずまいを有している地域に定められている。
歴史的風土保存区域、 歴史的風土特別保存地区	古都保存法に基づいて指定された「古都」の歴史的風土を保存するために定められた区域。歴史上意義を有する建造物・遺跡などが周囲の自然的環境と一体をなして古都の伝統と文化を具現又は形成している区域の状況が保存されている。 歴史的風土保存区域内の特に枢要な地域について、歴史的風土保存計画に定める基準に基づき、都市計画に「歴史的風土特別保存地区」を定めることができ、建築など一定の行為をする場合は知事の許可が必要となる。

逗子市緑の基本計画

令和5年(2023年)3月

発行：逗子市環境都市部緑政課

〒249-8686

神奈川県逗子市逗子 5-2-16

電話：046-873-1111(代表)

制作協力：朝日航洋株式会社

溫子市

